

官報

号外 昭和二十七年三月四日

第十三回 衆議院會議録第十八号

昭和二十七年三月四日(火曜日)

議事日程 第十七号

午後一時開議

第一 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

第五 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(松田謙蔵君外十一名提出)

第六 真珠養殖事業法案(第十二回開会、石原國吉君外十四名提出)

●本日の会期に付した事件

検査官資格審査委員会及び同予備委員の選考

外務省管理委員会委員長任命につき同意の件

議員川崎秀二君を懲罰委員会に付

午後の動議(柳澤義男君外一名提出)

議員風早八十二君を懲罰委員会に付するの動議(田嶋好文君外一名提出)

日程第一 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

日程第五 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(松田謙蔵君外十一名提出)

日程第六 真珠養殖事業法案(第十二回開会、石原國吉君外十四名提出)

午後一時四十八分開議

○副議長(若本信行君) これより会議を開きます。

○副議長(若本信行君) 検査官資格審査委員会三名の任期が満了し、同予備委員二名が辞任されましたので、この際検査官資格審査委員会及び同予備委員の選挙を行います。

○副議長(若本信行君) 検査官資格審査委員会三名の任期が満了し、同予備委員二名が辞任されましたので、この際検査官資格審査委員会及び同予備委員の選挙を行います。

○副議長(若本信行君) 検査官資格審査委員会及び同予備委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○副議長(若本信行君) 副議長は、検査官資格審査委員会に松木弘君、柳澤義男君及び鈴木義男君を指名いたします。また同予備委員に金原盛二君及び山口好一君を指名いたします。なお金原君は委員松木弘君の予備委員、山口君は委員柳澤義男君の予備委員といたします。

○副議長(若本信行君) お諮りいたします。

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて議長は、検査官資格審査委員会に松木弘君、柳澤義男君及び鈴木義男君を指名いたします。また同予備委員に金原盛二君及び山口好一君を指名いたします。なお金原君は委員松木弘君の予備委員、山口君は委員柳澤義男君の予備委員といたします。

ます。内閣から、外務省管理委員会委員長に木内信胤君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(若本信行君) 起立多数、よつて同意するに決しました。(拍手)

議員川崎秀二君を懲罰委員会に付するの動議(柳澤義男君外一名提出)

○副議長(若本信行君) 柳澤義男君外一名より、成規の賛成を得て、議員川崎秀二君を懲罰委員会に付するの動議が提出されております。右動議を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。提出者柳澤義男君。

(柳澤義男君登壇)

○柳澤義男君 去る一月二十六日の本会議の議場におきまして、国務大臣の演説に対する質疑が行われんとするに、改進黨の川崎秀二君は、何ら議長の許可なくして登壇し、あまつさえ、不法にも約九分間の長きにわたるそのための演壇を占拠いたしました。そのために議場の紛擾をかもし、議事の進行を妨害し、議院の品位を重んぜず、秩序を乱したのであります。われわれは、議場における議員の行動として、かくのごとき不法を断じて黙過することはできないのであります。(その通り、拍手)この事実によりまして、

當時われわれは、成規の手続をもつて、川崎君を懲罰委員会の職に付すべしとの動議を提出いたしましたのであります。懲罰動議が出ますれば、当然すべての議案に先んじて論議せらるべきであります。今日の議題は、国務大臣の演説に対する質疑の継続という、きわめて重大なる問題でありましたので、交渉委員の間の院内交渉の結果、その質疑を終了し、これに関連する手算案審議の終了後に議することに納得して、その機会を待つたのであります。ようやく本日、議院運営委員会におきましてこの取扱いが取上げられ、本日ただいま、ここに上程せられて議題となつた次第であります。そこで私は、しからばいかなる点が懲罰犯として問題の対象になるか、この点を申し上げて諸君の御判断に訴えんとするものであります。

川崎秀二君は、同日午後一時二十五分、議長が開会を宣し、川崎秀二君より議事進行に関する発言を求められております。ごまかす言われたときに、すでにこの壇上に上りまして、何ら発言の許可を待たずに、この演壇を占拠したのであります。そこで議長は、さらに「その内容は、予算審の違法に関する問題とのことであります。本日の議題は国務大臣の演説に対する質疑の継続でありますから、この議事進行は適当な時期に許します。」と宣告して、川崎秀二君に對しましては、決してその登壇

○副議長(若本信行君) お諮りいたします。

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて議長は、検査官資格審査委員会に松木弘君、柳澤義男君及び鈴木義男君を指名いたします。また同予備委員に金原盛二君及び山口好一君を指名いたします。なお金原君は委員松木弘君の予備委員、山口君は委員柳澤義男君の予備委員といたします。

○副議長(若本信行君) お諮りいたします。

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて議長は、検査官資格審査委員会に松木弘君、柳澤義男君及び鈴木義男君を指名いたします。また同予備委員に金原盛二君及び山口好一君を指名いたします。なお金原君は委員松木弘君の予備委員、山口君は委員柳澤義男君の予備委員といたします。

○副議長(若本信行君) お諮りいたします。

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて議長は、検査官資格審査委員会に松木弘君、柳澤義男君及び鈴木義男君を指名いたします。また同予備委員に金原盛二君及び山口好一君を指名いたします。なお金原君は委員松木弘君の予備委員、山口君は委員柳澤義男君の予備委員といたします。

昭和二十七年三月四日

昭和二十七年三月四日 衆議院会議録第十八号 議員川崎秀二君を懲罰委員会に付するの動議

壇を許したではありませんでした。(発言する者あり)しかもかかわらず、川崎君は、不法にも約九分間そのまま演壇を占拠し、そのために議場は紛擾を起し、議事の進行を妨害したのであります。議長は、当日の発言者である小川半次君の発言を致したつて促しましたが、その川崎君の演壇占拠のために、小川君は整理して発言することができなかつたのであります。(発言する者あり)これらの事実は、本議場公知の事実でありまして、諸君のまのあたり目撃せられた、きわめて明白なる事情であります。

かくのごとく議院の秩序を紊乱する議員の行動は、議会の民主的運営を破壊し、議院の神聖を冒瀆する、きわめて重大なる問題であります。(拍手)あるいは議事進行のためと弁解して、これを片づけようとするけれども、かつてに登壇をいたしました点に許しがたいことでございます。川崎君は、むしろ議事進行に名をかりて、かつてに登壇をいたしましたのであります。あるいは、もしも、ただ整理をしただけだというところで、これを簡単に片づけて、本件をこのままに捨てておくらば、今後どうして議場の秩序を保ち、民主的に自由な意思を表示することができましようか。(拍手)だれでもかつてに登壇すれば、ただちに紛擾をかもします。紛擾のちまたと化すならば、おそ

らくこの演壇は收拾つかなく、はては暴力のみが勝利を得ることになりまして、自由な、民主的な言論はまつたく妨げせられることになりまふ。それで議会議場は根本から破壊される結果となるから、そのために、国会の自律権によりまして法律を定めることを憲法が明定し、さらに議院規則第二百十七條におきまして、「何人も、議長が許可がなければ演壇に登つてはならない。」と明定してあるのであります。それだからこそ、諸君もおそらくがまんして登壇しなかつたのであります。しかるに、諸君、もし本件を掘りつぷしてしまふならば、ひとり改進黨の川崎君にのみ秩序維持のこれらの法規の適用を免除して、はなはだへんばな取扱いと相なるのであります。どこにそんなはかな理由があるか。何がゆえに川崎君にのみ非民主的行動を許す根拠があるか。法の適用は公平であり、厳正でなければならぬのであります。(拍手)もしまたこれを、どんな理由にしろも、このままにするならば、これは必ず前例になります。国会は、特に諸君御承知の通り、先例を重んずる慣習がある。もしこれが先例になるならば、おそろく何人の場合もこれを戒めることはできない。しかし、それでは議会議場を維持し、国民の正しい意思を反映させることはできません。あるいは野党の諸君は、本件はすで

に問題が発生してから一箇月以上も経過しているではないか、なぜそれほど重大ならば、もつと早く出さなかつたかと言ふかもしれない。しかし、諸君、この問題が起つてから今日まで予算案が執行されており、川崎君のような改進黨の綱領を懲罰によつて厳罰に加わらせなかつたとあつては、川崎君の暴力的な威力に恐れ、からめ手からこれを封じたとしても宣伝されたらばかばかしいし、かつあまり数も多くない改進黨から、川崎君ほどの代表的人物を委員会から締め出してしまふということもどうかと思ひ、さらにまた、われわれも、ただいふならに同僚議員を懲罰すればよいのではないから、その後の態度が、この事犯に対して強く反省され、まじめに議案の審議に當るかどうかをわれわれは注視し、いわゆる情状酌量の余地があるかどうかを監視しておつたのであります。(拍手)しかるに、川崎君のその後の院内における行動やいかん。ことに予算委員会における態度は、反省はおろか、まつたく議案の審議をしようとする態度ではなく、いたすらに暴力的な紛擾誘発を事としておつたといつてもまづかえないと思ひます。その態度は、まづたく国会の神聖を考へないものである。これをもつてしても、川崎君の本件の行動は、議長が発言が聞えなかつたとか、あるいは過失によつたといふよきな、簡単なことで片づけられたの

ではたまたない。ことに川崎君は、議場のかけひきにおいてはきわめて練達老巧、現に改進黨の国会対策委員長をしておるのである。新米の、ふなれのもの、若者とはわけ違ひ、なおさら断固として許しがたいのであります。(拍手)

あるいは野党の諸君は、川崎君はあつたとき靜かにこの壇に立つただけで、何も発言してはなかつたといふやうなことを情状の上に加えようとおつしやるかも知れないが、彼はなれていればこそ、発言をしないが、無言でこれを占拠しておつたのである。もう少し純真なら、たいてい、占拠しただけでなかつた、何かしやべつて、わあ、騒ぐだけであつたやうが、川崎君が無言のうちこの演壇を占拠し続けたあたり、実に老巧を越して悪賢きわまりないものであると私は思ふのであります。(拍手)この悪賢な行動が不問に付されるというこゝになれば、とつてい国会の品位も、その権威も維持することはできません。

諸君、国会は国民の縮図である。八千万国民の精神の集結された、きわめて神聖な場所であります。それゆゑに、議院規則におきまして、明文をもつて品位の尊重を規定し、מידりに新聞雑誌の閲覧さへも許されないのであります。川崎君は、それでなくとも、當日ごろ私どもが見受けるところ、はなはだ挑発的、暴力的行動が多

○川崎秀二君 たいに私に對しする懲罰の案件が出されておりますが、元來国会議員は、議事の進行につきましまして重大なる問題が起つたときに、議員を求めざる権利は自由に許されておるのであります。(拍手)私は、去る一月二十六日、再開後の国会の冒頭に起りました予算案の財政法違反並びに憲法違反の疑義の問題につ

きまして、議事進行の發言を議長の手元にて正式の書類をもつて求めたのであります。従いまして、これは適時かつ適法の發言であることは間違ひありません。(拍手)

しかも、衆議院規則第二百二十九條を見ますと、「議事進行に關する發言は、議題に直接關係があるもの又は直ちに處理する必要があると認められたるの外は、これを許可する時機は、議長がこれを定める」とある。従つて、直接に關係があるかいなかというところが問題になるのであります。御存じのごとく、施政方針の演説は總予算の提出と同時に述べられたものであり、大蔵大臣の演説は予算案そのものに重点を置いて行われたものであることは、何ら間違ひのない事實であります。予算と直接の關係があつて、その予算が財政法に違反してゐるといふ重大な問題があり、これが突如として起つて来た問題でありますから、私が正式の手續をもつて議長にこれを提出し、當然發言を許されると思つて登壇をいたしましたことは、議会の規則を守り、また国会の法律を遵守してゐる、正しい行爲といわなければならぬのであります。(拍手)

しかるに、私が議長と呼びました際に、議長は當然これを許可したものと思つておりましたが、登壇をいたしましたところ、どうやら議長は指名してゐる發言者の名前を違つておるようであり

ました。しかしながら、これは議長の方で両会法並びに衆議院規則第二百二十九條に違反する行為を犯されておるのであつて、従つてあなたにこれを御撤回になるかと思ひまして、私はこの演壇の左側に立つて、當然訂正される時期を靜かに待つておつたのであります。その間、議長と改進黨の交渉係、あるいは自由党の

議事交渉係の諸君は、ここで數分間交渉されました。そして、後刻これを許すというのであつた。私は、その行為が問題になるのであります。御存じのこと、これは重大な問題として、會石閣會對策委員長もお見えてございませうが、遂に妥協の結果、私はここで發言をする機會を持つたのであります。(拍手)事件はすでにその日に片つてゐるものを、今ごろになりまして、懲罰犯を犯したといふことを出して来るというところは、私は、自由党の諸君がいかなる良識を持つておられるか、いかなるかかげを以てかかせる行動をされておるか、まことにその心事の陋劣を疑うのであります。(拍手、發言する者多し)

かつ、この際明らかにしておきたいことは、この發言に基くところの問題の内容であります。御存じのように、財政法第十四條二項並びに十四條三項の改正を含んだところの案件は、當時參議院に上つておりました。従つて參議院の通過後でなければ法律は成立いたしません。しかるに、新しい財政法によつて予算案を組んで来るなどというところは、明らかにこれは財政法の違反であります。(拍手)當時、世間もこれに注目をして、次第に輿論が高まりまして、その結果はどうなつたか。その結果は、大蔵大臣は、衆議院の予算委員会で追究をされた結果、確かにこれは新財政法によることは好ましくないけれども、しかし前例のあることであるから御寛容願いたいということ、これまた野黨委員の主張が通つて、妥協が成立をいたしました。そういうことなんだ。

しかしして、それならば、私が提起したこの問題の結末はどうなつたか。これはきわめて重大な問題であります。結果は、參議院において公聴會を持たせ、金森博士は憲法違反ではないと言つたけれども、しかし、手続はあくまでも財政法の違反を犯してゐると言われた。大内兵衛氏は、継続費というものは元來認めべきものではない、財政法の違反を明らかに犯してゐるといふことであつた。その結果、諸君は、二月の二十一日、この本会議の議場で、參議院から送附されて来たところのあの修正案を、まさかお忘れになつたものだと私は思はないのであります。(拍手)

どうですか。われ／＼が注意を喚起した結果、どういふことになつたか。財政法の十四條は、原來では數年度にわたつて経費を支出することができると書いてあつたのを、遂に修正されて、「当該會計年度以降五箇年度以内とする。但し、予算を以て国会の議決を経て更にその年限を延長することが出来る」と、ちゃんと改正されておるのである。われ／＼の發言と參議院の良識があつたればこそ、この重大なるミステークが、遂に後に皆さんの總意によつて修正をされておるといふ一事を見て、今ごろこの問題を持ち出して来て、しかも私が成規に發言を求めて、成規の手續をもつてなしたその議事進行の發言をすらすら聞通つておるといふやうなやり方は、まったく皆さんの責任転嫁である。同時に陋劣なる自由党の政略に基いたものといわなければならぬのであります。(拍手)かかる不合理なる政略的な案件に対して、われ／＼は断じて承認することにはできないのであります。(拍手、發言する者多し)

今国会において——ことに先ほどの發言を聞いておられると、このわれわれの議事進行に關する發言の問題よりはむしろ、どうやら予算委員会における私どもの行つた行動に対する自由党の憤懣や方なき爆発のようにも思へたのであります。(拍手)靜かにこの席上から見ておられますと、あの柳澤君の發言に對しまして拍手をせられた

方は、予算委員の諸君のようでありませう。ほかの諸君は、ほとんど笑つておられる。(拍手、發言する者あり)笑つておられる。懲罰勸諭などというものを出すときには、その出すのが憤激をもつてこれを迎えなければならぬところのその感情が、あなたの方の今の心構にはないではないか。(拍手)げら／＼と笑つておられる。これはしまつたけれども、今までの行がかり上出さなければならぬ。予算委員会におけるところの野黨側の行政協定のあの肉薄ぶりに對して、今一太刀返しておかなければ腹いせにならないというのが、あなた方が今日出して来たところの題意であるといふことを、われ／＼ははつきりと知らなければならぬのであります。(拍手)

私は、自由党が本国会において、暴力的な態度をもつてあらゆる案件を翻つたことを、國民とともに痛憤の念をやる方々もあるものであります。(拍手)まことに行政協定のとき、あの重大な問題が上つて来て、そうして衆議院の予算委員会は、アメリカの上院と同じように、條約の批准は行政協定の締結を待つ、それが當然民主的なやり方ではないかと、野黨の議員諸君が声をかして叫んだにもかかわらず、予算案の方を先に出して来て、わけのわからぬ予算案を今日通過せしめたことは、諸君の責任であります。(拍手)國民はみんな憤激をもつてこれを迎えて

ました。しかしながら、これは議長の方で両会法並びに衆議院規則第二百二十九條に違反する行為を犯されておるのであつて、従つてあなたにこれを御撤回になるかと思ひまして、私はこの演壇の左側に立つて、當然訂正される時期を靜かに待つておつたのであります。その間、議長と改進黨の交渉係、あるいは自由党の

議事交渉係の諸君は、ここで數分間交渉されました。そして、後刻これを許すというのであつた。私は、その行為が問題になるのであります。御存じのこと、これは重大な問題として、會石閣會對策委員長もお見えてございませうが、遂に妥協の結果、私はここで發言をする機會を持つたのであります。(拍手)事件はすでにその日に片つてゐるものを、今ごろになりまして、懲罰犯を犯したといふことを出して来るというところは、私は、自由党の諸君がいかなる良識を持つておられるか、いかなるかかげを以てかかせる行動をされておるか、まことにその心事の陋劣を疑うのであります。(拍手、發言する者多し)

かつ、この際明らかにしておきたいことは、この發言に基くところの問題の内容であります。御存じのように、財政法第十四條二項並びに十四條三項の改正を含んだところの案件は、當時參議院に上つておりました。従つて參議院の通過後でなければ法律は成立いたしません。しかるに、新しい財政法によつて予算案を組んで来るなどというところは、明らかにこれは財政法の違反であります。(拍手)當時、世間もこれに注目をして、次第に輿論が高まりまして、その結果はどうなつたか。その結果は、大蔵大臣は、衆議院の予算委員会で追究をされた結果、確かにこれは新財政法によることは好ましくないけれども、しかし前例のあることであるから御寛容願いたいということ、これまた野黨委員の主張が通つて、妥協が成立をいたしました。そういうことなんだ。

しかしして、それならば、私が提起したこの問題の結末はどうなつたか。これはきわめて重大な問題であります。結果は、參議院において公聴會を持たせ、金森博士は憲法違反ではないと言つたけれども、しかし、手続はあくまでも財政法の違反を犯してゐると言われた。大内兵衛氏は、継続費というものは元來認めべきものではない、財政法の違反を明らかに犯してゐるといふことであつた。その結果、諸君は、二月の二十一日、この本会議の議場で、參議院から送附されて来たところのあの修正案を、まさかお忘れになつたものだと私は思はないのであります。(拍手)

どうですか。われ／＼が注意を喚起した結果、どういふことになつたか。財政法の十四條は、原來では數年度にわたつて経費を支出することができると書いてあつたのを、遂に修正されて、「当該會計年度以降五箇年度以内とする。但し、予算を以て国会の議決を経て更にその年限を延長することが出来る」と、ちゃんと改正されておるのである。われ／＼の發言と參議院の良識があつたればこそ、この重大なるミステークが、遂に後に皆さんの總意によつて修正をされておるといふ一事を見て、今ごろこの問題を持ち出して来て、しかも私が成規に發言を求めて、成規の手續をもつてなしたその議事進行の發言をすらすら聞通つておるといふやうなやり方は、まったく皆さんの責任転嫁である。同時に陋劣なる自由党の政略に基いたものといわなければならぬのであります。(拍手)かかる不合理なる政略的な案件に対して、われ／＼は断じて承認することにはできないのであります。(拍手、發言する者多し)

今国会において——ことに先ほどの發言を聞いておられると、このわれわれの議事進行に關する發言の問題よりはむしろ、どうやら予算委員会における私どもの行つた行動に対する自由党の憤懣や方なき爆発のようにも思へたのであります。(拍手)靜かにこの席上から見ておられますと、あの柳澤君の發言に對しまして拍手をせられた

方は、予算委員の諸君のようでありませう。ほかの諸君は、ほとんど笑つておられる。(拍手、發言する者あり)笑つておられる。懲罰勸諭などというものを出すときには、その出すのが憤激をもつてこれを迎えなければならぬところのその感情が、あなたの方の今の心構にはないではないか。(拍手)げら／＼と笑つておられる。これはしまつたけれども、今までの行がかり上出さなければならぬ。予算委員会におけるところの野黨側の行政協定のあの肉薄ぶりに對して、今一太刀返しておかなければ腹いせにならないというのが、あなた方が今日出して来たところの題意であるといふことを、われ／＼ははつきりと知らなければならぬのであります。(拍手)

昭和二十七年三月四日 衆議院會議第十八号 議員川崎秀二君を懲罰委員會に付するの動議

昭和二十七年三月四日 衆議院會議第十八号 議員風早八十二君を懲罰委員会に付するの動議

おるのである。何事でもありません。かかる状態は、まさに靴の上を踏むをいふまにこの議場においてなまじうとするにひとしい。私は、この行政協定の問題その他を含んで、今や国民の国会に對するところの批判は日々に積まりつつあつて、ことに自由党の諸君が、教をもつてあらゆる非合理を行使しておることを見のがすものでないということを斷言いたします。(拍手)

諸君、本年は、いかなることであるか、雪が多い。雪が多いというのはなぜか。安政五年から万延元年にかけては大雲が降つたという。その大雲とは何ぞや。井伊大老が、あの屈辱的な外交を結んで、そのために當時の國論の反撥を受け、遂に万延元年三月三日、彼は松田門外の変に倒れた。吉田總理大臣がその変に倒れる——さういふ歴史的なものが今日起らうとは思わぬが、しかし合理的な國民の要求、留辭外交を排せよという声はとうとうとして流れて来ると思つて、川崎秀二一人を傳つて、天下の大勢をくつがえすことはできませんぞ。(拍手、発言する者多し)

あらためて申し上げておく。元來、古語にいわく、あやまちを改むるにはばかることなれといふ古語があり、新語にいわく、あすではおそ過ぎるといふ言葉がありますが、どうぞ……。

○副議長(岩本信行君) 川崎君に申し

上げます。一身上の弁明ですから、討論にわたらぬように……。

○川崎秀二君(総) 今日事態を十分に考へて、冷嘲に反省をなさることを要求いたします。

○副議長(岩本信行君) ただいまの川崎君の発言中、事実と違つておる人の名前があるとの申出がありますから、速記録を調査の上、適当に措置いたします。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて議員川崎秀二君を懲罰委員会に付するの動議(田嶋好文君外一名提出)

議員風早八十二君を懲罰委員会に付するの動議(田嶋好文君外一名提出) 一名より、成規の賛成を得て、議員風早八十二君を懲罰委員会に付するの動議が提出されております。右動議を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。提出者田嶋好文君。

○田嶋好文君 私は、ここに現在国会の輿論ともなつておるかに考えますところの、風早八十二君に對します懲罰

動議の趣旨弁明をいたさんとするものであります。

今問題になりました点は、去る二月の十九日、予算委員会におきまして、共産党の横田委員が質問に立つたのでございませうが、横田委員の質問に對しまして、吉田總理大臣は、専門的な立場から答弁なさつたと思つたのでございませう。他の國務大臣にかつて説明をさせたのでございませう。このことに端を發しまして、横田委員は、吉田總理大臣並びに他の國務大臣に對しまして、まづたく入つ當りの閣議雜言を用ひまして、とうとう最後には、そんなものはもういらぬと言つて、自分の質問をみずから放棄してしまつたのであります。それで、委員長の塚田さんが、一御質疑に對して答弁不要の御宣言がありましたので、發言を中止いたしました。ただいまの横田委員の發言中、もし不相當の言辭がありましたれば、速記録を調べました上、適當の措置をとることといたします。午前の會議は……と發言中に、突然風早君は、自分の席から立ち上りまして、委員長と呼びながら、また何か叫びながら委員長の席にかけつきました。委員長に詰め寄り、委員長の左腕をつかんで、委員長を自己の方にひっぱつて来て、委員長が机の上にして踏み上げたりおりました書類をひつたつてしまひました。そして、それをむちやくちやにして、もみくちゃにしてしまつた

のであります。こうして委員長の發言に妨害を加へ、一時委員長の宣言を中止するのやむなきに至りしめすと同時に、議場を混乱に陥れたという事実がこれでありませう。

それら、なぜ暴力に排撃せられなければならないのか。申し上げるまでもないと思つておりますが、まず第一に、暴力はわれわれの人權を蹂躪するものであります。暴力があつては、われわれの人權は保障されませ

ん。と同時に、暴力は、われわれの正當なる國家機關の構成を破壊する……。

○副議長(岩本信行君) 御靜かに願ひます。

○田嶋好文君(総) 國家機關の機構を破壊すると同時に、言論を抑圧し、ひいては政治のファシシヨ化をはかるところに、われわれが暴力を排撃しなければならぬ原因があるのであります。

今回の共産党の風早君の行動が、共産党の公知の行動であります暴力を地で行つたということは極言かもしれませぬので、私はそこまでは申し上げませんが、少くとも国会議員たる風早君が、しかもかつて大学で教授として講義をし、暴力排撃を叫んだところの風早君が、申もあらうに委員長に對して暴力を振うといふことは、このみをもつてしても、私は斷固として許されぬと思つております。(拍手)この意味において、私は国会から絶対に暴力を排撃したい。暴力を締め出した。この意味におきまして、風早君に對して強く責任を追究するものであります。

また私は、今回の風早君の行動を正確につかんでいただくためには、どうして風早君の背後にありますがところの關係といふものを見がすことはできないと思つて、日本の共産党は、獨立準備の重大なる今国会において、一貫した方針をいたしまして、こういうよ

うな行動を繰り返してはならないと思つて、私は、われわれの人權は保障されませぬ。同時に、暴力は、われわれの正當なる國家機關の構成を破壊する……。

うな方針をとつておるのであります。第一に、警察予備隊を日本のかつての侵略軍的なものにてつち上げ、そうして国民感情を反米、反政府的方向に指導するとともに、かつて日本軍により侵略せられた東洋諸民族並びに世界諸民族の反米、反日の感情をあおろうとしておるのであります。

第二には、政府の不信不正事実を捏造いたしましたして、国民を反政府的にかり立て、国内暴力革命の糸口をつくりうとする方針のように見受けられるのであります。この事實は、共産党の諸君の、必ず日本は再軍備を強行しようとしておる、また日本は戦争準備に突入しようとしておる、日本は軍隊を海外に派遣しようとしておる、こういうようなたびくゝの発言から、私は十分にうかがえると思つております。

また予算委員会におきまして、共産党の山口議員がたいへん重大な発言をしておられます。それは、われ／＼見のがすことができません。予算委員会におきまして、山口君は「それではお伺いいたしますが、予備隊が前方向けのテントを発売する」といふ問題が起つておる。こういうことを聞いておるのです。政府の方で、約三億円の前方向けの特別な備蓄を持つたテントを発売しておる、その大部分が予備隊用のものなので、こういううわさを聞いておるのです。こういううわさが出ておると、まず、予備隊の海外派遣という

問題が、国民として考えざるを得なくなつて来るのです。心配せざるを得なくなつて来るのです。というように、まったく予備隊が前方侵略のために派遣される軍隊であるかのような発言をいたしておるのであります。

また、これに続きまして、共産党の風早委員は、こういうことを言つておる。山口君の今の質問の中で、前方向けのテント三億円の発売の問題があるのであります。これは帝園製紙と日本繊維、この二つの会社に対して発売せられておると言われておるのであります。この帝園製紙には大橋閣務大臣が関係しておる。日本繊維には池田大蔵大臣が関係しておる。この二人が利権争いをやつておる、この二つの問題が明確になつておるのに、今の閣務大臣の答弁は、はなはだあいまいである。というふうなおるのであります。予備隊を前方向けの侵略軍のように国民をして妄信せしめ、そうして政府をいたずらに誹謗して、国民に対して政府の不正不實を捏造して、国民の政府に対する悪感情、反政府的な空気をあおらうと、盛んに委員会において努めておるのであります。

また問題になりました横田委員は、十九日の委員会におきまして、その発

言中、人民軍という言葉を盛んに使いますと同時に、このようなことを言つておるのであります。「日本の政治不安から、警察予備隊を――こしらへた。この武器は必ず日本人の手に収めなかつたならば、日本の政治目標は立たないのです。」だから私はこの警察予備隊論争に對しては、もしものとき必ず人民に投降して、おとななければならぬ、人民に返してもらわなければならぬ、武器を持つた反動軍であり、「盛んにこころも武力革命につき……」

○副議長(若本信行君) 田嶋君に申し上げます。風早君の懲罰動議の説明ですから、範圍を越えぬように願ひます。

○田嶋好文君(総) 武力革命につき、國民をおおるような言辭をもてあそばさるゝのであります。また一方、政府や出席大臣に對しましては、出席大臣をばか扱いにするやうな発言をしておる。とにかく、二國の政府の責任者に對しまして、これをばか扱いするやうな発言をして、われ／＼閣會議員は許しておけるかどうか、皆さん、よくお考えを願ひたいのであります。こうした、まことに二國の閣務大臣をばか扱いにいたしましたやうな方というものは、決してこれは思はざる行為ではないのであります。こころしたことは、必ず彼ら手段として考え、必ず國民の前でやうとしておりますとこころの

方法であることを見のがすことはできないとき、私たちは、風早君のこの暴力たるや、風早君一人のものではなくして、その背後から生れたものであることを見のがすことができないのであります。(拍手)

そこで私は申し上げますが、議員も人間でありますがゆゑに、ときには厳密なる議場といつても、正義感にかられて興奮することもあります。そうして、故意ならざる暴力を用いることもあります。こころした場合は、われ／＼、閣會議員は、状況によりまして許す、寛大にするということも考えなければなりません。しかし、風早君の今回の場合は、決して右のような場合と見ることはできません。明らかに故意です。しかも、その故意は、背後閣議が明らかに示しておるやうに、政府の不信不正を捏造し、國民に對しまして反米的、反政府的感情をあおり立てる、こういうところにあります。以上、この暴力を、單なる議員の興奮から生れた暴力、單なる故意なき行動として見のがすことはできない。その意味において、風早君の懲罰は、最も適當したる懲罰動議として皆さんが御採擧を願ひますことをお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(若本信行君) 風早八十二君から一身上の弁明のため発言を求められております。これを許します。風早八十二君。

○風早八十二君 たいまじりおされました懲罰動議に關し、一身上の弁明をいたします。

當日の予算委員会は、特に吉田総理の出席を求めて、行政協定の内容について疑義をたざんとすることを、その日程といたしたのであります。諸君御承知の通り、行政協定の交渉は、本国会会期中、予算委員会の審議と並行して進められて参つたのであります。その内容は、日本國の主權の獨立を脅かすものであり、また日本國民の權利に重大な制限を與へるものである。たとへば米軍は、占領軍から駐留軍に名前をかえただけで、無期限に日本に居ることに何のかわりもないのであります。しかも、その兵力も、基地も、演習地その他の施設も秘密に付され、秘密裡に幾らでもこれを増強することができるのであります。しかも、これらの基地や施設内におきましては、日本の主權は完全に排除せられることはもちろん、基地施設の外においても、いわゆる個人主義と稱して、米國軍人、軍属、家族に至るまで日本の裁判權は排除せられるという、前代未聞の屈辱的奴隸協定であります。(拍手)

さらに、この米軍が飛脚地域に出動する條件についても不明確である。實際には、米軍司令部の命するままに、日本人の人的、物的資源をあげて戦争に投ずる結果になる危険を十分に含ん

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 議員風早八十二君の懲罰委員会に対する動議

昭和二十七年三月四日 衆議院会議録第十八号 議員八十二名を議長に付するの動議

でおるものであります。(拍手)橋本空軍は、国民の知らぬ間に日本防衛空軍となり、第七艦隊は日本防衛艦隊となつておるのであります。行政協定の、この精神的とりきめは、同時に日本国民にたいへん経済的負担を負わせずには置かないものであります。日本国民が軍事費増大のため莫大な増徴し増税を押しつけられておるのをしり目に、日本の新たな特権階級となつたところの米軍人、軍属、家族から御用商人、諜報員に至るまで、無制限の人員は、関税もかけられなければ、税金も免除されておるのであります。米軍兵力や基地の拡張とともに、田畑や漁場や港灣設備は、かつて気ままに取上げられるのであります。日本の業者は、中国に対して船舶検査教育施設一つ送ることも許されない、ソビエト同盟に対して十八フィート以上の木船一隻送ることも禁止されておるにもかかわらず、米軍ブローカーの軍需品密貿易を取締ることもできないのであります。

このような協定が、全国民の怒りと反響にあつては明らかであります。(拍手)ながらこそ、政府は、これをひた隠しに隠し、官を左右して遂に答弁せず、行政協定をおかひりして予算案を通さずとあせつたのであります。かくのごとくにして、しやにむに予算案を通さず、日もあるに、その翌日行政協定の調印を完了させ、そ

れを口説いて、いさゝかアメリカ本國に帰つて行くラスク氏のうしろまを、日本国民にどのよきな持たせたいのであります。(拍手)また、米国民から、おまけに、(拍手)長官(岩本信行君) 風早君に申し上げます。一身の弁明に入つてくだ

○風早八十二君(終) 日本国民はいくじなした、もつと何かやむを得ない、死んでも死に切れない思いではあ

りません。われ、行政協定に反対し、予算案に反対して閣下議員となつて、閣下議員のこの素より返さるやうな胸の中を捨て、無償の報をせしめ得なかつたのであります。(拍手)それゆゑにこそ、われは、ほぞをかか前に予算審議の前に、行政協定の内容を徹底的にたたきとして閣下したのであります。この閣下こそは閣下議員の崇高義務であるからであります。

おまそ閣下議員の政府に対する質問権は、閣下議員が国民によつて負託せられた行政審議の根柢をなすものであり、この質問権の最大限の行使こそは、閣下議員の義務の最高なるものと仰してはばかれないところであります。(拍手)他方におきまして、閣下議員の質問権の行使と車の両輪をなすものは政府の答弁義務である。政府が答弁をサボつたり、または不誠意であれば、いくら閣下議員が質問権の行使を

義務を果しても、行政の審議は全そとれず、閣下の義務は有名無実になるのであります。(拍手)従つて、各党各派の責任を問はれる責任は、一党一派の責任に押しつけられ、議員の質問権の行使に支障をあたらしめるとともに、政府の答弁をサボつたり、不誠意をあらわすこと、非立憲的態度で閣下、野党

翻つて、本国会予算委員会の二十七年度予算審議の経過を見ますならば、一月にわたり、連日休まず委員公が聞かれておつたにもかかわらず、吉田総理はわずか三回、しかも毎回辛うじて一時間半という在席にすぎないのであります。しかも、うち一回のときは、全野党各派の執拗にして強硬なる申入れがなかつたならば絶対に出で来る様子はなく、それも数日遅れで、やつとこのことでもこしを上げたにすぎなかつたのであります。しかも、傲慢な態度で答弁をサボり、私より閣僚の方が正確に答弁する、あるいは私には議員の質問と大刀打ちする確信がないからと、まことに侮蔑すべき、無責任なる逃げ口上のものに閣僚に対して答弁させたにすぎなかつたのであります。(拍手)ここに、わが党の代表質問に対しては、初めから耳をふさぎ、終始一言答弁せぬのをあたりました

各派からも、これはひとしく憤激の面がわき起つたほどであります。(拍手)一体、われが吉田総理を呼び出したのは、現実の必要に基くものであります。すなわち、この予算審議の前提となるべき行政協定について、政府はあらかじめその全貌を具体的に説明して、閣下の審議にかけるのが当然であるにかかわらず、目下交渉中の一点ばりで逃げまわつて、たまたま答弁すると、閣僚の間に意見の不統一を醸成するといふ状態であつたことは、御承知の通りであります。(拍手)従つて、吉田総理を呼んで、統一的な責任ある答弁を求めることなしには、責任の持てる、正確な行政審議は期待し得なかつたのであります。しかるに何ぞや、塚田委員長は、いさゝかに、そのいすの権限の上に賦り、吉田総理のかつて気ままなサボタージュを見のがしながら、遂に野党の質問を強引に封殺せんとする暴挙をあえてしつけたのであります。(拍手)かくのごとき、予算委員会議場に一貫して示された委員長のさか立ちした態度を前提とすることなくしては、たたいま上程された無節操の理由とする事実のごときは、どうしてこれを正しく評価し得ないと断せざるを得ないのであります。(拍手)

さて、吉田総理は、改進黨藤田君、右派社会党西村君の両君に対して、例のごとく傲慢不遜、まったく誠意を欠く態度をとつて野党を憤激させたあげ

く、次に出来ましたわが党の橋田君は、吉田総理の身がわりのつもりで、かつてに答弁を買つて出た岡崎閣務大臣に

対し、そんなものいらぬと拒否して、強硬に吉田総理の答弁を要求しました。委員長は、このとき、当然に吉田総理自身の答弁を促すべきであるにかかわらず、遂に橋田君の質問打ちりを宣言しようとする暴挙をなしたのであります。私は、わが党予算委員の責任者として、この間の状況を厳重に監視し、ことに橋田君のわずかに二十分の持ち時間の経過をはかつておつたのであります。持ち時間の経過をはかつておつたのであります。委員長の暴挙は、このわずか二十分の持ち時間内に行われたのである。その不当は、二重に許すことができなかったものであります。(拍手)

それゆゑ、私は、時を移さず委員長席にかけ寄つて、卓をたたき、委員長にその不当を指摘し、抗議したにすぎないのであります。(拍手)事実はこちらだけであり、それ以外の何ものでもないものである。委員長のこの不当に對して、これを指摘し、抗議すること

は、これは閣下議員の当然の権利であるのみならず、また当然の義務であります。(拍手)私はこの当然の義務を遂行したものにほがならないことを断言してはばかれません。これをしいて暴力さだにてつち上げようとする提案者の意圖を、私は了解するに苦しむもの

各派からも、これはひとしく憤激の面がわき起つたほどであります。(拍手)一体、われが吉田総理を呼び出したのは、現実の必要に基くものであります。すなわち、この予算審議の前提となるべき行政協定について、政府はあらかじめその全貌を具体的に説明して、閣下の審議にかけるのが当然であるにかかわらず、目下交渉中の一点ばりで逃げまわつて、たまたま答弁すると、閣僚の間に意見の不統一を醸成するといふ状態であつたことは、御承知の通りであります。(拍手)従つて、吉田総理を呼んで、統一的な責任ある答弁を求めることなしには、責任の持てる、正確な行政審議は期待し得なかつたのであります。しかるに何ぞや、塚田委員長は、いさゝかに、そのいすの権限の上に賦り、吉田総理のかつて気ままなサボタージュを見のがしながら、遂に野党の質問を強引に封殺せんとする暴挙をあえてしつけたのであります。(拍手)かくのごとき、予算委員会議場に一貫して示された委員長のさか立ちした態度を前提とすることなくしては、たたいま上程された無節操の理由とする事実のごときは、どうしてこれを正しく評価し得ないと断せざるを得ないのであります。(拍手)

さて、吉田総理は、改進黨藤田君、右派社会党西村君の両君に対して、例のごとく傲慢不遜、まったく誠意を欠く態度をとつて野党を憤激させたあげ

く、次に出来ましたわが党の橋田君は、吉田総理の身がわりのつもりで、かつてに答弁を買つて出た岡崎閣務大臣に

対し、そんなものいらぬと拒否して、強硬に吉田総理の答弁を要求しました。委員長は、このとき、当然に吉田総理自身の答弁を促すべきであるにかかわらず、遂に橋田君の質問打ちりを宣言しようとする暴挙をなしたのであります。私は、わが党予算委員の責任者として、この間の状況を厳重に監視し、ことに橋田君のわずかに二十分の持ち時間の経過をはかつておつたのであります。持ち時間の経過をはかつておつたのであります。委員長の暴挙は、このわずか二十分の持ち時間内に行われたのである。その不当は、二重に許すことができなかったものであります。(拍手)

それゆゑ、私は、時を移さず委員長席にかけ寄つて、卓をたたき、委員長にその不当を指摘し、抗議したにすぎないのであります。(拍手)事実はこちらだけであり、それ以外の何ものでもないものである。委員長のこの不当に對して、これを指摘し、抗議すること

は、これは閣下議員の当然の権利であるのみならず、また当然の義務であります。(拍手)私はこの当然の義務を遂行したものにほがならないことを断言してはばかれません。これをしいて暴力さだにてつち上げようとする提案者の意圖を、私は了解するに苦しむもの

であります。この政府並びに自由党流の……

○副議長(若本信行君) 静粛に願います。

この際風早君に申し上げます。身上亦明でありますから、討論にわたらぬように願います。

○風早八十二君(統) これこそ一身上の弁明じやありませんか。これ以外に何かある……

○副議長(若本信行君) 静粛に願います。

○風早八十二君(統) 私思いますが、政府並びに自由党流の特殊の論理に従えば、これらの諸君が使用される限り、戦車も、バズーカ砲も、高射砲も武器ではない。共産党や進歩的労働者が使う場合は、外国のタバコもすぐれた武器となるのであります。自由党吉田内閣が、予備隊や武装警官を使つて人民をけ散らし、ピストルで射殺しては暴力ではないが……

○副議長(若本信行君) 静粛に願います。

○風早八十二君(統) 地面を持つていただけでも、軍事スバイとして米軍に引渡されなければならぬと主張されるのであります。アメリカの奴隷になりさへすれば、奴隷売買の国サウジ、アラビアの……

○副議長(若本信行君) 風早君に御注意申し上げます。

○風早八十二君(統) 腐敗堕落の政權と銘打たれた李承晩政府は、つばな日中関係であるが、人類発展の最高の理想、共産主義の具体的実現に一步を踏み出している間も、アメリカのウォール街の政策を攻撃するだけの理由で、だまらち野盗園とみなさなければなら

ないでありました。これこそファシズムの論理ではありませんか。これこそアメリカ権力に対する奴隷的服従の論理ではありませんか。そうして、かくのごとき奴隷的服従の論理を採用せぬ限り、私の行為を暴力でなすといふことは絶対不可能であるのではありますまいか。

○副議長(若本信行君) 風早君に申し上げます。何べんも御注意申し上げたにもかかわらず、弁明の時間を越えておられますので、発言を禁止いたします。(拍手)

○副議長(若本信行君) 静粛に願います。

○風早八十二君(統) 起立多数、よつて議員風早八十二君を賛成委員会に付するに決しました。(拍手)

○副議長(若本信行君) 起立多数、よつて議員風早八十二君を賛成委員会に付するに決しました。(拍手)

○副議長(若本信行君) 静粛に願います。

○風早八十二君(統) 起立多数、よつて議員風早八十二君を賛成委員会に付するに決しました。(拍手)

案、目録第三、相続税法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大政委員長長佐藤重雄君。

所得税法の一部を改正する法律案、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

一 国債、地方債又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行する債券につき利子の支拂を受けるとき

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十六号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

所を有する法人は、一に、「利息の配当」を利益若しくは利息の配当、剰余金の分配(第五條に規定する利益の配当又は剰余金の分配を除く。)

國家公務員又は地方公務員で外国において勤務する者(日本の国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者を除く。)

この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人は、左の各号に掲げる所得の支拂を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

一 第三項第二号乃至第四号又は第六号乃至第八号に規定する所得

二 この法律の施行地にある不動産、当該不動産の上に存する権利又は採石法による採石権の貸付(地上権又は採石権の設定その他他人をして不動産又はこれらの権利を借用せしめる一切の場合を含む。)

第四項及び第五項に改める。第五條の第二項中「相続、遺贈又は贈與に因り」を「相続(相続人に對する遺贈を除く。)

第六條第八号を次のように改める。八 公職選挙法の適用を受ける選挙に係る公職の候補者が選挙運動に因り法人からの贈與に因り取得した金銭、物品又はその他財産上の利益で同法第八十九條の規定による報告がなされたるもの。

九 第一條第一項の規定に該当する個人で外国において勤務するものを受ける給與のうち、当該勤務に因りこの法律の施行地において勤務した場合に受けるべき通常の給與に加算して受ける在勤手当その他これに類する特別の手当で命令で定めるもの。

第八條第一項中「総所得金額が一萬五千元を總所得金額及び退職所得の金額の合計額が二万円に改め、同條第五項第二号中「総所得金額」を「総所得金額及び退職所得の金額の合計額」に改める。

第九條第一項各号列記以外の部分中「左の各号に規定する所得につき当該各号の規定により計算した金額の合計金額(以下總所得金額という。)

第九條第一項各号列記以外の部分中「左の各号に規定する所得につき当該各号の規定により計算した金額(第七号乃至第九号に規定する所得については、当該各号の規定により計算した金額(第二項の規定により当該金額から控除すべき損失の金額がある場合には控除後の金額)の合計金額(以下總所得金額とい

う。)

う。)

前項の規定により總所得金額を計算する場合において、当該所得又は譲渡所得の計算上損失を生じたときは、これをまず他の同項第七号乃至第九号に規定する所得の金額から控除し、なお不足額がある場合に於いて、これをこれらの所得以外の所得(退職所得を除く。)

同項第二号乃至第四号及び第十号に規定する所得の計算上損失を生じたときは、これをまず他の同項第一号乃至第五号及び第十号に規定する所得の金額から控除し、なお不足額がある場合に於いて、これをこれらの所得以外の所得(退職所得を除く。)

同項第一号乃至第五号及び第十号に規定する所得の金額から控除し、なお不足額がある場合に於いて、これをこれらの所得以外の所得(退職所得を除く。)

同項第一号乃至第五号及び第十号に規定する所得の金額から控除し、なお不足額がある場合に於いて、これをこれらの所得以外の所得(退職所得を除く。)

同項第一号乃至第五号及び第十号に規定する所得の金額から控除し、なお不足額がある場合に於いて、これをこれらの所得以外の所得(退職所得を除く。)

を削り、「第十四條第三号」を第十四條第一項第二号に改め、同條第三項前段を次のように改める。

青色申告書の提出がない場合に於いては、前年以前三年内の各年に生じた純損失の金額のうち、当該年に生じた第十四條第一項に規定する変動所得の計算上の損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分に相當する金額は、前條の總所得金額の計算上これを控除し、前年以前三年内の各年に生じた第十四條第一項の規定により控除される損失の金額を前年以前において控除されなかつた部分に相當する金額は、前條の總所得金額の計算上これを控除する。

同項後段中又は第二項を削り、「一」を「二」に改め、同條の總所得金額の計算上これを控除されない」に改める。

第九條第一項第七号又は第八号の規定の適用については、相続又は被相続人からの遺贈に因り取得した同項第七号又は第八号に規定する資産は、相続人が、引き継ぎこれを有していたものとみなし、遺贈(被相続人からの遺贈を除く。)

遺贈又は贈與に因り取得した当該資産は、受贈者又は受附者が、遺贈又は贈與の時において、その時の価額により、取得したものとみなす。

第十一條の二を次のように改める。

第十一條の二 納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族が、当該納税義務者の経営する事業から所得を受ける場合においては、当該所得の収入金額に相當する金額に、当該納税義務者の必要所得の金額の計算上これを必要経費に算入せず、当該親族の当該事業の金額の計算上必要な経費を算入すべき金額は、当該納税義務者の事業所得の金額の計算上必要な経費に算入するものとする。

この場合において、当該親族の所得の金額の計算上必要な経費に算入するものは、当該事業から受けた所得の収入金額及び当該所得の金額の計算上必要な経費に算入すべき金額は、いづれもないものとみなす。

前項の規定は、青色申告書を提出する納税義務者と生計を一にする親族(当該納税義務者の配偶者及びその年一月一日現在において年齢十八歳未満である者を除く。)

を専ら当該納税義務者の経営する事業に従事するものが当該事業から支給を受ける給與の金額(その額がその年を通じて五万円をこえる場合においては、五万円)については、これを適用しない。

その給與の金額が、労働に従事した期間、労働の提供の程度、労働の性質並びに当該事業の種類及び分散等に於いて通常受べき給與の金額に比して著しく多額と認められるときは、その著しく多額と認められる部分の金額については、この限りでない。

第十一條の三及び第十一條の四第一項中「總所得金額の十分の一」を

「総所得金額及び退職所得の金額の合計額の十分の一に、総所得金額から控除する。」を「総所得金額又は退職所得の金額から控除する。」に改める。

第十一條の五中「二千円」を「四千元」に、「総所得金額」を「総所得金額又は退職所得の金額」に改める。

第十一條の六中「一万五千元」を「二万円」扶養親族が三人をこえるときは、そのこえる者については、一人につき一万五千元に、「総所得金額」を「総所得金額又は退職所得の金額」に改める。

第十一條の七から第十一條の十までを削る。

第十二條第一項中「総所得金額」を「総所得金額又は退職所得の金額」に、「三万円」を「五万円」に改め、同條第二項を削り、同條の次に次の二條を加える。

第十二條の二 前五條の規定の適用については、まず第十條の三の規定による控除をなし、次に第十一條の四から前條までの規定による控除をなすものとし、これらの控除に当つては、まず総所得金額から控除し、なお不足額がある場合において、これを退職所得の金額から控除するものとする。この場合において、第十四條の第二項の規定の適用があるときは、当該不足額は、まずこれをその年分に係る特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除し、次に退職所得の金額から控除するものとする。

第十三條を次のように改める。
第十三條 所得税は、前六條の規定による控除後の総所得金額(以下課税総所得金額といふ)又は当該控除後の退職所得の金額(以下課税退職所得金額といふ)を、それぞれ左の各級に区分して、逐次に各税率を適用して計算した金額の合計額により、これを課する。
八万円をこえる金額 百分の二十
十二万円をこえる金額 百分の二十五
二十万円をこえる金額 百分の三十
三十万円をこえる金額 百分の三十五
五十万円をこえる金額 百分の四十
五十万円をこえる金額 百分の四十五
百分の五十
百分の五十五
百分の五十五
第十四條各号列記以外の部分中「退職所得、山林所得又は譲渡所得」を「山林所得、譲渡所得又は一時所得」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に、「所得税」を「総所得金額に対する所得税」に改め、「総所得金額」を削り、「同條第一項」を「同項」に改め、同條に次の一項を加える。
前項の場合において、漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬に因る所得並びに著作権の使用料に因る所得(以下甲種変動所得と総稱する)の金額の合計額又は山林所得、譲渡所得及び一時所得(以下乙種変動所得と総稱する)の金額の合計額が、総所得金額の百分の二十以上であるときは、納税義務者の選択により、甲種変動所得又は乙種変動所得のみについて、同項の規定の適用を受けることができる。この場合においては、同項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「変動所得」とあるのは、それぞれの場合に依り、「甲種変動所得」又は「乙種変動所得」とする。
第十四條の二 第二項各号列記以外の部分中「前條第一項」に、「その変動所得が漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬若しくは著作権の使用料に因る所得であるとき又はその他の変動所得の金額が二十万円をこえるとき」と「その年分の甲種変動所得の金額が五十万円をこえるとき若しくはその年分の総所得金額の百分の五十五をこえるとき、又はその年分の乙種変動所得の金額が五十万円をこえるとき」と、「各年の所得税」を「各年の総所得金額に対する所得税」に改め、同項第一号中「前條第一項」に、「特別所得金額」を「特別所得金額(各号列記以外の部分に掲げる条件に該当する変動所得に係る金額に限る。以下本号において同じ)」に改め、同項第二号中「前條第一項」に改め、同項第三号中「前條第二項」を「各号列記以外の部分に掲げる条件に該当する変動所得に係る前條第一項第二号」に改め、同項第四号中「前條第一項」に、「第二号に掲げる税額」の次に、「当該年の特別所得金額のうち各号列記以外の部分に係る条件に該当する変動所得に係る金額に特定する部分の金額に限る。」を加え、同條第二項中「前條第一項」を「前條第一項」に、「漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬並びに著作権の使用料に因る所得以外の変動所得の金額が二十万円以下であるとき」を「甲種変動所得の金額が五十万円以下であるとき又は乙種変動所得の金額が五十万円以下であるとき」と、「各年の所得税」を「各年の総所得金額に対する所得税」に、「前項の規定による控除」を「前項の規定による控除若しくは乙種変動所得のいずれか又は甲種及び乙種変動所得の全部を前項各号列記以外の部分に掲げる条件に該当する変動所得とみなして同項の規定の適用を受けることができない。」に改め、同條に次の一項を加える。
第一項第一号の特別所得金額並びに同項第三号及び第四号の税額の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。
第十五條中「課税総所得金額」第十四條第一項に改め、「又は第二項を削り、二十四万円以下のもに課すべき所得税の税額(第十四條の規定により所得税の税額を計算する場合において、同條第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額)を六十五万円以下のもに課すべき総所得金額(第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、同條第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額)を六十五万円以下のもに課すべき総所得金額(第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、同條第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額)を六十五万円以下のもに課すべき総所得金額」に改め、同條但書を削り、同條第十五條の六とし、第十五條の次に次の二條を加える。
第十五條の二 第一項第一項の規定に該当する例大に不具者である扶

額合計額が、総所得金額の百分の二十以上であるときは、納税義務者の選択により、甲種変動所得又は乙種変動所得のみについて、同項の規定の適用を受けることができる。この場合においては、同項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「変動所得」とあるのは、それぞれの場合に依り、「甲種変動所得」又は「乙種変動所得」とする。
第十四條の二 第二項各号列記以外の部分中「前條第一項」に、「その変動所得が漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬若しくは著作権の使用料に因る所得であるとき又はその他の変動所得の金額が二十万円をこえるとき」と「その年分の甲種変動所得の金額が五十万円をこえるとき若しくはその年分の総所得金額の百分の五十五をこえるとき、又はその年分の乙種変動所得の金額が五十万円をこえるとき」と、「各年の所得税」を「各年の総所得金額に対する所得税」に改め、同項第一号中「前條第一項」に、「特別所得金額」を「特別所得金額(各号列記以外の部分に掲げる条件に該当する変動所得に係る金額に限る。以下本号において同じ)」に改め、同項第二号中「前條第一項」に改め、同項第三号中「前條第二項」を「各号列記以外の部分に掲げる条件に該当する変動所得に係る前條第一項第二号」に改め、同項第四号中「前條第一項」に、「第二号に掲げる税額」の次に、「当該年の特別所得金額のうち各号列記以外の部分に係る条件に該当する変動所得に係る金額に特定する部分の金額に限る。」を加え、同條第二項中「前條第一項」を「前條第一項」に、「漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬並びに著作権の使用料に因る所得以外の変動所得の金額が二十万円以下であるとき」を「甲種変動所得の金額が五十万円以下であるとき又は乙種変動所得の金額が五十万円以下であるとき」と、「各年の所得税」を「各年の総所得金額に対する所得税」に、「前項の規定による控除」を「前項の規定による控除若しくは乙種変動所得のいずれか又は甲種及び乙種変動所得の全部を前項各号列記以外の部分に掲げる条件に該当する変動所得とみなして同項の規定の適用を受けることができない。」に改め、同條に次の一項を加える。
第一項第一号の特別所得金額並びに同項第三号及び第四号の税額の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。
第十五條中「課税総所得金額」第十四條第一項に改め、「又は第二項を削り、二十四万円以下のもに課すべき所得税の税額(第十四條の規定により所得税の税額を計算する場合において、同條第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額)を六十五万円以下のもに課すべき総所得金額(第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、同條第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額)を六十五万円以下のもに課すべき総所得金額」に改め、同條但書を削り、同條第十五條の六とし、第十五條の次に次の二條を加える。
第十五條の二 第一項第一項の規定に該当する例大に不具者である扶

額に特定する部分の金額に限る。」を加え、同條第二項中「前條第一項」に、「漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬並びに著作権の使用料に因る所得以外の変動所得の金額が二十万円以下であるとき」を「甲種変動所得の金額が五十万円以下であるとき又は乙種変動所得の金額が五十万円以下であるとき」と、「各年の所得税」を「各年の総所得金額に対する所得税」に、「前項の規定による控除」を「前項の規定による控除若しくは乙種変動所得のいずれか又は甲種及び乙種変動所得の全部を前項各号列記以外の部分に掲げる条件に該当する変動所得とみなして同項の規定の適用を受けることができない。」に改め、同條に次の一項を加える。
第一項第一号の特別所得金額並びに同項第三号及び第四号の税額の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。
第十五條中「課税総所得金額」第十四條第一項に改め、「又は第二項を削り、二十四万円以下のもに課すべき所得税の税額(第十四條の規定により所得税の税額を計算する場合において、同條第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額)を六十五万円以下のもに課すべき総所得金額(第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、同條第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額)を六十五万円以下のもに課すべき総所得金額」に改め、同條但書を削り、同條第十五條の六とし、第十五條の次に次の二條を加える。
第十五條の二 第一項第一項の規定に該当する例大に不具者である扶

一 号を第十四條第一項第一号に改め、同條に次の二項を加える。
第一項第一項の規定に該当する個人に課すべき退職所得に対する所得税の税額は、退職所得の金額の計算上第三項の規定の適用による控除をなす場合及び退職所得の金額につき第十一條の三乃至第十一條の五の規定による控除をなす場合を除く外、第十三條の規定により計算した金額によらず、退職所得の収入金額に依り、別表第三に定める税額による。
退職所得の金額の計算上第九條の二第三項の規定による控除をなす場合又は退職所得の金額につき第十一條の三乃至第十一條の五の規定による控除をなす場合において、第一項第一項の規定に該当する個人に課すべき退職所得に対する所得税の税額は、課税退職所得金額が六十五万円以下であるとき、第十三條の規定により計算した金額によらず、課税退職所得金額に依り、別表第一に定める金額に依る。
第十五條の二 中「その者の総所得金額につき第十一條の三乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額(前條の規定の適用がある場合において、同條第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額)を六十五万円以下のもに課すべき総所得金額(第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、同條第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額)を六十五万円以下のもに課すべき総所得金額」に改め、同條但書を削り、同條第十五條の六とし、第十五條の次に次の二條を加える。
第十五條の二 第一項第一項の規定に該当する例大に不具者である扶

一 号を第十四條第一項第一号に改め、同條に次の二項を加える。
第一項第一項の規定に該当する個人に課すべき退職所得に対する所得税の税額は、退職所得の金額の計算上第三項の規定の適用による控除をなす場合及び退職所得の金額につき第十一條の三乃至第十一條の五の規定による控除をなす場合を除く外、第十三條の規定により計算した金額によらず、退職所得の収入金額に依り、別表第三に定める税額による。
退職所得の金額の計算上第九條の二第三項の規定による控除をなす場合又は退職所得の金額につき第十一條の三乃至第十一條の五の規定による控除をなす場合において、第一項第一項の規定に該当する個人に課すべき退職所得に対する所得税の税額は、課税退職所得金額が六十五万円以下であるとき、第十三條の規定により計算した金額によらず、課税退職所得金額に依り、別表第一に定める金額に依る。
第十五條の二 中「その者の総所得金額につき第十一條の三乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額(前條の規定の適用がある場合において、同條第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額)を六十五万円以下のもに課すべき総所得金額(第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合において、同條第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額)を六十五万円以下のもに課すべき総所得金額」に改め、同條但書を削り、同條第十五條の六とし、第十五條の次に次の二條を加える。
第十五條の二 第一項第一項の規定に該当する例大に不具者である扶

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十七年三月四日 貴院院會議決第十八号 所得税法の二部を改正する法律案外二件

深親族がある場合には、その個人の第十五條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は前條の規定による所得税額から、不具者一人につき四千円を控除する。

第二條第一項の規定に該当する個人が不具者である場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は前條の規定による所得税額から四千円を控除する。

第十五條の三 第一條第一項の規定に該当する個人が老年者である場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は第十五條の規定による所得税額から四千円を控除する。

第十五條の四 第一條第一項の規定に該当する個人が寡婦である場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は第十五條の規定による所得税額から四千円を控除する。

第十五條の五 第一條第一項の規定に該当する個人が勤労学生である場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は第十五條の規定による所得税額から四千円を控除する。

第十五條の六 前二條の規定による控除は、まず総所得金額に対する所得税の額から控除し、なお不足額がある場合において、これを退職所得の金額に対する所得税の

額から控除するものとする。この場合において、控除すべき金額の合計額が、総所得金額に対する所得税の額又は総所得金額に対する所得税の額と退職所得の金額に對する所得税の額との合計額をこえるときは、その控除すべき金額は、前二條の規定にかかわらず、当該税額又は当該合計額に相當する金額とする。

第十六條中「第十一條の三乃至第十四條の二の規定により計算した金額又は第十五條の規定による所得税額」を「第十三條乃至前條の規定により計算した所得税額」とし、「第四十條又は第四十二條を」第三十八條の二の規定による損失申告書」を「第二十六條の二の規定による損失申告書又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書」と改める。

第十七條中「個人が、この法律の施行地において支拂を受ける利子所得、利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得、給與所得又は退職所得」を「個人と同項の利子所得、同項第四号の配当所得若しくは同項第五号に規定する所得又は同項の規定に該当する個人で同項第一号の規定に該当しないものと同項第六号乃至第八号に規定する所得」に、「第六号及び第七号並びに第十三條乃至第十四條の二を」第四号乃至第六号及び第十号並びに第十三條乃至第十五條に、「無記名の公債及び社債の利子、無記名株式の利息の

配当並びに」を「無記名債券の利子、無記名株式の配当及び」に改める。第十八條中法人が、「を」第一條第四項の規定に該当する法人が、「に、」又は利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得を、又は配当所得(第五條に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く。)(三)「無記名の公債及び社債の利子、無記名株式の利息の配当並びに」を「無記名債券の利子、無記名株式の配当及び」に、「金額」を金額。以下本條において同じ。に改め、同條に次の二項を加える。

第一條第五項の規定に該当する法人の同項各号に規定する所得については、第九條第一項第一号乃至第四号及び第十号並びに第十三條の規定にかかわらず、その支拂を受くべき金額に對し、百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。

第一條第四項及び第一項の規定は、信託会社がその引き受けた証券投資信託の信託財産に屬する株式又は出資について利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配を受ける場合において、当該信託会社が、その利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配を生ずるの備へ付ける機嫌に、当該株式又は出資が当該信託財産に屬する旨その他命令で定める事項の記載を受けているときは、当該株式又は出資についてその記載を受けている期間内に支拂を受くべき利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配に因る

配当所得については、これを適用しない。第二十一條第一項各号列記以外の部分中三万円を「五万円」と第一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額」に改め、同項第二号中「第十四條」を「第十四條第一項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第三号中「第十三條の規定により計算した所得税額(第十五條の規定の適用がある場合においては、同條の規定による所得税額の見積額)」を「第十三條若しくは第十五條及び第十五條の二乃至第十五條の七の規定により計算した所得税額の見積額」を加え、同項第五号中又は第二項を削り、「同條第一項を」同項一に、「及び同項」を並びに同項及び第十條の二乃至第十五條の七」に改め、同項第六号中又は第四十二條を、「第四十一條第一項又は第四十二條」に改め、同項第九号中第十五條の二」を第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、同條第二項第一号中「その年中における給與所得の収入金額が五十万円」と第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が「一百万」を、その他の所得の金額が「三百万」に改め、同項第三号中「十五万円」を「二十万円」に、「乃至第十一條の十」を「及び第十一條の六」に、「一百万」を「三百万」に改め、同項第三号を削り、同項第三号中「退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得若しくは雑所得」に改め、同條第十三項中「退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」に改める。

第二十二條第一項第一号及び第二号中三万円を「五万円」と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額」に改め、同條第二項中「第四項」を「第二項及び第四項」に、「同項」を同條第四項に改める。

第二十五條中「第十一條の十又は第十五條の二」を「第十一條の六又は第十五條の二乃至第十五條の六」に改める。

第二十六條第一項各号列記以外の部分中三万円を超えるときは、「を」五万円と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額をこえるときは、総所得金額に對する所得税に關し、第二條第一項の規定に該当する個人は、その年中の支給に係る二以上の退職所得を有する場合において、当該退職所得の収入金額の合計額が三百万円をこえるときは、当該合計額が三百万円以下であつても第三十八條の二第一項の規定により別表第三に定める税額の徴収を受けるべき退職所得の収入金額が七十五万円をこえ、且つ、退職所得の収入金額の合計額が百二十万円をこえるときは、退職所得の金額に對する所得

税額が三万円に改め、同項第三号を削り、同條第三号中「退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得若しくは雑所得」に改め、同條第十三項中「退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」に改める。

税に關し、「若しくは第二項」を削り、「三万円以下」を「五万円」とし、第六條の規定により控除を受ける金額との合計額以下に改め、同項第一号中「總所得金額及び課税所得金額」を「總所得金額又は退職所得金額及び課税所得金額」に改め、同項第二号中「第四條」を「第二項」を削り、同項第三号中「課税所得金額」につき第十三條の規定により計算した所得税額(第十五條の規定の適用がある場合においては、同條の規定による所得税額)を「課税所得金額又は課税所得金額」に改め、同項第十三條又は第十五條及び第十五條の二乃至第十五條の七の規定により計算した所得税額」に改め、同項第十四号中「第十四條」を「第十四條第一項」に、「同條」を「同項」に改め、「並びにその合計額」の下に「並びに当該合計額につき第十五條の二乃至第十五條の七の規定により計算した所得税額」を加え、同項第五号中又は第二項を削り、「同條第一項」を「同項第一項」及び「同項第二項」を並びに同項及び第十五條の二乃至第十五條の七に改め、同項第六号中「總所得金額及び課税所得金額」を「總所得金額若しくは退職所得金額及び課税所得金額」に改め、同項第八号中「第四條」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項」に改め、同項第十二号中「第十五條の二」を「第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、同項第十三号中「その年中における給與所得の収入金額が五十万円と第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が

一万円」とその他の所得の金額が三万円に改め、同項第十二号中「五万円と二十万円以下」を「乃至第十一條の十及び第十一條の六」に、「一万円」を「三万円」に改め、同項第十三号を削り、同項第十三号中「第三十八條第一項」を「第三十八條第二項」に改め、同項第十三号中「第二項各号列記以外の部分中三万円」を「五万円と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額」に、「当該所得金額」を「当該所得金額(第一條第一項の規定に該当する個人がその年に係る退職所得を有する場合には、当該所得金額と退職所得の金額との合計額)」に改め、同項第十四号中「總所得金額」を「總所得金額又は退職所得の金額」に改め、同項第八号中「第十二條」を「第十一條の六及び第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、同項第二項中「又は第二項」を削り、「三万円」を「五万円と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額」に改める。

第二十八條中「第十一條の十又は第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、「又は損失申告書」及び「又は第二十六條の二第一項第八号」を削る。

第二十九條第一項及び第二項中「總所得金額」を「總所得金額若しくは退職所得の金額」に改め、同條第五項中「第十一條の十又は第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、同條第二項の二項を加える。

第三十條第一項の規定に該当しない個人が同項第五号の規定に該当する場合において、この法律の施行地方において同号に規定

する所得の支拂を受けるときは、当該個人は、命令の定めるところにより、その年中の当該所得のうちその支拂者がこの法律の施行地に營業所又は事業所を有しないものにつき、第二十六條第一項第一号、第二十六條第六号又は第七号に規定する事項に準ずる必要な事項を記載した申告書を、翌年二月末日又はこの法律の施行地に居所を有しないこととなる日のいずれか早い日までに、政府に提出しなければならない。

第三十三條第三項中「第十一條の二」を「第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、「及び損失申告書の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合」を加える。

第三十四條の次に次の一條を加える。

第三十四條の二 第二十九條第六項の規定による申告書を提出した者は、命令の定めるところにより、その納付すべき所得税額のうち、まだ納付していない税額の所得税を、当該申告書の提出の日、政府に納付しなければならない。

第三十條第一項中「第十四條の規定」を「第十四條第一項の規定」に改め、「又は第二項」を削る。

第三十條の次に「(その前項の總所得金額につき第十一條の三乃至第十五條の七及び第二十八條又は第三十三條第三項の規定により計算した税額をこえる場合には、当該税額)」を加え、同條第二項中「所得税額」を「總所得金額に對する所得税額」に改め、同條第六項中「五箇月」を「三箇月」に改める。

第三十六條の二第一項中「又は第二項」を削り、同條第一項を「同項」に改める。

第三十七條中「利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」を「配当所得(第五條に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く)」に改める。

第三十八條第一項各号列記以外の部分中「又は退職所得」を削り、同項第一号から第四号まで及び第七号中「並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数」を、申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数並びに当該給與の支拂を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦又は勤労学生であるかどうか」に改め、同項第八号及び同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に、「前二項」を「同項」に改める。

第三十八條の次に次の一條を加える。

第三十八條の二 第一條第一項の規定に該当する個人に對し、この法律の施行地において退職所得の支拂をなす者(命令で定める者を除く)は、その支拂の際、その支拂すべき金額に於て、別表第三に定める税額を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

前項の場合において、退職所得の支拂を受ける者が第三十九條第四項の規定による申告書を提出していないとき、又はその者が同項の規定により提出した申告書にその年中において他の退職所得の支拂を受けたことがある旨の記載がなされているときは、当該退職所得の支拂をなす者(命令で定める者を除く)は、その支拂の際、その支拂すべき金額に對し百分の二十の税率を適用して算出した税額を所

得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

第三十九條第四項中「前三項」を「前四項」に、「給與」を「給與所得又は退職所得」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

第一條第一項の規定に該当する個人は、この法律の施行地において退職所得の支拂を受けるときは、その支拂を受ける際、当該所得の支拂者を經由し、当該支拂の時までにその年中の支給に係る他の退職所得の支拂を受けたことがあるかどうかその他命令で定める事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。

第四十條第一項中「その支拂者がその個人に對しその年中に支拂う給與所得の収入金額が五十万円と第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下である場合において」を削り、「並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数」を、申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数並びに当該給與所得の支拂を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦又は勤労学生であるかどうか」に、「別表第三」を「別表第四」に改め、同條第二項を削る。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 この法律の施行地において第七條若しくは第十八條に規定する所得につき支拂をなす者又はこの法律の施行地において第一條第二項第一号の規定に該当する個人に對して同項第六号乃至第八号に規定する所得若しくは同條第五項第二号に掲げる所得につき支拂をなす者は、その支拂の際、その支拂すべき金額に對し百分の

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の二部を改正する法律案外二件

二十の税率を適用して算出した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならぬ。

第一條第二項の規定に該当する個人の同項第二号乃至第八号若しくは同條第五項第二号に掲げる所得又は同項の規定に該当する法人の同項に規定する所得につきこの法律の施行地外において支拂がなされるときは、当該支拂に係る所得については、命令の定めるところにより、債券の発行者、この法律の施行地にある営業所若しくは事業所における管理の責任者、この法律の施行地にある資産の利用者その他命令で定める者は、その支拂の確定した日の属する月の翌月十日までに、当該所得に対し百分の二十の税率を適用して算出した税額の所得税を当該個人又は法人に代つて政府に納付しなければならぬ。

第四十二條第一項中「この法律を」を「第一條第一項の規定に該当する個人に對し、この法律に、報酬又は料金を」と報酬又は料金を命令で定めるものとし、「金額」と報酬又は料金の金額に、「二十」と十五に改め、同條第二項中「外交員、」を「映画及び演劇の俳優、映画監督、楽士、弁護士、税理士、公認会計士、職業野球の選手、外交員、」にこれらの労働者に準ずる者を命令で定めるこれらに準ずる者で第一條第一項の規定に該当するものとし、「又は料金を」と若しくは料金を給與所得に属するものを除く。に、「支拂をなす者」を「支拂をなす者(弁護士、税理士、公認会計士その他命令で定めるこれらに準ずる者)に對し支拂を

なす者については、法人に限る。又は第一條第一項の規定に該当する個人に對し、社会保険診療報酬支拂基金法の規定により診療報酬の支拂をなす者)に改め、「支拂をなす者」の下に「命令で定める報酬、料金を若しくは診療報酬について同一人に対し一回に支拂すべき金額が命令で定める金額に満たない場合を除く外」を加え、「金額」と「報酬、料金を又は診療報酬の金額」に改める。

第四十三條第一項及び第二項中「又は前二條を」と、第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は前條に改める。第四十六條第二項中「総所得金額」の下に若しくは退職所得の金額を加え、同條第五項中「又は第二項を」と、「第二項又は第六項」に改める。第四十六條の二第一項中「第十五條の二」と第十五條の七に改める。第四十九條第一項中「当該通知をなした税務署長を経由し」とを削り、同條第二項中「前項を」と第一項に改め、同條第三項第二号中「通知がなされず、且つ、再調査の請求をなした者が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日」と通知がなされないとときは、再調査の請求をなした者が当該期間内に別段の申出をなした場合を除く外、当該期間を経過した日」に改め、同條第五項中「第七項」と「第四項」に改め、同條第七項及び第八項中「第五項」と「第六項」に改め、同條第九項中「第七項を」と第八項に改め、同條第十項中「次に次の項を加える。

第五十一條第一項中「第五項」を「第六項」に改める。第五十三條中「五十万円」を「百万円」に改める。第五十四條第二項中「第三十八條第一項又は第四十條乃至」を「第三十八條の二、第三十九條、第四十條乃至」に改め、同條第二項中「若しくは第四十條乃至」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改める。第五十五條第一項第一号中「期間」の下に「(第三十一條の規定により納付すべき第二期分の所得税額のうち同條の規定により加算される金額に相当する税額については、当該納期限の翌日から確定申告書の提出期限までの期間を除く。）」を加え、同條第二項に後段として次のように加える。

含む。の書類を含む。に係る第四十六條第七項の規定による更正の通知を受けた者(前條第一項但書の規定に該当する者を除く)は、当該通知に係る事項に對して異議があるときは、その選択により、再調査の請求をなす。前項の規定による審査の請求をなすことができる。

この場合において、第三十一條の規定により納付すべき第二期分の所得税額の一部を納付したときは、まず第三十條の規定により納付すべき第二期分の所得税額を納付したものとみなす。第五十六條第一項中「又は第四十條乃至第四十二條の規定により」と、「第三十八條の二、第四十條、」を「第三十八條の二、第四十條、」に改め、同條第二項若しくは第四十二條の規定により、徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた場合を徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた場合又は第三十一條第二項の規定により所得税を納付す

る義務がある者が納付すべき所得税を納付しなかつた場合」に改め、「第三十七條、第三十八條第一項」の下に、「第三十八條の二」を加える。第五十七條第四項中「又は第四十條乃至」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改め、同條第五項及び第七項中「若しくは第四十條乃至」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項若しくは」に改める。第五十七條の三及び第五十七條の四を削る。第六十一條第一項第三号中「又は料金を」と、料金を又は診療報酬」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。第三十一條第二項第五号の役務の報酬、同項第六号の借用料、同項第七号の利子、同項第八号の所得又は同條第五項第二号に掲げる所得を同條第二項又は第五項の規定に該当する者に支拂う者第六十二條第一項各号列記以外の支拂者又は第三十八條の二の規定に該当する退職所得の支拂者」に、「給與の支拂」を給與所得又は退職所得の支拂」に改め、同項第二号中「第三十八條第一項」の下に、「第三十八條の二」を加える。

與所得又は退職所得の支拂」に、「同項」を「第三十八條第一項、第三十八條の二」に改め、同條第二項中「給與支拂者」を「給與所得の支拂者又は第三十八條の二の規定に該当する退職所得の支拂者」と、「同項」を「第三十八條第一項、第三十八條の二」に改める。

第六十二條の三第一項中「七十万円」を「百万円」に改める。第六十九條の二第二項中「又は第四十條乃至」を「第三十八條の二、第四十一條第一項又は」に改め、同條第四十條第一項又は「一」に改め、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、これらの一、二、三、四の項に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。第三十九條第四項の規定による申告書を提出しないで第三十八條の二第一項の規定により徴収せらるべき所得税を免れた者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し若しくはこれを併科する。

第六十九條の三第一項中「又は第四十條乃至」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改め、「納付しなかつた者の下に」と及び第四十二條第二項の規定により納付すべき所得税を納付しなかつた者を加え、同條第三項中「又は第四十條乃至」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改める。第六十九條の四「若しくは第二項」を「第二項若しくは第六項」に改める。第七十條第三号中「又は第四十條乃至」を「第三十八條の二、第四十七條、第四十一條第一項又は」に改め別表を次のように改める。

昭和十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

別表第一 所得税の簡易税額表 (第十五條第一項及び第三項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合		課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	
以上	未満		以上	未満	以上	未満		以上	未満	以上	未満		以上	未満
500円未満	1,000	0	0	50,000	51,000	10,000	20	110,000	112,000	23,500	21			
500	1,000	100	20	51,000	52,000	10,200	20	112,000	114,000	24,000	21			
1,000	1,500	200	20	52,000	53,000	10,400	20	114,000	116,000	24,500	21			
1,500	2,000	300	20	53,000	54,000	10,600	20	116,000	118,000	25,000	21			
2,000	2,500	400	20	54,000	55,000	10,800	20	118,000	120,000	25,500	21			
2,500	3,000	500	20	55,000	56,000	11,000	20	120,000	122,000	26,000	21			
3,000	3,500	600	20	56,000	57,000	11,200	20	122,000	124,000	26,600	21			
3,500	4,000	700	20	57,000	58,000	11,400	20	124,000	126,000	27,200	21			
4,000	4,500	800	20	58,000	59,000	11,600	20	126,000	128,000	27,800	22			
4,500	5,000	900	20	59,000	60,000	11,800	20	128,000	130,000	28,400	22			
5,000	6,000	1,000	20	60,000	61,000	12,000	20	130,000	132,000	29,000	22			
6,000	7,000	1,200	20	61,000	62,000	12,200	20	132,000	134,000	29,600	22			
7,000	8,000	1,400	20	62,000	63,000	12,400	20	134,000	136,000	30,200	22			
8,000	9,000	1,600	20	63,000	64,000	12,600	20	136,000	138,000	30,800	22			
9,000	10,000	1,800	20	64,000	65,000	12,800	20	138,000	140,000	31,400	22			
10,000	11,000	2,000	20	65,000	66,000	13,000	20	140,000	142,000	32,000	22			
11,000	12,000	2,200	20	66,000	67,000	13,200	20	142,000	144,000	32,600	22			
12,000	13,000	2,400	20	67,000	68,000	13,400	20	144,000	146,000	33,200	23			
13,000	14,000	2,600	20	68,000	69,000	13,600	20	146,000	148,000	33,800	23			
14,000	15,000	2,800	20	69,000	70,000	13,800	20	148,000	150,000	34,400	23			
15,000	16,000	3,000	20	70,000	71,000	14,000	20	150,000	152,000	35,000	23			
16,000	17,000	3,200	20	71,000	72,000	14,200	20	152,000	154,000	35,600	23			
17,000	18,000	3,400	20	72,000	73,000	14,400	20	154,000	156,000	36,200	23			
18,000	19,000	3,600	20	73,000	74,000	14,600	20	156,000	158,000	36,800	23			
19,000	20,000	3,800	20	74,000	75,000	14,800	20	158,000	160,000	37,400	23			
20,000	21,000	4,000	20	75,000	76,000	15,000	20	160,000	162,000	38,000	23			
21,000	22,000	4,200	20	76,000	77,000	15,200	20	162,000	164,000	38,600	23			
22,000	23,000	4,400	20	77,000	78,000	15,400	20	164,000	166,000	39,200	23			
23,000	24,000	4,600	20	78,000	79,000	15,600	20	166,000	168,000	39,800	23			
24,000	25,000	4,800	20	79,000	80,000	15,800	20	168,000	170,000	40,400	24			
25,000	26,000	5,000	20	80,000	81,000	16,000	20	170,000	172,000	41,000	24			
26,000	27,000	5,200	20	81,000	82,000	16,250	20	172,000	174,000	41,600	24			
27,000	28,000	5,400	20	82,000	83,000	16,500	20	174,000	176,000	42,200	24			
28,000	29,000	5,600	20	83,000	84,000	16,750	20	176,000	178,000	42,800	24			
29,000	30,000	5,800	20	84,000	85,000	17,000	20	178,000	180,000	43,400	24			
30,000	31,000	6,000	20	85,000	86,000	17,250	20	180,000	182,000	44,000	24			
31,000	32,000	6,200	20	86,000	87,000	17,500	20	182,000	184,000	44,600	24			
32,000	33,000	6,400	20	87,000	88,000	17,750	20	184,000	186,000	45,200	24			
33,000	34,000	6,600	20	88,000	89,000	18,000	20	186,000	188,000	45,800	24			
34,000	35,000	6,800	20	89,000	90,000	18,250	20	188,000	190,000	46,400	24			
35,000	36,000	7,000	20	90,000	91,000	18,500	20	190,000	192,000	47,000	24			
36,000	37,000	7,200	20	91,000	92,000	18,750	20	192,000	194,000	47,600	24			
37,000	38,000	7,400	20	92,000	93,000	19,000	20	194,000	196,000	48,200	24			
38,000	39,000	7,600	20	93,000	94,000	19,250	20	196,000	198,000	48,800	24			
39,000	40,000	7,800	20	94,000	95,000	19,500	20	198,000	200,000	49,400	24			
40,000	41,000	8,000	20	95,000	96,000	19,750	20	200,000	203,000	50,000	25			
41,000	42,000	8,200	20	96,000	97,000	20,000	20	203,000	206,000	51,000	25			
42,000	43,000	8,400	20	97,000	98,000	20,250	20	206,000	209,000	52,100	25			
43,000	44,000	8,600	20	98,000	99,000	20,500	20	209,000	212,000	53,100	25			
44,000	45,000	8,800	20	99,000	100,000	20,750	20	212,000	215,000	54,200	25			
45,000	46,000	9,000	20	100,000	102,000	21,000	21	215,000	218,000	55,200	25			
46,000	47,000	9,200	20	102,000	104,000	21,500	21	218,000	221,000	56,300	25			
47,000	48,000	9,400	20	104,000	106,000	22,000	21	221,000	224,000	57,300	25			
48,000	49,000	9,600	20	106,000	108,000	22,500	21	224,000	227,000	58,400	26			
49,000	50,000	9,800	20	108,000	110,000	23,000	21	227,000	230,000	59,400	26			

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

(二)

課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
230,000	233,000	60,500	26	340,000	344,000	101,000	29	480,000	485,000	157,000	32
233,000	236,000	61,550	26	344,000	348,000	102,600	29	485,000	490,000	159,000	32
236,000	239,000	62,600	26	348,000	352,000	104,200	29	490,000	495,000	161,000	32
239,000	242,000	63,650	26	352,000	356,000	105,800	30	495,000	500,000	163,000	32
242,000	245,000	64,700	26	356,000	360,000	107,400	30	500,000	505,000	165,000	33
245,000	248,000	65,750	26	360,000	364,000	109,000	30	505,000	510,000	167,250	33
248,000	251,000	66,800	26	364,000	368,000	110,600	30	510,000	515,000	169,500	33
251,000	254,000	67,850	27	368,000	372,000	112,200	30	515,000	520,000	171,750	33
254,000	257,000	68,900	27	372,000	376,000	113,800	30	520,000	525,000	174,000	33
257,000	260,000	69,950	27	376,000	380,000	115,400	30	525,000	530,000	176,250	33
260,000	263,000	71,000	27	380,000	384,000	117,000	30	530,000	535,000	178,500	33
263,000	266,000	72,050	27	384,000	388,000	118,600	30	535,000	540,000	180,750	33
266,000	269,000	73,100	27	388,000	392,000	120,200	30	540,000	545,000	183,000	33
269,000	272,000	74,150	27	392,000	396,000	121,800	31	545,000	550,000	185,250	33
272,000	275,000	75,200	27	396,000	400,000	123,400	31	550,000	555,000	187,500	34
275,000	278,000	76,250	27	400,000	404,000	125,000	31	555,000	560,000	189,750	34
278,000	281,000	77,300	27	404,000	408,000	126,600	31	560,000	565,000	192,000	34
281,000	284,000	78,350	27	408,000	412,000	128,200	31	565,000	570,000	194,250	34
284,000	287,000	79,400	27	412,000	416,000	129,800	31	570,000	575,000	196,500	34
287,000	290,000	80,450	28	416,000	420,000	131,400	31	575,000	580,000	198,750	34
290,000	293,000	81,500	28	420,000	424,000	133,000	31	580,000	585,000	201,000	34
293,000	296,000	82,550	28	424,000	428,000	134,600	31	585,000	590,000	203,250	34
296,000	299,000	83,600	28	428,000	432,000	136,200	31	590,000	595,000	205,500	34
299,000	302,000	84,650	28	432,000	436,000	137,800	31	595,000	600,000	207,750	34
302,000	305,000	85,800	28	436,000	440,000	139,400	31	600,000	605,000	210,000	35
305,000	308,000	87,000	28	440,000	444,000	141,000	32	605,000	610,000	212,250	35
308,000	311,000	88,200	28	444,000	448,000	142,600	32	610,000	615,000	214,500	35
311,000	314,000	89,400	28	448,000	452,000	144,200	32	615,000	620,000	216,750	35
314,000	317,000	90,600	28	452,000	456,000	145,800	32	620,000	625,000	219,000	35
317,000	320,000	91,800	28	456,000	460,000	147,400	32	625,000	630,000	221,250	35
320,000	324,000	93,000	29	460,000	464,000	149,000	32	630,000	635,000	223,500	35
324,000	328,000	94,600	29	464,000	468,000	150,600	32	635,000	640,000	225,750	35
328,000	332,000	96,200	29	468,000	472,000	152,200	32	640,000	645,000	228,000	35
332,000	336,000	97,800	29	472,000	476,000	153,800	32	645,000	650,000	230,250	35
336,000	340,000	99,400	29	476,000	480,000	155,400	32	650,000		232,500	35

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額又は第二次調整所得金額とは、変動所得がある場合において第十四条第一項第一号又は第十四条の二第一項第一号の規定により計算した金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の金額について、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

三六

昭和二十七年三月四日 衆議院會議第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表(法第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表)

イ 月額表(一)

その月の 給与の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十五條第一号の規定による税額	
	扶 養 親 族 の 数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税 額										額	
5,000円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,000	5,200	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	850
5,200	5,400	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	884
5,400	5,600	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	918
5,600	5,800	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	952
5,800	6,000	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	986
6,000	6,200	186	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,020
6,200	6,400	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,054
6,400	6,600	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,088
6,600	6,800	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,122
6,800	7,000	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,156
7,000	7,200	356	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,190
7,200	7,400	390	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,224
7,400	7,600	424	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,258
7,600	7,800	458	125	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,292
7,800	8,000	492	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,326
8,000	8,200	526	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,360
8,200	8,400	560	227	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,394
8,400	8,600	594	261	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,428
8,600	8,800	628	295	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,462
8,800	9,000	662	329	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,496
9,000	9,200	696	363	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1,530
9,200	9,400	730	397	63	0	0	0	0	0	0	0	0	1,564
9,400	9,600	764	431	97	0	0	0	0	0	0	0	0	1,598
9,600	9,800	798	465	131	0	0	0	0	0	0	0	0	1,632
9,800	10,000	832	499	165	0	0	0	0	0	0	0	0	1,666
10,000	10,200	866	533	199	0	0	0	0	0	0	0	0	1,700
10,200	10,400	900	567	233	0	0	0	0	0	0	0	0	1,734
10,400	10,600	934	601	267	0	0	0	0	0	0	0	0	1,768
10,600	10,800	968	635	301	0	0	0	0	0	0	0	0	1,802
10,800	11,000	1,002	669	335	2	0	0	0	0	0	0	0	1,836
11,000	11,200	1,036	703	369	36	0	0	0	0	0	0	0	1,870
11,200	11,400	1,070	737	403	70	0	0	0	0	0	0	0	1,904
11,400	11,600	1,104	771	437	104	0	0	0	0	0	0	0	1,938
11,600	11,800	1,138	805	471	138	0	0	0	0	0	0	0	1,972
11,800	12,000	1,172	839	505	172	0	0	0	0	0	0	0	2,006
12,000	12,200	1,206	873	539	206	0	0	0	0	0	0	0	2,040
12,200	12,400	1,240	907	573	240	0	0	0	0	0	0	0	2,074
12,400	12,600	1,274	941	607	274	24	0	0	0	0	0	0	2,108
12,600	12,800	1,308	975	641	308	58	0	0	0	0	0	0	2,142
12,800	13,000	1,342	1,009	675	342	92	0	0	0	0	0	0	2,176
13,000	13,200	1,376	1,043	709	376	126	0	0	0	0	0	0	2,210
13,200	13,400	1,410	1,077	743	410	160	0	0	0	0	0	0	2,244
13,400	13,600	1,444	1,111	777	444	194	0	0	0	0	0	0	2,278
13,600	13,800	1,478	1,145	811	478	228	0	0	0	0	0	0	2,312
13,800	14,000	1,512	1,179	845	512	262	12	0	0	0	0	0	2,346
14,000	14,200	1,546	1,213	879	546	296	46	0	0	0	0	0	2,380
14,200	14,400	1,580	1,247	913	580	330	80	0	0	0	0	0	2,414
14,400	14,600	1,614	1,281	947	614	364	114	0	0	0	0	0	2,448
14,600	14,800	1,648	1,315	981	648	398	148	0	0	0	0	0	2,482
14,800	15,000	1,682	1,349	1,015	682	432	182	0	0	0	0	0	2,516
15,000	15,500	1,812	1,386	1,049	716	466	216	0	0	0	0	0	2,550
15,500	16,000	1,919	1,502	1,134	801	551	301	51	0	0	0	0	2,619
16,000	16,500	2,025	1,608	1,219	886	636	386	136	0	0	0	0	2,688
16,500	17,000	2,131	1,714	1,304	971	721	471	221	0	0	0	0	2,757
17,000	17,500	2,236	1,820	1,390	1,056	806	556	316	66	0	0	0	2,826

イ月額表(二)

その月の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第五号の規定による税額		
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人	
以上	未満	税額												
17,500	18,000	2,416	1,958	1,541	1,166	916	666	416	166	0	0	0	0	3,667
18,000	18,500	2,566	2,083	1,666	1,286	1,016	766	516	266	16	0	0	0	3,817
18,500	19,000	2,716	2,216	1,791	1,376	1,116	866	616	366	116	0	0	0	3,967
19,000	19,500	2,866	2,366	1,916	1,500	1,216	966	716	466	216	0	0	0	4,117
19,500	20,000	3,016	2,516	2,041	1,625	1,316	1,066	816	566	316	66	0	0	4,284
20,000	20,500	3,166	2,666	2,166	1,750	1,437	1,166	916	666	416	166	0	0	4,459
20,500	21,000	3,316	2,816	2,316	1,875	1,552	1,266	1,016	766	516	266	16	0	4,634
21,000	21,500	3,466	2,966	2,466	2,000	1,687	1,375	1,116	866	616	366	116	0	4,809
21,500	22,000	3,616	3,116	2,616	2,125	1,812	1,500	1,216	966	716	466	216	0	4,984
22,000	22,500	3,766	3,266	2,766	2,250	1,937	1,625	1,316	1,066	816	566	316	66	5,159
22,500	23,000	3,916	3,416	2,916	2,416	2,062	1,750	1,437	1,166	916	666	416	0	5,334
23,000	23,500	4,066	3,566	3,066	2,566	2,191	1,875	1,562	1,266	1,016	766	516	16	5,509
23,500	24,000	4,225	3,716	3,216	2,716	2,341	2,000	1,687	1,375	1,116	866	616	116	5,684
24,000	24,500	4,400	3,866	3,366	2,866	2,491	2,125	1,812	1,500	1,216	966	716	216	5,859
24,500	25,000	4,575	4,016	3,516	3,016	2,641	2,266	1,937	1,625	1,316	1,066	816	316	6,034
25,000	25,500	4,750	4,166	3,666	3,166	2,791	2,416	2,062	1,750	1,437	1,166	916	0	6,209
25,500	26,000	4,925	4,342	3,816	3,316	2,941	2,566	2,191	1,875	1,562	1,266	1,016	16	6,384
26,000	26,500	5,100	4,517	3,966	3,466	3,091	2,716	2,341	2,000	1,687	1,375	1,116	116	6,559
26,500	27,000	5,275	4,692	4,116	3,616	3,241	2,866	2,491	2,125	1,812	1,500	1,216	216	6,734
27,000	27,500	5,450	4,867	4,283	3,766	3,391	3,016	2,641	2,266	1,937	1,625	1,316	316	6,909
27,500	28,000	5,625	5,042	4,458	3,916	3,541	3,166	2,791	2,416	2,062	1,750	1,437	416	7,084
28,000	28,500	5,800	5,217	4,633	4,066	3,691	3,316	2,941	2,566	2,191	1,875	1,562	516	7,259
28,500	29,000	5,975	5,392	4,808	4,225	3,841	3,466	3,091	2,716	2,341	2,000	1,687	616	7,434
29,000	29,500	6,150	5,567	4,983	4,400	3,991	3,616	3,241	2,866	2,491	2,125	1,812	716	7,609
29,500	30,000	6,325	5,742	5,158	4,575	4,141	3,766	3,391	3,016	2,641	2,266	1,937	816	7,784
30,000	30,500	6,500	5,917	5,333	4,750	4,312	3,916	3,541	3,166	2,791	2,416	2,062	916	8,004
30,500	31,000	6,675	6,092	5,508	4,925	4,487	4,066	3,691	3,316	2,941	2,566	2,191	1,016	8,234
31,000	31,500	6,850	6,267	5,683	5,100	4,662	4,225	3,841	3,466	3,091	2,716	2,341	1,116	8,484
31,500	32,000	7,025	6,442	5,858	5,275	4,837	4,400	3,991	3,616	3,241	2,866	2,491	1,216	8,684
32,000	32,500	7,217	6,617	6,033	5,450	5,012	4,575	4,141	3,766	3,391	3,016	2,641	1,316	8,884
32,500	33,000	7,417	6,792	6,208	5,625	5,187	4,750	4,312	3,916	3,541	3,166	2,791	1,416	9,084
33,000	33,500	7,617	6,967	6,383	5,800	5,362	4,925	4,487	4,066	3,691	3,316	2,941	1,516	9,284
33,500	34,000	7,817	7,150	6,558	5,975	5,537	5,100	4,662	4,225	3,841	3,466	3,091	1,616	9,484
34,000	34,500	8,017	7,350	6,733	6,150	5,712	5,275	4,837	4,400	3,991	3,616	3,241	1,716	9,684
34,500	35,000	8,217	7,550	6,908	6,325	5,887	5,450	5,012	4,575	4,141	3,766	3,391	1,816	9,884
35,000	36,000	8,417	7,750	7,083	6,500	6,062	5,625	5,187	4,750	4,312	3,916	3,541	1,916	10,084
36,000	37,000	8,617	7,950	7,258	6,675	6,237	5,800	5,362	4,925	4,487	4,066	3,691	2,016	10,284
37,000	38,000	8,817	8,150	7,433	6,850	6,412	5,975	5,537	5,100	4,662	4,225	3,841	2,116	10,484
38,000	39,000	9,017	8,350	7,608	7,025	6,587	6,150	5,712	5,275	4,837	4,400	3,991	2,216	10,684
39,000	40,000	9,217	8,550	7,783	7,200	6,762	6,325	5,887	5,450	5,012	4,575	4,141	2,316	10,884
40,000	41,000	9,417	8,750	7,958	7,375	6,937	6,500	6,062	5,625	5,187	4,750	4,312	2,416	11,084
41,000	42,000	9,617	8,950	8,133	7,550	7,112	6,675	6,237	5,800	5,362	4,925	4,487	2,516	11,284
42,000	43,000	9,817	9,150	8,308	7,725	7,287	6,850	6,412	6,062	5,625	5,187	4,750	2,616	11,484
43,000	44,000	10,017	9,350	8,483	7,900	7,462	7,025	6,587	6,237	5,800	5,362	4,925	2,716	11,684
44,000	45,000	10,217	9,550	8,658	8,075	7,637	7,200	6,762	6,412	6,062	5,625	5,187	2,816	11,884
45,000	46,000	10,417	9,750	8,833	8,250	7,812	7,375	6,937	6,500	6,062	5,625	5,187	2,916	12,084
46,000	47,000	10,617	9,950	9,008	8,425	7,987	7,550	7,112	6,675	6,237	5,800	5,362	3,016	12,284
47,000	48,000	10,817	10,150	9,183	8,600	8,162	7,725	7,287	6,850	6,412	6,062	5,625	3,116	12,484
48,000	49,000	11,017	10,350	9,358	8,775	8,337	7,900	7,462	7,025	6,587	6,237	5,800	3,216	12,684
49,000	50,000	11,217	10,550	9,533	8,950	8,512	8,075	7,637	7,200	6,762	6,412	6,062	3,316	12,884
50,000	51,000	11,417	10,750	9,708	9,125	8,687	8,250	7,812	7,375	6,937	6,500	6,062	3,416	13,084
51,000	52,000	11,617	10,950	9,883	9,300	8,862	8,425	7,987	7,550	7,112	6,675	6,237	3,516	13,284
52,000	53,000	11,817	11,150	10,058	9,475	9,037	8,600	8,162	7,725	7,287	6,850	6,412	3,616	13,484
53,000	54,000	12,017	11,350	10,233	9,650	9,212	8,775	8,337	7,900	7,462	7,025	6,587	3,716	13,684
54,000	55,000	12,217	11,550	10,408	9,825	9,387	8,950	8,512	8,075	7,637	7,200	6,762	3,816	13,884
55,000	56,000	12,417	11,750	10,583	10,000	9,562	9,125	8,687	8,250	7,812	7,375	6,937	3,916	14,084
56,000	57,000	12,617	11,950	10,758	10,175	9,737	9,300	8,862	8,425	7,987	7,550	7,112	4,016	14,284
57,000	58,000	12,817	12,150	10,933	10,350	9,912	9,475	9,037	8,600	8,162	7,725	7,287	4,116	14,484
58,000	59,000	13,017	12,350	11,108	10,525	10,087	9,650	9,212	8,775	8,337	7,900	7,462	4,216	14,684
59,000	60,000	13,217	12,550	11,283	10,700	10,262	9,825	9,387	8,950	8,512	8,075	7,637	4,316	14,884

昭和二十七年三月四日 衆議院公議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

イ 月額表(三)

その月の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第五号による税額	
		扶養親族の人数											
0人		税額										額	
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
60,000	61,500	18,999	18,249	17,499	16,749	16,186	15,624	15,061	14,499	13,936	13,416	12,916	20,875
61,500	63,000	19,674	18,924	18,174	17,424	16,861	16,299	15,736	15,174	14,611	14,049	13,516	21,550
63,000	64,500	20,349	19,599	18,849	18,099	17,536	16,974	16,411	15,849	15,286	14,724	14,161	22,225
64,500	66,000	21,024	20,274	19,524	18,774	18,211	17,649	17,086	16,524	15,961	15,399	14,836	22,900
66,000	67,500	21,699	20,949	20,199	19,449	18,886	18,324	17,761	17,199	16,636	16,074	15,511	23,575
67,500	69,000	22,374	21,624	20,874	20,124	19,561	18,999	18,436	17,874	17,311	16,749	16,186	24,250
69,000	70,500	23,049	22,299	21,549	20,799	20,236	19,674	19,111	18,549	17,986	17,424	16,861	24,925
70,500	72,000	23,724	22,974	22,224	21,474	20,911	20,349	19,786	19,224	18,661	18,099	17,536	25,600
72,000	73,500	24,399	23,649	22,899	22,149	21,586	21,024	20,461	19,899	19,336	18,774	18,211	26,275
73,500	75,000	25,074	24,324	23,574	22,824	22,261	21,699	21,136	20,574	20,011	19,449	18,886	26,950
75,000	76,500	25,749	24,999	24,249	23,499	22,936	22,374	21,811	21,249	20,686	20,124	19,561	27,625
76,500	78,000	26,424	25,674	24,924	24,174	23,611	23,049	22,486	21,924	21,361	20,799	20,236	28,300
78,000	79,500	27,099	26,349	25,599	24,849	24,286	23,724	23,161	22,599	22,036	21,474	20,911	28,975
79,500	81,000	27,774	27,024	26,274	25,524	24,961	24,399	23,836	23,274	22,711	22,149	21,586	29,650
81,000	82,500	28,449	27,699	26,949	26,199	25,636	25,074	24,511	23,949	23,386	22,824	22,261	30,325
82,500	84,000	29,124	28,374	27,624	26,874	26,311	25,749	25,186	24,624	24,061	23,499	22,936	31,000
84,000	85,500	29,799	29,049	28,299	27,549	26,986	26,424	25,861	25,299	24,736	24,174	23,611	31,675
85,500	87,000	30,474	29,724	28,974	28,224	27,661	27,099	26,536	25,974	25,411	24,849	24,286	32,350
87,000	88,500	31,149	30,399	29,649	28,899	28,336	27,774	27,211	26,649	26,086	25,524	24,961	33,025
88,500	90,000	31,824	31,074	30,324	29,574	29,011	28,449	27,886	27,324	26,761	26,199	25,636	33,700
90,000	91,500	32,499	31,749	30,999	30,249	29,686	29,124	28,561	27,999	27,436	26,874	26,311	34,375
91,500	93,000	33,174	32,424	31,674	30,924	30,361	29,799	29,236	28,674	28,111	27,549	26,986	35,050
93,000	94,500	33,849	33,099	32,349	31,599	31,036	30,474	29,911	29,349	28,786	28,224	27,661	35,725
94,500	96,000	34,524	33,774	33,024	32,274	31,711	31,149	30,586	30,024	29,461	28,899	28,336	36,400
96,000	97,500	35,199	34,449	33,749	32,999	32,436	31,874	31,311	30,749	30,186	29,624	29,061	37,075
97,500	99,000	35,874	35,119	34,524	33,774	33,211	32,649	32,086	31,524	30,961	30,399	29,836	37,750
99,000	100,500	36,549	35,794	35,299	34,549	33,986	33,424	32,861	32,299	31,736	31,174	30,611	38,425
100,500	102,000	37,224	36,474	35,974	35,224	34,661	34,100	33,536	32,974	32,411	31,849	31,286	39,100
102,000	103,500	37,899	37,149	36,649	35,899	35,336	34,774	34,211	33,649	33,086	32,524	31,961	39,775
103,500	105,000	38,574	37,824	37,324	36,574	36,011	35,449	34,886	34,324	33,761	33,199	32,636	40,450
105,000円		39,249	38,500	38,000	37,249	36,686	36,124	35,561	35,000	34,436	33,874	33,311	41,125
105,000円		39,999	39,166	38,332	37,499	36,874	36,249	35,624	34,999	34,374	33,749	33,124	42,083
105,000円を こえる金額		105,000円の場合の税額に、給与の金額のうち105,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										42,083円に、給与の金額のうち105,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額													
不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとにその月の給与の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から334円を控除した金額													

(備考 税額の求め方)

- まずその者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く)の給与の金額に応じて給与の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から334円を控除した金額)が、その求める税額である。
- 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表)

週額表(一)

その週の 給与の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第五号の規定による税額	
	扶養親族の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
以上未滿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,100 円未滿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,100 1,200	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	197
1,200 1,250	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	204
1,250 1,300	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212
1,300 1,350	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	221
1,350 1,400	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	229
1,400 1,450	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238
1,450 1,500	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	246
1,500 1,550	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	255
1,550 1,600	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	263
1,600 1,650	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	272
1,650 1,700	86	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	280
1,700 1,750	94	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	289
1,750 1,800	102	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	297
1,800 1,850	111	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	306
1,850 1,900	119	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315
1,900 1,950	128	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	325
1,950 2,000	136	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	336
2,000 2,050	145	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	347
2,050 2,100	153	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	357
2,100 2,150	162	84	6	0	0	0	0	0	0	0	0	368
2,150 2,200	170	92	14	0	0	0	0	0	0	0	0	378
2,200 2,250	179	101	23	0	0	0	0	0	0	0	0	389
2,250 2,300	187	109	31	0	0	0	0	0	0	0	0	400
2,300 2,350	196	118	40	0	0	0	0	0	0	0	0	410
2,350 2,400	204	126	48	0	0	0	0	0	0	0	0	421
2,400 2,450	213	135	57	0	0	0	0	0	0	0	0	432
2,450 2,500	221	143	65	0	0	0	0	0	0	0	0	442
2,500 2,550	230	152	74	0	0	0	0	0	0	0	0	453
2,550 2,600	238	160	82	4	0	0	0	0	0	0	0	463
2,600 2,650	247	169	91	13	0	0	0	0	0	0	0	474
2,650 2,700	255	177	99	21	0	0	0	0	0	0	0	485
2,700 2,750	264	186	108	30	0	0	0	0	0	0	0	495
2,750 2,800	272	194	116	38	0	0	0	0	0	0	0	506
2,800 2,850	281	203	125	47	0	0	0	0	0	0	0	519
2,850 2,900	289	211	133	55	0	0	0	0	0	0	0	531
2,900 2,950	298	220	142	64	6	0	0	0	0	0	0	544
2,950 3,000	306	228	150	72	14	0	0	0	0	0	0	557
3,000 3,050	316	237	159	81	23	0	0	0	0	0	0	570
3,050 3,100	326	245	167	89	31	0	0	0	0	0	0	582
3,100 3,150	337	254	176	98	40	0	0	0	0	0	0	595
3,150 3,200	348	262	184	106	48	0	0	0	0	0	0	608
3,200 3,250	358	271	193	115	57	0	0	0	0	0	0	621
3,250 3,300	369	279	201	123	65	7	0	0	0	0	0	633
3,300 3,350	380	288	210	132	74	15	0	0	0	0	0	646
3,350 3,400	390	296	218	140	82	24	0	0	0	0	0	659
3,400 3,450	401	305	227	149	91	32	0	0	0	0	0	672
3,450 3,500	411	314	235	157	99	41	0	0	0	0	0	684
3,500 3,550	422	325	244	166	108	49	0	0	0	0	0	697
3,550 3,600	433	335	252	174	116	58	0	0	0	0	0	710
3,600 3,650	443	346	261	183	125	66	8	0	0	0	0	723
3,650 3,700	454	356	269	191	133	75	16	0	0	0	0	735
3,700 3,750	465	367	278	200	142	83	25	0	0	0	0	748
3,750 3,800	475	378	286	208	150	92	33	0	0	0	0	761
3,800 3,850	486	388	295	217	159	100	42	0	0	0	0	774
3,850 3,900	496	399	303	225	167	109	50	0	0	0	0	786

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十七年三月四日 衆議院會議第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

口 週 額 表 (二)

その週の 給与の金額		第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙二十八條第五号の 第三十八條第五号の 規定による 税額	
		扶 養 親 族 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税 額												額	
3,900	3,950	507	410	312	234	176	117	59	1	0	0	0	0	0	796
3,950	4,000	522	422	325	244	186	127	69	11	0	0	0	0	0	814
4,000	4,100	537	435	337	254	196	137	79	21	0	0	0	0	0	829
4,100	4,200	567	460	362	274	216	157	99	41	0	0	0	0	0	859
4,200	4,300	597	485	387	294	236	177	119	61	0	0	0	0	0	889
4,300	4,400	627	510	412	315	256	197	139	81	22	0	0	0	0	919
4,400	4,500	657	540	437	340	276	217	159	101	42	0	0	0	0	949
4,500	4,600	687	570	462	365	296	237	179	121	62	4	0	0	0	981
4,600	4,700	717	600	487	390	317	257	199	141	82	24	0	0	0	1,016
4,700	4,800	747	630	513	415	342	277	219	161	102	44	0	0	0	1,051
4,800	4,900	777	660	543	440	367	297	239	181	122	64	5	0	0	1,086
4,900	5,000	807	690	573	465	392	319	259	201	142	84	25	0	0	1,121
5,000	5,100	837	720	603	490	417	344	279	221	162	104	45	0	0	1,156
5,100	5,200	867	750	633	516	442	369	299	241	182	124	65	0	0	1,191
5,200	5,300	897	780	663	546	467	394	321	261	202	144	85	0	0	1,226
5,300	5,400	927	810	693	576	492	419	346	281	222	164	105	0	0	1,261
5,400	5,500	957	840	723	606	519	444	371	301	242	184	125	0	0	1,296
5,500	5,600	991	870	753	636	549	469	396	323	262	204	145	0	0	1,331
5,600	5,700	1,026	900	783	666	579	494	421	348	282	224	165	0	0	1,366
5,700	5,800	1,061	930	813	696	609	521	446	373	302	244	185	0	0	1,401
5,800	5,900	1,096	960	843	726	639	551	471	398	325	264	205	0	0	1,436
5,900	6,000	1,131	994	873	759	669	581	496	423	350	284	225	0	0	1,471
6,000	6,100	1,166	1,029	903	786	699	611	524	448	375	304	245	0	0	1,506
6,100	6,200	1,201	1,064	933	816	729	641	554	473	400	327	265	0	0	1,541
6,200	6,300	1,236	1,099	963	846	759	671	584	498	425	352	285	0	0	1,576
6,300	6,400	1,271	1,134	998	876	789	701	614	526	450	377	305	0	0	1,611
6,400	6,500	1,306	1,169	1,033	906	819	731	644	556	475	402	329	0	0	1,646
6,500	6,600	1,341	1,204	1,068	936	849	761	674	586	500	427	354	0	0	1,681
6,600	6,700	1,376	1,239	1,103	966	879	791	704	616	528	452	379	0	0	1,716
6,700	6,800	1,411	1,274	1,138	1,001	909	821	734	646	558	477	404	0	0	1,751
6,800	6,900	1,446	1,309	1,173	1,036	939	851	764	676	588	502	429	0	0	1,805
6,900	7,000	1,481	1,344	1,208	1,071	969	881	794	706	618	531	454	0	0	1,845
7,000	7,100	1,516	1,379	1,243	1,106	1,004	911	824	736	648	561	479	0	0	1,885
7,100	7,200	1,551	1,414	1,278	1,141	1,039	941	854	766	678	591	504	0	0	1,925
7,200	7,300	1,586	1,449	1,313	1,176	1,074	971	884	796	708	621	533	0	0	1,965
7,300	7,400	1,621	1,484	1,348	1,211	1,109	1,007	914	826	738	651	563	0	0	2,005
7,400	7,500	1,656	1,519	1,383	1,246	1,144	1,042	944	856	768	681	593	0	0	2,045
7,500	7,600	1,691	1,554	1,418	1,281	1,179	1,077	974	886	798	711	623	0	0	2,085
7,600	7,700	1,736	1,589	1,453	1,316	1,214	1,112	1,009	916	828	741	653	0	0	2,125
7,700	7,800	1,776	1,624	1,488	1,351	1,249	1,147	1,044	946	858	771	683	0	0	2,165
7,800	7,900	1,816	1,660	1,523	1,386	1,284	1,182	1,079	977	888	801	713	0	0	2,205
7,900	8,000	1,856	1,700	1,558	1,421	1,319	1,217	1,114	1,012	918	831	743	0	0	2,245
8,000	8,250	1,896	1,740	1,593	1,456	1,354	1,252	1,149	1,047	948	861	773	0	0	2,285
8,250	8,500	1,936	1,840	1,684	1,544	1,441	1,339	1,237	1,135	1,033	936	848	0	0	2,385
8,500	8,750	2,096	1,940	1,784	1,631	1,529	1,427	1,324	1,222	1,120	1,018	923	0	0	2,485
8,750	9,000	2,196	2,040	1,884	1,728	1,616	1,514	1,412	1,310	1,208	1,105	1,003	0	0	2,585
9,000	9,250	2,296	2,140	1,984	1,828	1,711	1,602	1,499	1,397	1,295	1,193	1,091	0	0	2,685
9,250	9,500	2,396	2,240	2,084	1,928	1,811	1,694	1,587	1,485	1,383	1,280	1,178	0	0	2,785
9,500	9,750	2,496	2,340	2,184	2,028	1,911	1,794	1,677	1,572	1,470	1,368	1,266	0	0	2,885
9,750	10,000	2,596	2,440	2,284	2,128	2,011	1,894	1,777	1,661	1,558	1,455	1,353	0	0	2,985
10,000	10,250	2,696	2,540	2,384	2,228	2,111	1,994	1,877	1,761	1,645	1,543	1,441	0	0	3,085
10,250	10,500	2,796	2,640	2,484	2,328	2,211	2,094	1,977	1,861	1,744	1,630	1,528	0	0	3,185
10,500	10,750	2,896	2,740	2,584	2,428	2,311	2,194	2,077	1,961	1,844	1,727	1,616	0	0	3,285
10,750	11,000	2,996	2,840	2,684	2,528	2,411	2,294	2,177	2,061	1,944	1,827	1,710	0	0	3,407
11,000	11,250	3,096	2,940	2,784	2,628	2,511	2,394	2,277	2,161	2,044	1,927	1,810	0	0	3,520
11,250	11,500	3,196	3,040	2,884	2,728	2,611	2,494	2,377	2,261	2,144	2,027	1,910	0	0	3,632
11,500	11,750	3,307	3,140	2,984	2,828	2,711	2,594	2,477	2,361	2,244	2,127	2,010	0	0	3,745
11,750	12,000	3,419	3,244	3,084	2,928	2,811	2,694	2,577	2,461	2,344	2,227	2,110	0	0	3,857
12,000	12,250	3,532	3,356	3,184	3,028	2,911	2,794	2,677	2,561	2,444	2,327	2,210	0	0	3,970
12,250	12,500	3,644	3,469	3,293	3,128	3,011	2,894	2,777	2,661	2,544	2,427	2,310	0	0	4,082

週額表(三)

その週の 給與の金額	第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第五号の規定による税額		
	扶養親族の數												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人	
以上	未満	税額										額	
12,500	12,750	3,757	3,581	3,406	3,230	3,111	2,994	2,877	2,761	2,644	2,527	2,410	4,195
12,750	13,000	3,859	3,694	3,518	3,343	3,211	3,094	2,977	2,861	2,744	2,627	2,510	4,307
13,000	13,250	3,982	3,806	3,631	3,455	3,324	3,194	3,077	2,961	2,844	2,727	2,610	4,421
13,250	13,500	4,094	3,919	3,743	3,568	3,436	3,305	3,177	3,061	2,944	2,827	2,710	4,535
13,500	13,750	4,207	4,031	3,856	3,680	3,549	3,418	3,286	3,161	3,044	2,927	2,810	4,648
13,750	14,000	4,319	4,144	3,968	3,793	3,661	3,530	3,399	3,267	3,144	3,027	2,910	4,757
14,000	14,250	4,432	4,256	4,081	3,905	3,774	3,643	3,511	3,380	3,248	3,127	3,010	4,870
14,250	14,500	4,544	4,369	4,193	4,018	3,886	3,755	3,624	3,492	3,361	3,229	3,110	4,982
14,500	14,750	4,657	4,481	4,306	4,130	3,999	3,868	3,736	3,605	3,473	3,342	3,221	5,095
14,750	15,000	4,769	4,594	4,418	4,243	4,111	3,980	3,849	3,717	3,586	3,454	3,323	5,208
15,000	15,300	4,882	4,706	4,531	4,355	4,224	4,093	3,961	3,830	3,699	3,567	3,436	5,321
15,300	15,600	5,017	4,841	4,666	4,490	4,359	4,228	4,096	3,965	3,833	3,702	3,571	5,435
15,600	15,900	5,152	4,976	4,801	4,625	4,494	4,363	4,231	4,100	3,968	3,837	3,706	5,548
15,900	16,200	5,287	5,111	4,936	4,760	4,629	4,498	4,366	4,235	4,103	3,972	3,841	5,662
16,200	16,500	5,422	5,246	5,071	4,895	4,764	4,633	4,501	4,370	4,238	4,107	3,976	5,775
16,500	16,800	5,557	5,381	5,206	5,030	4,899	4,768	4,636	4,505	4,373	4,242	4,111	5,888
16,800	17,100	5,692	5,516	5,341	5,165	5,034	4,903	4,771	4,640	4,508	4,377	4,246	6,001
17,100	17,400	5,827	5,651	5,476	5,300	5,169	5,038	4,906	4,775	4,644	4,512	4,381	6,114
17,400	17,700	5,962	5,786	5,611	5,435	5,304	5,173	5,041	4,910	4,778	4,647	4,516	6,227
17,700	18,000	6,097	5,921	5,746	5,570	5,439	5,308	5,176	5,045	4,913	4,782	4,651	6,340
18,000	18,300	6,232	6,056	5,881	5,705	5,574	5,443	5,311	5,180	5,048	4,917	4,786	6,453
18,300	18,600	6,367	6,191	6,016	5,840	5,709	5,578	5,446	5,315	5,183	5,052	4,921	6,566
18,600	18,900	6,502	6,326	6,151	5,975	5,844	5,713	5,581	5,450	5,318	5,187	5,056	6,679
18,900	19,200	6,637	6,461	6,286	6,110	5,979	5,848	5,716	5,585	5,453	5,322	5,191	6,792
19,200	19,500	6,772	6,596	6,421	6,245	6,114	5,983	5,851	5,720	5,588	5,457	5,326	6,905
19,500	19,800	6,907	6,731	6,556	6,380	6,249	6,118	5,986	5,855	5,723	5,592	5,461	7,018
19,800	20,100	7,042	6,866	6,691	6,515	6,384	6,253	6,121	5,990	5,858	5,727	5,596	7,131
20,100	20,400	7,177	7,001	6,826	6,650	6,519	6,388	6,256	6,125	5,993	5,862	5,731	7,244
20,400	20,700	7,312	7,136	6,961	6,785	6,654	6,523	6,391	6,260	6,128	5,997	5,866	7,357
20,700	21,000	7,447	7,271	7,096	6,920	6,789	6,658	6,526	6,395	6,263	6,132	6,001	7,470
21,000	21,300	7,582	7,406	7,231	7,055	6,924	6,793	6,661	6,530	6,398	6,267	6,136	7,583
21,300	21,600	7,717	7,541	7,366	7,190	7,059	6,928	6,796	6,665	6,533	6,402	6,271	7,696
21,600	21,900	7,852	7,676	7,501	7,325	7,194	7,063	6,931	6,800	6,668	6,537	6,406	7,809
21,900	22,200	7,987	7,811	7,636	7,460	7,329	7,198	7,066	6,935	6,803	6,672	6,541	7,922
22,200	22,500	8,122	7,946	7,771	7,595	7,464	7,333	7,201	7,070	6,938	6,807	6,676	8,035
22,500	22,800	8,257	8,081	7,906	7,730	7,599	7,468	7,336	7,205	7,073	6,942	6,811	8,148
22,800	23,100	8,392	8,216	8,041	7,865	7,734	7,603	7,471	7,340	7,208	7,077	6,946	8,261
23,100	23,400	8,527	8,351	8,176	8,000	7,869	7,738	7,606	7,475	7,343	7,212	7,081	8,374
23,400	23,700	8,662	8,486	8,311	8,135	8,004	7,873	7,741	7,610	7,478	7,347	7,216	8,487
23,700	24,000	8,797	8,621	8,446	8,270	8,139	8,008	7,876	7,745	7,613	7,482	7,351	8,600
24,000	24,300	8,932	8,756	8,581	8,405	8,274	8,143	8,011	7,880	7,748	7,617	7,486	8,713
24,300	24,600	9,067	8,891	8,716	8,540	8,409	8,278	8,146	8,015	7,883	7,752	7,621	8,826
24,600	24,900	9,202	9,026	8,851	8,675	8,544	8,413	8,281	8,150	8,018	7,887	7,756	8,939
24,900	25,200	9,337	9,161	8,986	8,810	8,679	8,548	8,416	8,285	8,153	8,022	7,891	9,052
25,200	25,500	9,472	9,296	9,121	8,945	8,814	8,683	8,551	8,420	8,288	8,157	8,026	9,165
25,500円		9,832	9,637	9,442	9,247	9,101	8,955	8,809	8,663	8,517	8,371	8,225	10,319

25,500円をこえる金額 25,500円の場合の税額に、給與の金額のうち25,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額

扶養親族の数が10人を超える場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人を超える1人ごとに78円を控除した金額

不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められることにその週の給與の金額及び扶養親族の數に応じて求めた税額から78円を控除した金額

- (備考 税額の求め方)
- まずその者(扶養親族の数が10人を超える者を除く。)の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の數に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められることに当該金額から78円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - 扶養親族の数が10人を超える者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が10人を超える1人ごとに78円を控除した金額が、その求める税額である。

昭和二十七年三月四日 衆議院會議第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十七年三月四日 議院公報第十八号 所得税法の一部を改正する法律案第二件

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号の規定による所得税源泉徴収額表)

ハ 日額表(一)

その日の 給與の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八号に 規定する額	丙 第三十五号に 規定する額	丁 第三十八号に 規定する額	戊 第三十六号に 規定する額		
	扶養親族の人数															
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人					10人	
以上 未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
170円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
170	180	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
180	190	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
190	200	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200	210	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
210	220	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220	230	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
230	240	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
240	250	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250	260	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
260	270	16	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
270	280	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
280	290	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
290	300	21	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300	310	23	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
310	320	24	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
320	330	26	15	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
330	340	28	17	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
340	350	30	18	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
350	360	31	20	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
360	370	33	22	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
370	380	35	23	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
380	390	36	25	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
390	400	38	27	16	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	410	40	29	17	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
410	420	41	30	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
420	430	43	32	21	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
430	440	45	34	22	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
440	450	47	35	24	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
450	460	49	37	26	15	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
460	470	52	39	28	16	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
470	480	54	40	29	18	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
480	490	56	42	31	20	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
490	500	58	44	33	21	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
500	510	60	46	34	23	15	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
510	520	62	48	36	25	16	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
520	530	64	50	38	27	18	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0
530	540	66	52	39	28	20	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0
540	550	69	55	41	30	22	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0
550	570	71	57	43	32	23	15	6	0	0	0	0	0	0	0	0
570	590	76	61	47	35	27	19	10	2	0	0	0	0	0	0	0
590	610	82	66	52	39	31	23	14	6	0	0	0	0	0	0	0
610	630	88	71	57	43	35	27	18	10	1	0	0	0	0	0	0
630	650	94	77	62	48	39	31	22	14	5	0	0	0	0	0	0
650	670	100	83	67	53	43	35	26	18	9	1	0	0	0	0	0
670	690	106	89	72	58	48	39	30	22	13	5	0	0	0	0	0
690	710	112	95	78	63	53	43	34	26	17	9	1	0	0	0	0
710	730	118	101	84	68	58	47	38	30	21	13	5	0	0	0	0
730	750	124	107	90	73	63	52	42	34	25	17	9	0	0	0	0
750	770	130	113	96	79	68	57	47	38	29	21	13	0	0	0	0
770	790	136	119	102	85	73	62	52	42	33	25	17	0	0	0	0
790	810	142	125	108	91	79	67	57	46	37	29	21	0	0	0	0
810	830	149	131	114	97	85	72	62	51	41	33	25	0	0	0	0
830	850	156	137	120	103	91	78	67	56	46	37	29	0	0	0	0
850	870	163	143	126	109	97	84	72	61	51	41	33	0	0	0	0

日額表 (二)

その日の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第一号の規定による額	丙 第三十八條第一号の規定による額	丁 第三十八條第一号の規定による額	
		扶養親族の人数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上	未満	税額													
870	890	170	150	132	115	108	90	76	66	55	45	37	219	68	
890	910	177	157	138	121	109	96	83	71	61	50	41	226	73	
910	930	184	164	145	127	115	102	89	77	66	55	45	233	78	
930	950	191	171	152	133	121	105	95	83	71	60	50	240	83	
950	970	198	178	159	139	127	114	101	89	76	65	55	248	88	
970	990	205	185	166	146	133	120	107	95	82	70	60	255	93	
990	1,010	212	192	173	153	138	126	113	101	88	76	65	264	98	
1,010	1,030	219	199	180	160	145	132	119	107	94	82	70	272	104	
1,030	1,050	226	206	187	167	152	138	125	113	100	88	75	280	110	
1,050	1,070	233	213	194	174	159	145	131	119	106	94	81	288	116	
1,070	1,090	240	220	201	181	166	152	137	125	112	100	87	296	122	
1,090	1,110	248	227	208	188	173	159	144	131	118	106	93	304	128	
1,110	1,130	256	234	215	195	180	166	151	137	124	112	99	312	134	
1,130	1,150	264	242	222	202	187	173	158	143	130	118	105	320	140	
1,150	1,180	272	250	229	209	194	180	165	150	136	124	111	328	146	
1,180	1,210	284	262	240	220	205	190	176	161	146	133	120	340	155	
1,210	1,240	296	274	252	230	215	201	186	171	157	142	129	352	164	
1,240	1,270	308	286	264	241	226	211	197	182	167	152	138	364	173	
1,270	1,300	320	298	276	253	238	222	207	192	178	163	148	376	182	
1,300	1,330	332	310	288	265	249	232	218	203	188	173	159	388	191	
1,330	1,360	344	322	300	277	260	244	228	218	199	184	169	400	202	
1,360	1,390	356	334	312	289	272	256	239	224	209	194	180	412	213	
1,390	1,420	368	346	324	301	284	268	251	234	220	205	190	424	223	
1,420	1,450	380	358	336	313	296	280	263	246	230	215	201	436	233	
1,450	1,480	392	370	348	325	308	292	275	258	241	226	211	448	244	
1,480	1,510	404	382	360	337	320	304	287	270	253	236	222	460	254	
1,510	1,540	416	394	372	349	332	316	299	282	265	248	232	472	265	
1,540	1,570	428	406	384	361	344	328	311	294	277	260	244	484	275	
1,570	1,600	440	418	396	373	356	340	323	306	289	272	256	500	286	
1,600	1,630	452	430	408	385	368	352	335	318	301	284	268	514	296	
1,630	1,660	465	442	420	397	380	364	347	330	313	296	280	527	307	
1,660	1,690	478	454	432	409	392	376	359	342	325	308	292	541	317	
1,690	1,720	492	466	444	421	404	388	371	354	337	320	304	551	329	
1,720	1,750	505	480	456	433	416	400	383	366	349	332	316	568	341	
1,750	1,800	519	493	468	445	428	412	395	378	361	344	328	581	353	
1,800	1,850	541	516	491	466	448	432	415	398	381	364	348	604	373	
1,850	1,900	564	539	513	488	469	452	435	418	401	384	368	626	393	
1,900	1,950	586	561	536	511	492	473	455	438	421	404	388	649	413	
1,950	2,000	609	583	558	533	514	495	476	457	441	424	408	671	432	
2,000	2,050	631	606	581	556	537	518	499	480	461	444	428	694	453	
2,050	2,100	654	628	603	578	559	540	521	502	484	465	448	716	473	
2,100	2,150	676	651	626	601	582	563	544	525	506	487	468	739	493	
2,150	2,200	699	673	648	623	604	585	566	547	529	510	491	761	512	
2,200	2,250	721	696	671	646	627	608	589	570	551	532	513	784	533	
2,250	2,300	744	718	693	668	649	630	611	592	574	555	536	806	553	
2,300	2,350	766	741	716	691	672	653	634	615	596	577	558	829	573	
2,350	2,400	789	763	738	713	694	675	656	637	619	600	581	851	593	
2,400	2,450	811	786	761	736	717	698	679	660	641	622	603	874	613	
2,450	2,500	834	808	783	758	739	720	701	682	664	645	626	894	634	
2,500	2,550	856	831	806	781	762	743	724	705	686	667	648	919	653	
2,550	2,600	879	853	828	803	784	765	746	727	709	690	671	941	679	
2,600	2,650	901	876	851	826	807	788	769	750	731	712	693	964	701	
2,650	2,700	924	898	873	848	829	810	791	772	754	735	716	988	724	
2,700	2,750	946	921	896	871	852	833	814	795	776	757	738	1,009	746	
2,750	2,800	969	943	918	893	874	855	836	817	798	780	761	1,031	769	
2,800	2,850	991	966	941	916	897	878	859	840	821	802	783	1,054	791	
2,850	2,900	1,014	988	963	938	919	900	881	862	844	825	806	1,076	814	
2,900	2,950	1,036	1,011	986	961	942	923	904	885	866	847	828	1,101	836	
2,950	3,000	1,059	1,033	1,008	983	964	945	926	907	889	870	851	1,126	858	
3,000	3,050	1,081	1,056	1,031	1,006	987	968	949	930	911	892	873	1,151	881	

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

1111

昭和二十七年三月四日 衆議院公報第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

バ 日 額 表 (三)

その日の 給與の金額	甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第一項第一号の規定による税額	丙 第三十八條第一項第一号の規定による税額	
	扶 養 親 族 の 数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以上未滿	税 額													
3,050	3,100	1,106	1,078	1,053	1,028	1,009	990	971	952	934	915	896	1,176	904
3,100	3,150	1,131	1,103	1,076	1,051	1,032	1,013	994	975	956	937	918	1,201	926
3,150	3,200	1,156	1,128	1,100	1,073	1,054	1,035	1,016	997	979	960	941	1,226	949
3,200	3,250	1,181	1,153	1,125	1,097	1,077	1,058	1,039	1,020	1,001	982	963	1,251	971
3,250	3,300	1,206	1,178	1,150	1,122	1,101	1,080	1,061	1,042	1,024	1,005	986	1,276	994
3,300	3,350	1,231	1,203	1,175	1,147	1,126	1,105	1,084	1,065	1,046	1,027	1,008	1,301	1,016
3,350	3,400	1,256	1,228	1,200	1,172	1,151	1,130	1,109	1,088	1,069	1,050	1,031	1,326	1,039
3,400	3,450	1,281	1,253	1,225	1,197	1,176	1,155	1,134	1,113	1,092	1,072	1,053	1,351	1,061
3,450	3,500	1,306	1,278	1,250	1,222	1,201	1,180	1,159	1,138	1,117	1,096	1,076	1,376	1,084
3,500円		1,331	1,303	1,275	1,247	1,226	1,205	1,184	1,163	1,142	1,121	1,100	1,401	1,106
3,500円をこえる金額	3,500円の場合の税額に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											1,401円に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%を加算した金額	1,106円に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%を加算した金額	
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額												—	—	
不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとにその日の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から12円を控除した金額												—	—	

(備考 税額の求め方)

- まずその者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から12円を控除した金額)が、その求める税額である。
- 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 退職所得に対する所得税の簡易税額表(第十五條第二項の規定による所得税額表又は第三十八條の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表)

退職所得(一)

Table with 12 columns: 給與の金額 (以上, 未満), 税額, 給與の金額 (以上, 未満), 税額, 給與の金額 (以上, 未満), 税額, 給與の金額 (以上, 未満), 税額. Rows list income brackets and corresponding tax amounts.

昭和二十七年三月四日 衆議院會議第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

退職所得(二)

給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
820,000	826,000	99,000	910,000	916,000	117,000						
826,000	832,000	100,200	916,000	922,000	118,200						
832,000	838,000	101,400	922,000	928,000	119,400						
838,000	844,000	102,600	928,000	934,000	120,600						
844,000	850,000	103,800	934,000	940,000	121,800	1,000,000	1,150,000	給與の金額に20%を乗じて算出した金額から65,000円を控除した金額	2,150,000	4,150,000	給與の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
850,000	856,000	105,000	940,000	946,000	123,000						
856,000	862,000	106,200	946,000	952,000	124,200						
862,000	868,000	107,400	952,000	958,000	125,400						
868,000	874,000	108,600	958,000	964,000	126,600						
874,000	880,000	109,800	964,000	970,000	127,800	1,150,000	2,150,000	給與の金額に20%を乗じて算出した金額から83,750円を控除した金額	4,150,000円以上		給與の金額に27.5%を乗じて算出した金額から251,250円を控除した金額
880,000	886,000	111,000	970,000	976,000	129,000						
886,000	892,000	112,200	976,000	982,000	130,200						
892,000	898,000	113,400	982,000	988,000	131,400						
898,000	904,000	114,600	988,000	994,000	132,600						
904,000	910,000	115,800	994,000	1,000,000	133,800						

(備考 税額の求め方) 給與の金額に応ずる給與の金額欄に対応する税額欄に記載されている金額が、その給與の金額について徴収すべき税額である。

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

(二)

その年の保険料控除後の給與の金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以上	未満	税 額										
123,530	124,710	11,000	7,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0
124,710	125,890	11,200	7,200	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0
125,890	127,060	11,400	7,400	3,400	0	0	0	0	0	0	0	0
127,060	128,240	11,600	7,600	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0
128,240	129,420	11,800	7,800	3,800	0	0	0	0	0	0	0	0
129,420	130,590	12,000	8,000	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0
130,590	131,770	12,200	8,200	4,200	200	0	0	0	0	0	0	0
131,770	132,950	12,400	8,400	4,400	400	0	0	0	0	0	0	0
132,950	134,120	12,600	8,600	4,600	600	0	0	0	0	0	0	0
134,120	135,300	12,800	8,800	4,800	800	0	0	0	0	0	0	0
135,300	136,480	13,000	9,000	5,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0
136,480	137,650	13,200	9,200	5,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0
137,650	138,830	13,400	9,400	5,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0
138,830	140,000	13,600	9,600	5,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0
140,000	141,180	13,800	9,800	5,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0
141,180	142,360	14,000	10,000	6,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0
142,360	143,530	14,200	10,200	6,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0
143,530	144,710	14,400	10,400	6,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0
144,710	145,890	14,600	10,600	6,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0
145,890	147,060	14,800	10,800	6,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0
147,060	148,240	15,000	11,000	7,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
148,240	149,420	15,200	11,200	7,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0
149,420	150,590	15,400	11,400	7,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0
150,590	151,770	15,600	11,600	7,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0
151,770	152,950	15,800	11,800	7,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0
152,950	154,120	16,000	12,000	8,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0
154,120	155,300	16,250	12,200	8,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0
155,300	156,480	16,500	12,400	8,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0
156,480	157,650	16,750	12,600	8,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0
157,650	158,830	17,000	12,800	8,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0
158,830	160,000	17,250	13,000	9,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0
160,000	161,180	17,500	13,200	9,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0
161,180	162,360	17,750	13,400	9,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0
162,360	163,530	18,000	13,600	9,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0
163,530	164,710	18,250	13,800	9,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0
164,710	165,890	18,500	14,000	10,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0
165,890	167,060	18,750	14,200	10,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0
167,060	168,240	19,000	14,400	10,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0
168,240	169,420	19,250	14,600	10,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0
169,420	170,590	19,500	14,800	10,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0
170,590	171,770	19,750	15,000	11,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0
171,770	172,950	20,000	15,200	11,200	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0
172,950	174,120	20,250	15,400	11,400	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0
174,120	175,300	20,500	15,600	11,600	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0
175,300	176,480	20,750	15,800	11,800	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0
176,480	178,830	21,000	16,000	12,000	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0
178,830	181,180	21,500	16,500	12,400	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0
181,180	183,530	22,000	17,000	12,800	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0
183,530	185,890	22,500	17,500	13,200	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0
185,890	188,240	23,000	18,000	13,600	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0
188,240	190,590	23,500	18,500	14,000	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0
190,590	192,950	24,000	19,000	14,400	10,400	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0
192,950	195,300	24,500	19,500	14,800	10,800	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0
195,300	197,650	25,000	20,000	15,200	11,200	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0
197,650	200,000	25,500	20,500	15,600	11,600	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0
200,000	202,000	26,000	21,000	16,000	12,000	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0
202,000	204,000	26,600	21,500	16,500	12,400	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0
204,000	206,000	27,200	22,000	17,000	12,800	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0
206,000	208,000	27,800	22,500	17,500	13,200	10,200	7,200	4,200	1,200	0	0	0
208,000	210,000	28,400	23,000	18,000	13,600	10,600	7,600	4,600	1,600	0	0	0

昭和二十七年三月四日 衆議院會議第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

(三)

その年の保険料控除後の給與の金額		扶 養 親 族 の 数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
210,000	212,000	29,000	23,500	18,500	14,000	11,000	8,000	5,000	2,000	0	0	0
212,000	214,000	29,600	24,000	19,000	14,400	11,400	8,400	5,400	2,400	0	0	0
214,000	216,000	30,200	24,500	19,500	14,800	11,800	8,800	5,800	2,800	0	0	0
216,000	218,000	30,800	25,000	20,000	15,200	12,200	9,200	6,200	3,200	200	0	0
218,000	220,000	31,400	25,500	20,500	15,600	12,600	9,600	6,600	3,600	600	0	0
220,000	222,000	32,000	26,000	21,000	16,000	13,000	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0
222,000	224,000	32,600	26,600	21,500	16,500	13,400	10,400	7,400	4,400	1,400	0	0
224,000	226,000	33,200	27,200	22,000	17,000	13,800	10,800	7,800	4,800	1,800	0	0
226,000	228,000	33,800	27,800	22,500	17,500	14,200	11,200	8,200	5,200	2,200	0	0
228,000	230,000	34,400	28,400	23,000	18,000	14,600	11,600	8,600	5,600	2,600	0	0
230,000	232,000	35,000	29,000	23,500	18,500	15,000	12,000	9,000	6,000	3,000	0	0
232,000	234,000	35,600	29,600	24,000	19,000	15,400	12,400	9,400	6,400	3,400	400	0
234,000	236,000	36,200	30,200	24,500	19,500	15,800	12,800	9,800	6,800	3,800	800	0
236,000	238,000	36,800	30,800	25,000	20,000	16,200	13,200	10,200	7,200	4,200	1,200	0
238,000	240,000	37,400	31,400	25,500	20,500	16,700	13,600	10,600	7,600	4,600	1,600	0
240,000	242,000	38,000	32,000	26,000	21,000	17,200	14,000	11,000	8,000	5,000	2,000	0
242,000	244,000	38,600	32,600	26,600	21,500	17,700	14,400	11,400	8,400	5,400	2,400	0
244,000	246,000	39,200	33,200	27,200	22,000	18,200	14,800	11,800	8,800	5,800	2,800	0
246,000	248,000	39,800	33,800	27,800	22,500	18,700	15,200	12,200	9,200	6,200	3,200	200
248,000	250,000	40,400	34,400	28,400	23,000	19,200	15,600	12,600	9,600	6,600	3,600	600
250,000	252,000	41,000	35,000	29,000	23,500	19,700	16,000	13,000	10,000	7,000	4,000	1,000
252,000	254,000	41,600	35,600	29,600	24,000	20,200	16,500	13,400	10,400	7,400	4,400	1,400
254,000	256,000	42,200	36,200	30,200	24,500	20,700	17,000	13,800	10,800	7,800	4,800	1,800
256,000	258,000	42,800	36,800	30,800	25,000	21,200	17,500	14,200	11,200	8,200	5,200	2,200
258,000	260,000	43,400	37,400	31,400	25,500	21,700	18,000	14,600	11,600	8,600	5,600	2,600
260,000	262,000	44,000	38,000	32,000	26,000	22,200	18,500	15,000	12,000	9,000	6,000	3,000
262,000	264,000	44,600	38,600	32,600	26,600	22,700	19,000	15,400	12,400	9,400	6,400	3,400
264,000	266,000	45,200	39,200	33,200	27,200	23,200	19,500	15,800	12,800	9,800	6,800	3,800
266,000	268,000	45,800	39,800	33,800	27,800	23,700	20,000	16,250	13,200	10,200	7,200	4,200
268,000	270,000	46,400	40,400	34,400	28,400	24,200	20,500	16,700	13,600	10,600	7,600	4,600
270,000	272,000	47,000	41,000	35,000	29,000	24,700	21,000	17,200	14,000	11,000	8,000	5,000
272,000	274,000	47,600	41,600	35,600	29,600	25,200	21,500	17,700	14,400	11,400	8,400	5,400
274,000	276,000	48,200	42,200	36,200	30,200	25,700	22,000	18,200	14,800	11,800	8,800	5,800
276,000	278,000	48,800	42,800	36,800	30,800	26,300	22,500	18,700	15,200	12,200	9,200	6,200
278,000	280,000	49,400	43,400	37,400	31,400	26,900	23,000	19,200	15,600	12,600	9,600	6,600
280,000	283,000	50,000	44,000	38,000	32,000	27,500	23,500	19,700	16,000	13,000	10,000	7,000
283,000	286,000	51,050	44,900	38,900	32,900	28,400	24,250	20,500	16,750	13,600	10,600	7,600
286,000	289,000	52,100	45,800	39,800	33,800	29,300	25,000	21,250	17,500	14,200	11,200	8,200
289,000	292,000	53,150	46,700	40,700	34,700	30,200	25,750	22,000	18,250	14,800	11,800	8,800
292,000	295,000	54,200	47,600	41,600	35,600	31,100	26,600	22,750	19,000	15,400	12,400	9,400
295,000	298,000	55,250	48,500	42,500	36,500	32,000	27,500	23,500	19,750	16,000	13,000	10,000
298,000	301,000	56,300	49,400	43,400	37,400	32,900	28,400	24,250	20,500	16,750	13,600	10,600
301,000	304,000	57,350	50,350	44,300	38,300	33,800	29,300	25,000	21,250	17,500	14,200	11,200
304,000	307,000	58,400	51,400	45,200	39,200	34,700	30,200	25,750	22,000	18,250	14,800	11,800
307,000	310,000	59,450	52,450	46,100	40,100	35,600	31,100	26,600	22,750	19,000	15,400	12,400
310,000	313,000	60,500	53,500	47,000	41,000	36,500	32,000	27,500	23,500	19,750	16,000	13,000
313,000	316,000	61,550	54,550	47,900	41,900	37,400	32,900	28,400	24,250	20,500	16,750	13,600
316,000	319,000	62,600	55,600	48,800	42,800	38,300	33,800	29,300	25,000	21,250	17,500	14,200
319,000	322,000	63,650	56,650	49,700	43,700	39,200	34,700	30,200	25,750	22,000	18,250	14,800
322,000	325,000	64,700	57,700	50,700	44,600	40,100	35,600	31,100	26,600	22,750	19,000	15,400
325,000	328,000	65,750	58,750	51,750	45,500	41,000	36,500	32,000	27,500	23,500	19,750	16,000
328,000	331,000	66,800	59,800	52,800	46,400	41,900	37,400	32,900	28,400	24,250	20,500	16,750
331,000	334,000	67,850	60,850	53,850	47,300	42,800	38,300	33,800	29,300	25,000	21,250	17,500
334,000	337,000	68,900	61,900	54,900	48,200	43,700	39,200	34,700	30,200	25,750	22,000	18,250
337,000	340,000	69,950	62,950	55,950	49,100	44,600	40,100	35,600	31,100	26,600	22,750	19,000
340,000	343,000	71,000	64,000	57,000	50,000	45,500	41,000	36,500	32,000	27,500	23,500	19,750
343,000	346,000	72,050	65,050	58,050	51,050	46,400	41,900	37,400	32,900	28,400	24,250	20,500
346,000	349,000	73,100	66,100	59,100	52,100	47,300	42,800	38,300	33,800	29,300	25,000	21,250
349,000	352,000	74,150	67,150	60,150	53,150	48,200	43,700	39,200	34,700	30,200	25,750	22,000
352,000	355,000	75,200	68,200	61,200	54,200	49,100	44,600	40,100	35,600	31,100	26,600	22,750

昭和二十七年三月四日 衆議院會議第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外一件

(四)

その年の保険料控除後の給與の金額		扶養親族の人数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	未満	税額										
355,000	358,000	76,250	69,250	62,250	55,250	50,000	45,500	41,000	36,500	32,000	27,500	23,500
358,000	361,000	77,300	70,300	63,300	56,300	51,050	46,400	41,900	37,400	32,900	28,400	24,250
361,000	364,000	78,350	71,350	64,350	57,350	52,100	47,300	42,800	38,300	33,800	29,300	25,000
364,000	367,000	79,400	72,400	65,400	58,400	53,150	48,200	43,700	39,200	34,700	30,200	25,750
367,000	370,000	80,450	73,450	66,450	59,450	54,200	49,100	44,600	40,100	35,600	31,100	26,600
370,000	373,000	81,500	74,500	67,500	60,500	55,250	50,000	45,500	41,000	36,500	32,000	27,500
373,000	376,000	82,550	75,550	68,550	61,550	56,300	51,050	46,400	41,900	37,400	32,900	28,400
376,000	379,000	83,600	76,600	69,600	62,600	57,350	52,100	47,300	42,800	38,300	33,800	29,300
379,000	382,000	84,650	77,650	70,650	63,650	58,400	53,150	48,200	43,700	39,200	34,700	30,200
382,000	385,000	85,800	78,700	71,700	64,700	59,450	54,200	49,100	44,600	40,100	35,600	31,100
385,000	388,000	87,000	79,750	72,750	65,750	60,500	55,250	50,000	45,500	41,000	36,500	32,000
388,000	391,000	88,200	80,800	73,800	66,800	61,550	56,300	51,050	46,400	41,900	37,400	32,900
391,000	394,000	89,400	81,850	74,850	67,850	62,600	57,350	52,100	47,300	42,800	38,300	33,800
394,000	397,000	90,600	82,900	75,900	68,900	63,650	58,400	53,150	48,200	43,700	39,200	34,700
397,000	400,000	91,800	83,950	76,950	69,950	64,700	59,450	54,200	49,100	44,600	40,100	35,600
400,000	404,000	93,000	85,000	78,000	71,000	65,750	60,500	55,250	50,000	45,500	41,000	36,500
404,000	408,000	94,600	86,600	79,400	72,400	67,150	61,900	56,650	51,400	46,700	42,200	37,700
408,000	412,000	96,200	88,200	80,800	73,800	68,550	63,300	58,050	52,800	47,900	43,400	38,900
412,000	416,000	97,800	89,800	82,200	75,200	69,950	64,700	59,450	54,200	49,100	44,600	40,100
416,000	420,000	99,400	91,400	83,600	76,600	71,350	66,100	60,850	55,600	50,350	45,800	41,300
420,000	424,000	101,000	93,000	85,000	78,000	72,750	67,500	62,250	57,000	51,750	47,000	42,500
424,000	428,000	102,600	94,600	86,600	79,400	74,150	68,900	63,650	58,400	53,150	48,200	43,700
428,000	432,000	104,200	96,200	88,200	80,800	75,550	70,300	65,050	59,800	54,550	49,400	44,900
432,000	436,000	105,800	97,800	89,800	82,200	76,950	71,700	66,450	61,200	55,950	50,700	46,100
436,000	440,000	107,400	99,400	91,400	83,600	78,350	73,100	67,850	62,600	57,350	52,100	47,300
440,000	444,000	109,000	101,000	93,000	85,000	79,750	74,500	69,250	64,000	58,750	53,500	48,500
444,000	448,000	110,600	102,600	94,600	86,600	81,150	75,900	70,650	65,400	60,150	54,900	49,700
448,000	452,000	112,200	104,200	96,200	88,200	82,550	77,300	72,050	66,800	61,550	56,300	50,900
452,000	456,000	113,800	105,800	97,800	89,800	83,950	78,700	73,450	68,200	62,950	57,700	52,450
456,000	460,000	115,400	107,400	99,400	91,400	85,400	80,100	74,850	69,600	64,350	59,100	53,850
460,000	464,000	117,000	109,000	101,000	93,000	87,000	81,500	76,250	71,000	65,750	60,500	55,250
464,000	468,000	118,600	110,600	102,600	94,600	88,600	82,900	77,650	72,400	67,150	61,900	56,650
468,000	472,000	120,200	112,200	104,200	96,200	90,200	84,300	79,050	73,800	68,550	63,300	58,050
472,000	476,000	121,800	113,800	105,800	97,800	91,800	85,800	80,450	75,200	69,950	64,700	59,450
476,000	480,000	123,400	115,400	107,400	99,400	93,400	87,400	81,850	76,600	71,350	66,100	60,850
480,000	484,000	125,000	117,000	109,000	101,000	95,000	89,000	83,250	78,000	72,750	67,500	62,250
484,000	488,000	126,600	118,600	110,600	102,600	96,600	90,600	84,650	79,400	74,150	68,900	63,650
488,000	492,000	128,200	120,200	112,200	104,200	98,200	92,200	86,200	80,800	75,550	70,300	65,050
492,000	496,000	129,800	121,800	113,800	105,800	99,800	93,800	87,800	82,200	76,950	71,700	66,450
496,000	500,000	131,400	123,400	115,400	107,400	101,400	95,400	89,400	83,600	78,350	73,100	67,850
500,000	504,000	133,000	125,000	117,000	109,000	103,000	97,000	91,000	85,000	79,750	74,500	69,250
504,000	508,000	134,600	126,600	118,600	110,600	104,600	98,600	92,600	86,600	81,150	75,900	70,650
508,000	512,000	136,200	128,200	120,200	112,200	106,200	100,200	94,200	88,200	82,550	77,300	72,050
512,000	516,000	137,800	129,800	121,800	113,800	107,800	101,800	95,800	89,800	83,950	78,700	73,450
516,000	520,000	139,400	131,400	123,400	115,400	109,400	103,400	97,400	91,400	85,400	80,100	74,850
520,000	524,000	141,000	133,000	125,000	117,000	111,000	105,000	99,000	93,000	87,000	81,500	76,250
524,000	528,000	142,600	134,600	126,600	118,600	112,600	106,600	100,600	94,600	88,600	82,900	77,650
528,000	532,000	144,200	136,200	128,200	120,200	114,200	108,200	102,200	96,200	90,200	84,300	79,050
532,000	536,000	145,800	137,800	129,800	121,800	115,800	109,800	103,800	97,800	91,800	85,800	80,450
536,000	540,000	147,400	139,400	131,400	123,400	117,400	111,400	105,400	99,400	93,400	87,400	81,850
540,000	544,000	149,000	141,000	133,000	125,000	119,000	113,000	107,000	101,000	95,000	89,000	83,250
544,000	548,000	150,600	142,600	134,600	126,600	120,600	114,600	108,600	102,600	96,600	90,600	84,650
548,000	552,000	152,200	144,200	136,200	128,200	122,200	116,200	110,200	104,200	98,200	92,200	86,050
552,000	556,000	153,800	145,800	137,800	129,800	123,800	117,800	111,800	105,800	99,800	93,800	87,450
556,000	560,000	155,400	147,400	139,400	131,400	125,400	119,400	113,400	107,400	101,400	95,400	88,850
560,000	565,000	157,000	149,000	141,000	133,000	127,000	121,000	115,000	109,000	103,000	97,000	91,000
565,000	570,000	159,000	151,000	143,000	135,000	129,000	123,000	117,000	111,000	105,000	99,000	93,000
570,000	575,000	161,000	153,000	145,000	137,000	131,000	125,000	119,000	113,000	107,000	101,000	95,000
575,000	580,000	163,000	155,000	147,000	139,000	133,000	127,000	121,000	115,000	109,000	103,000	97,000
580,000	585,000	165,000	157,000	149,000	141,000	135,000	129,000	123,000	117,000	111,000	105,000	99,000

(五)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 滿	税 額										
585,000	590,000	167,250	159,000	151,000	143,000	137,000	131,000	125,000	119,000	113,000	107,000	101,000
590,000	595,000	169,500	161,000	153,000	145,000	139,000	133,000	127,000	121,000	115,000	109,000	103,000
595,000	600,000	171,750	163,000	155,000	147,000	141,000	135,000	129,000	123,000	117,000	111,000	105,000
600,000	605,000	174,000	165,000	157,000	149,000	143,000	137,000	131,000	125,000	119,000	113,000	107,000
605,000	610,000	176,250	167,250	159,000	151,000	145,000	139,000	133,000	127,000	121,000	115,000	109,000
610,000	615,000	178,500	169,500	161,000	153,000	147,000	141,000	135,000	129,000	123,000	117,000	111,000
615,000	620,000	180,750	171,750	163,000	155,000	149,000	143,000	137,000	131,000	125,000	119,000	113,000
620,000	625,000	183,000	174,000	165,000	157,000	151,000	145,000	139,000	133,000	127,000	121,000	115,000
625,000	630,000	185,250	176,250	167,250	159,000	153,000	147,000	141,000	135,000	129,000	123,000	117,000
630,000	635,000	187,500	178,500	169,500	161,000	155,000	149,000	143,000	137,000	131,000	125,000	119,000
635,000	640,000	189,750	180,750	171,750	163,000	157,000	151,000	145,000	139,000	133,000	127,000	121,000
640,000	645,000	192,000	183,000	174,000	165,000	159,000	153,000	147,000	141,000	135,000	129,000	123,000
645,000	650,000	194,250	185,250	176,250	167,250	161,000	155,000	149,000	143,000	137,000	131,000	125,000
650,000	655,000	196,500	187,500	178,500	169,500	163,000	157,000	151,000	145,000	139,000	133,000	127,000
655,000	660,000	198,750	189,750	180,750	171,750	165,000	159,000	153,000	147,000	141,000	135,000	129,000
660,000	665,000	201,000	192,000	183,000	174,000	167,250	161,000	155,000	149,000	143,000	137,000	131,000
665,000	670,000	203,250	194,250	185,250	176,250	169,500	163,000	157,000	151,000	145,000	139,000	133,000
670,000	675,000	205,500	196,500	187,500	178,500	171,750	165,000	159,000	153,000	147,000	141,000	135,000
675,000	680,000	207,750	198,750	189,750	180,750	174,000	167,250	161,000	155,000	149,000	143,000	137,000
680,000	685,000	210,000	201,000	192,000	183,000	176,250	169,500	163,000	157,000	151,000	145,000	139,000
685,000	690,000	212,250	203,250	194,250	185,250	178,500	171,750	165,000	159,000	153,000	147,000	141,000
690,000	695,000	214,500	205,500	196,500	187,500	180,750	174,000	167,250	161,000	155,000	149,000	143,000
695,000	700,000	216,750	207,750	198,750	189,750	183,000	176,250	169,500	163,000	157,000	151,000	145,000
700,000	705,000	219,000	210,000	201,000	192,000	185,250	178,500	171,750	165,000	159,000	153,000	147,000
705,000	710,000	221,250	212,250	203,250	194,250	187,500	180,750	174,000	167,250	161,000	155,000	149,000
710,000	715,000	223,500	214,500	205,500	196,500	189,750	183,000	176,250	169,500	163,000	157,000	151,000
715,000	720,000	225,750	216,750	207,750	198,750	192,000	185,250	178,500	171,750	165,000	159,000	153,000
720,000	725,000	228,000	219,000	210,000	201,000	194,250	187,500	180,750	174,000	167,250	161,000	155,000
725,000	730,000	230,250	221,250	212,250	203,250	196,500	189,750	183,000	176,250	169,500	163,000	157,000
730,000	735,000	232,500	223,500	214,500	205,500	198,750	192,000	185,250	178,500	171,750	165,000	159,000
735,000	740,000	234,750	225,750	216,750	207,750	201,000	194,250	187,500	180,750	174,000	167,250	161,000
740,000	745,000	237,000	228,000	219,000	210,000	203,250	196,500	189,750	183,000	176,250	169,500	163,000
745,000	750,000	239,250	230,250	221,250	212,250	205,500	198,750	192,000	185,250	178,500	171,750	165,000
750,000	755,000	241,500	232,500	223,500	214,500	207,750	201,000	194,250	187,500	180,750	174,000	167,250
755,000	760,000	243,750	234,750	225,750	216,750	210,000	203,250	196,500	189,750	183,000	176,250	169,500
760,000	765,000	246,000	237,000	228,000	219,000	212,250	205,500	198,750	192,000	185,250	178,500	171,750
765,000	770,000	248,250	239,250	230,250	221,250	214,500	207,750	201,000	194,250	187,500	180,750	174,000
770,000	775,000	250,500	241,500	232,500	223,500	216,750	210,000	203,250	196,500	189,750	183,000	176,250
775,000	780,000	252,750	243,750	234,750	225,750	219,000	212,250	205,500	198,750	192,000	185,250	178,500
780,000	785,000	255,000	246,000	237,000	228,000	221,250	214,500	207,750	201,000	194,250	187,500	180,750
785,000	790,000	257,250	248,250	239,250	230,250	223,500	216,750	210,000	203,250	196,500	189,750	183,000
790,000	795,000	259,500	250,500	241,500	232,500	225,750	219,000	212,250	205,500	198,750	192,000	185,250
795,000	800,000	261,750	252,750	243,750	234,750	228,000	221,250	214,500	207,750	201,000	194,250	187,500
800,000	805,000	264,000	255,000	246,000	237,000	230,250	223,500	216,750	210,000	203,250	196,500	189,750
805,000	810,000	266,250	257,250	248,250	239,250	232,500	225,750	219,000	212,250	205,500	198,750	192,000
810,000	815,000	268,500	259,500	250,500	241,500	234,750	228,000	221,250	214,500	207,750	201,000	194,250
815,000	820,000	270,750	261,750	252,750	243,750	237,000	230,250	223,500	216,750	210,000	203,250	196,500
820,000	825,000	273,000	264,000	255,000	246,000	239,250	232,500	225,750	219,000	212,250	205,500	198,750
825,000	830,000	275,250	266,250	257,250	248,250	241,500	234,750	228,000	221,250	214,500	207,750	201,000
830,000	835,000	277,500	268,500	259,500	250,500	243,750	237,000	230,250	223,500	216,750	210,000	203,250
835,000	840,000	279,750	270,750	261,750	252,750	246,000	239,250	232,500	225,750	219,000	212,250	205,500

昭和二十七年三月四日 参議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十七年三月四日 衆議院会議録第百十八号 所得税法の一部を改正する法律案の二件

(六)

その年の保険料控除後の給與の金額	扶 養 親 族 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以上 未満	税 額										
835,000円 840,000円								225,750円	219,000円	212,250円	205,500円
840,000円 845,000円								228,000円	221,250円	214,500円	207,750円
845,000円 850,000円								230,250円	223,500円	216,750円	210,000円
850,000円 855,000円							232,500円				
855,000円 860,000円								225,750円	219,000円	212,250円	
860,000円 865,000円								228,000円	221,250円	214,500円	
865,000円 870,000円								230,250円	223,500円	216,750円	
870,000円 875,000円								232,500円			
875,000円 880,000円									225,750円	219,000円	
880,000円 885,000円									228,000円	221,250円	
885,000円 890,000円									230,250円	223,500円	
890,000円 895,000円									232,500円		
895,000円 900,000円											225,750円
900,000円 905,000円											228,000円
905,000円 910,000円											230,250円
910,000円 915,000円											232,500円

上欄によつて税額が求められない場合

(イ) その年の保険料控除後の給與の金額から扶養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した金額が730,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人をこえる場合には、その年の保険料控除後の給與の金額からその15%に相当する金額(その金額が30,000円をこえる場合には、30,000円)を控除し、その控除後の金額について、扶養控除及び基礎控除をした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一 所得税の簡易税額表に定める金額

(ロ) その年の保険料控除後の給與の金額から扶養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した金額が730,000円をこえる場合には、その控除後の給與の金額について、次の区分に応じて計算した金額

その年の保険料及び扶養控除後の給與の金額	税 額
730,000円超 1,080,000円未満	給與の金額に 45/100 を乗じて算出した金額から 96,000円を控除した金額
1,080,000円以上 2,080,000円未満	給與の金額に 50/100 を乗じて算出した金額から 150,000円を控除した金額
2,080,000円以上	給與の金額に 55/100 を乗じて算出した金額から 254,000円を控除した金額

不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに、その年の保険料控除後の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から、4,000円を控除した金額

(備考 税額の求め方)

- (1) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が730,000円以下で、且つ、その扶養親族の数が10人以下である者については、その者のその年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額(その金額が4,000円をこえる場合には、4,000円)を控除し、その控除後の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が730,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人をこえる者については、その者のその年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額(その金額が4,000円をこえる場合には、4,000円)を控除し、その控除後の給與の金額からその15%に相当する金額(その金額が30,000円をこえる場合には、30,000円)を控除し、その控除後の金額について、扶養控除及び基礎控除をした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一 所得税の簡易税額表に定められている金額(即ち(イ)の金額)(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (3) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が730,000円をこえる者については、その控除後の給與の金額に応じて、(ロ)の税額欄に掲げる金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から、4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 2 この附則による改正後の所得税法の規定をい、「旧法」とは、従前の所得税法の規定をい。
- 3 新法第一條第二項第二号から第八号までの規定並びに新法第二條第二項及び第三項並びに第十七條の規定(新法第一條第二項第二号から第八号までの規定に係る部分に限る)は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべき新法第一條第二項第二号から第八号までの各号に規定する所得(無記名債券の利子及び無記名株式の配当)については、同日以後に支拂を受けるもの)について適用する。
- 4 新法第一條第四項中利益の配当及び剰余金の分配に関する部分の規定並びに当該規定に係る新法第二條第四項及び第十八條第一項の規定は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべき利益の配当(無記名株式の配当)については、同日以後に支拂を受けるもの)及び剰余金の分配について適用する。
- 5 新法第一條第五項の規定並びに当該規定に係る新法第二條第四項及び第十八條第二項の規定は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべき新法第一條第五項各号に規定する所得(無記名債券の利子及び無記名株式の配当)については、同日以後に支拂を受けるもの)について適用する。

6 新法第十四條の第二項の規定の適用については、昭和二十五年分及び昭和二十六年分の所得税に於いて旧法第十四條の規定の適用を受けた場合、昭和二十五年分の所得税について同條の規定の適用を受けた場合においては、昭和二十六年分の所得税に於いて旧法第十四條の第二項又は第二項の規定の適用を受けた場合に限る。)

7 新法第十四條第二項の規定の適用については、当該所得税に於いて新法第十四條第二項の規定の適用を受けたものとみなし、当該年分の従前の例により計算した漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬に因る所得並びに著作権の使用料に因る所得の金額の合計額を甲種変動所得の金額の合計額とみなし、当該年分の従前の例により計算した山林所得及び譲渡所得の金額の合計額を乙種変動所得の金額の合計額とみなし、且つ、その年分の従前の例により計算した総所得金額を新法の規定による総所得金額とみなして、新法第十四條の第二項各号列記以外の部分に掲げる條件に該当するかどうかを判定するものとする。この場合において、甲種変動所得又は乙種変動所得とみなされたものがその條件に該当しないとき及び昭和二十五年又は昭和二十六年において退職所得があるときは、納税義務者の選別により、甲種変動所得若しくは乙種変動所得とみなされたものいづれか若しくは甲種変動所得

及び乙種変動所得とみなされたものの全部又は当該年分の従前の例による退職所得と、それぞれ、当該條件に該当する変動所得とみなして、新法第十四條の第二項の規定の適用を受けることができるものとする。

8 昭和二十七年分の総所得金額に對する所得税に於いて新法第二十一條の二の規定を適用する場合に、同條第一項中「納税義務者は、前年分について第二十六條第一項前段の規定により確定申告書を提出する義務があつた場合(第九條の二第二項又は第三項の規定による純損失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額の控除をなさないで当該年の総所得金額を計算したならば、当該年において第二十六條第一項前段の規定により確定申告書を提出する義務があつた場合を含む。以下第十四條において同じ。以下同じ。以下同じ)とあるのは、納税義務者の昭和二十六年分の所得税の一部を

改正する法律(昭和二十七年法律第 号)による改正前の所得税法(以下本條において旧法といふ)第九條の規定により計算した総所得金額が五万円と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額をこえ、且つ、当該納税義務者が同年分の所得に於いて第二十六條第二項の規定に該当しない場合、前年分の総所得金額(前年において第九條の第二項又は第三項の規定により損失の額を控除した場合においては、控除をなさないで計算した当該年分の総所得金額、以下本條において同じ。以下同じ)とあるのは、昭和二十六年分の旧法第九條の規定により計算した総所得金額とし、同條第十二項中「山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得」とあるのは、旧法第九條の規定による退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得の金額をこえず、昭和二十七年分については、山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得とし、同條第十三項中「前年分の総所得金額」とあるのは、昭和二十六年分の旧法第九條の規定に

より計算した総所得金額とし、「山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」とあるのは、同條の規定による退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」とする。

9 新法第二十九條第六項及び第三十四條の二の規定は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべき同條に規定する所得について適用する。

10 昭和二十七年において純損失の金額がある場合における新法第三十六條の規定の適用については、従前の例により計算した昭和二十六年分の課税所得金額(昭和二十六年分の所得税に於いて旧法第十四條又は第十四條の二第二項若しくは第二項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、所得税法の臨時特例に関する法律(昭和二十六年法律第二百七十三号。以下「特例法」といふ)第六條第二項又は第三項の規定により計算した調整所得金額又は第二次調整所得金額、以下本項において同じ)に於いての特例法別表第一の税額と当該課税所得金額から当該純損失の全部又は一部を控除した金額に於いての特例法別表第一の税額との差額(特例法により旧法第十三條から第十四條の二までの規定を適用して計算した昭和二十

- 十六年分の所得税額につき、特例法第七條から第十條までの規定及び旧法第十一條の規定により認め替へられた旧法第十五條の二の規定並びに旧法第二十八條又は第三十三條第三項の規定により計算された税額をこえる場合には、当該税額に相当する金額を新法第三十六條第一項の規定により還付の請求をなすことができる所得税額とし、当該課税総所得金額を同條第二項の規定により記載すべき課税総所得金額とする。
- 11 新法第三十六條第六項の規定は、昭和二十五年分以後の所得税額につき還付をなす場合について適用し、昭和二十四年分以前の所得税額につきは、なお従前の例による。
- 12 新法第三十七條の規定は、法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配に因る配当所得については、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべきもの(無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受くべきもの)について適用し、昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までに支拂を受くべき当該配当所得(無記名株式に因る配当を除く)については、特例法第十九條第二項の規定による。この場合において、同項の規定による所得税の徴収は、新法第
- 三十七條の規定による徴収とみなす。
- 13 新法第三十八條の規定は、昭和二十七年四月一日以後の支給に係る給與所得について適用し、同日前の支給に係る給與所得については、なお従前の例による。
- 14 新法第三十八條の二の規定は、昭和二十七年四月一日以後の支給に係る退職所得について適用し、同日前の支給に係る退職所得については、なお従前の例による。この場合において、昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る退職所得に対する従前の例による所得税の徴収は、新法第三十八條の二の規定による徴収とみなす。
- 15 新法第三十九條第四項の規定は、昭和二十七年四月一日以後の支給に係る退職所得を受ける場合について適用する。
- 16 新法第四十一條第一項及び第二項の規定は、旧法第十七條又は第十八條に規定する所得以外の所得については、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべきもの(無記名債券の利子及び無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受くべきもの)について適用する。
- 17 新法第四十二條第一項の規定は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべき報酬又は料金について適用し、同日前に支拂を受くべき報酬又は料金については、なお従前の例による。
- 18 新法第四十二條第二項の規定は、旧法第四十二條第二項に規定する者に対して支拂われる報酬及び料金以外の報酬及び料金並びに診療報酬については、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべきものについて適用する。
- 19 昭和二十七年分の所得税については、新法第四十四條第一項中「納税義務者が前年分について確定申告書を提出する義務があつた場合」とあるのは、「当該申告書につき第三十一條の二第八項又は第十項(第二十二條第三項において適用する場合を含む)の規定の適用があつた場合」とする。
- 20 新法第四十九條第一項及び第二項の規定は、昭和二十七年四月一日以後に再調査の請求又は審査の請求をなす場合について適用し、同日前に当該請求をなす場合については、なお従前の例による。同條第四項第二号の規定は、再調査の請求があつた日から三月を経過した日が昭和二十七年四月一日以後である場合について適用し、当該三月を経過した日が昭和二十七年四月一日前である場合については、なお従前の例による。
- 21 新法第六十九條の二第一項及び第二項の規定の適用については、昭和二十七年四月一日以後提出すべき特例法第十八條第二項の規定による申告書は、新法第三十九條第四項の規定により提出すべき申告書とみなす。
- 22 第三項から前項までに定めるものを除く外、新法の規定は、昭和二十七年分以後の所得税について適用し、昭和二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 23 この法律施行前昭和二十七年分の所得税につき旧法第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき旧法第四十六條第五項において適用する同條第一項から第三項までの規定又は同條第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につきこの法律の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律施行の日後二月を限り、政府に対し、更正の請求をすることができ。
- 24 新法第二十七條第七項及び第八項並びに新法第六章の規定の適用については、前項の規定による更正の請求は、新法第七十七條第六項の規定による更正の請求とみなす。
- 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書(最終号の附録に掲げ)
- 法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
- 第九條の九中「及び過渡期を」と、第二十六條の五第一項の規定より還付を受けた金額及び過渡期に改める。
- 第十條第二項に後段として次のように加ふる。
- 第二十六條の五第一項の規定により還付される所得税額についても同様とする。
- 第二十六條の四第六項中「五箇月」を「三箇月」に改め、同條の次に次の一條を加ふる。
- 第二十六條の五 法人が各事業年度において所得税法第十八條又は所得税法の臨時特例に關する法律第十九條第一項の規定により納付した所得税のうち、第十條の規定により当該事業年度の所得に対する法人税額から控除することがで

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

きるもので、法人税額から控除することゝできなかったものがあるときは、当該事業年度の第十八條若しくは第二十一條の規定による申告書又は第二十三條の規定による申告書で第十八條若しくは第二十一條に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に對し還付の請求をなす場合に限る。政府は、命令の定めるところにより、これを再行する。

前項の規定による所得税額の還付を請求しようとする法人は、当該事業年度において納付した所得税額、第十條の規定により法人税額から控除を受けることができたる所得税額及び当該事業年度の法人税額から控除することができなかつた所得税額その他命令で定める事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第一項の規定による金額(第四項の規定により加算すべき金額を含む)の還付をなす場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、当該金額をこれに充てる。政府は、第一項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額の還付の請求と同時に提出された申告書の提出期限(当該申告書が第二十三條の規定による申告書である場合には、その提出の

日)の翌日から、当該金額の支出をなし又は前項の規定による充當をなす日までの期間に應じ、当該金額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充當すべき金額に加算する。前項の規定は、同項の規定により加算すべき金額の計算基礎となつた還付すべき金額が千円未満であるときは、これを適用しない。その加算すべき金額が千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて同項の規定を適用する。

第四項の規定により加算すべき金額が十円未満であるときは、これを加算しない。その加算すべき金額が十円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てて、第三十五條第一項中「当該通知をなした税務局長を経由し」を削り、同條第三項第一号を次のように改める。

二 再調査の請求があつた日から三箇月以内に前條第七項の規定による通知がなされなかつたときは、再調査の請求をなした法人が別段の申出をなした場合を除く外、当該期間を経過した日第三十九條中「百万円」を「二百万円」、「二百万円」を「四百万円」に改める。第四十二條第一項中「計算した金額」の下に(当該法人税額で第一号又は第二号に掲げるものうちに第二十六條の第三項の規定により徴収を猶予された税額がある場合には、当該徴収を猶予された税額については、これらの号に掲げる期間のうちその徴収を猶予された期間に應じ、当該徴収を猶予された税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)を加える。

附則
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
2 改正後の法人税法第九條の九、第十條、第二十六條の四及び第四十二條の規定は、法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度の法人税から、改正後の法人税法第二十六條の五の規定は、法人の当該事業年度の法人税額から控除することができる所得税額で控除することができなかつたものから適用し、法人の同日前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

3 この法律施行前に、昭和二十七年一月一日以後終了した事業年度の法人税について法人税法第十八條若しくは第二十一條の規定による申告書又は第二十三條の規定による申告書で第十八條若しくは第二十一條に規定する事項を記載したものを提出した法人で、同法

第十條の規定により当該事業年度の分の法人税額から控除することができたる所得税額を控除することができなかつたものについて、改正後の法人税法第二十六條の五第一項の規定により、新たにその還付を受けることができることとなつたものは、同項の規定にかかわらず、この法律施行後一月以内に、同項の規定による当該還付の請求をすることができる。

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

相続税法の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「当該給與金を」を「当該給與に改め、同項第六号中「取得した者について、当該定期金に關する権利」の下に、「(第二号に掲げる給與に該當するものを除く)を加える。第十條第一項第二号中「儲蓄債」を「儲蓄債若しくは租債債又は控有債」に、「儲区」を「儲区又は控有債」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第六号中「意匠権」の下に「若しくはこれらのものの実施権」を加え、同項を同項第八号とし、同項第七号

を同項第九号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。
五 貸付金債権については、その債権者(債務者が二以上ある場合においては、主たる債務者とし、主たる債務者がないときは命令で定める一の債務者)の住所又は本店若しくは主たる事務所所在
六 株式又は法人に對する出資については、当該株式の發行法人又は当該出資のされている法人の本店又は主たる事務所の所在
第十二條第一項第六号中「金銭」を「金銭、物品その他の財産上の利益」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 第三條第一項第一号に掲げる保険金でその合計額のうち二十万円までの金額に相當する部分入 被相続人の異なることに、第三條第一項第二号に掲げる給與で、その合計金額のうち二十万円に當該合計金額が当該被相続人の死亡に因り相続人その他の者の全員が取得する同号に掲げる給與の合計金額のうちを占める割合を乗じて算出した金額までの金額に相當する部分
第十六條第一項中「二万円」を「二万円」に改める。
第十七條中「十五万円」を「三十万円」に改める。

二二六

第十八條中

二十万以下以下の金額	百分の二十五
二十万以下をこえる金額	百分の三十
五十万以下をこえる金額	百分の三十五
百万以下をこえる金額	百分の四十
二百万以下をこえる金額	百分の四十五
三百万以下をこえる金額	百分の五十
四百万以下をこえる金額	百分の五十五
五百万以下をこえる金額	百分の六十
七百万以下をこえる金額	百分の六十五
千万以下をこえる金額	百分の七十
千五百万以下をこえる金額	百分の七十五
二千五百万以下をこえる金額	百分の八十五
五千万以下をこえる金額	百分の九十五

第七條第一項中「十月末日」を「八月末日」、「四月以内」を「六月以内」に改め、同條に次の一項を加える。

4 相続、遺贈又は附與に因り財産を取得した者が年の中途においてこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合で、且つ、その者がその年一月一日からこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日までの間にこれらの事由に因り取得した財

昭和二十七年三月四日

衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日のいずれか早い日まで」と既述替えて、同項の規定を適用する。

第二十八條第一項中「同月末日」の下に「その者がその年一月一日から二月末日までにこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日」を加え、同條第二項及び第三項中「十一月一日」を「九月一日」、「四月以内」を「六月以内」(その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に改め、同條第四項中「四月以内」を「六月以内」(その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に改める。

第二十九條第一項中「四月以内」を「六月以内」(その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に改める。

第三十五條第五項第一号及び第三号中「四月」、「六月」に改める。

第三十八條第一項中「五年」の下に「(相続、遺贈又は附與に因り取得した財産で当該相続税又は遺贈税額

の計算の基礎となつた課税価格の基礎となつたものの課税価格の合計額のうち不動産、立木その他政令で定める財産の価額の合計額が占める割合が十分の五以上であるときは、十年)を加える。

第四十五條第一項中「当該通知をした税務局長を経由し」を削り、同條第三項第二号を次のように改める。

二 再調査の請求があつた日から三月以内に前條第七項の規定による通知がなされるときは、再調査の請求をした者が別段の申出をした場合を除く外、当該期間を経過した日

第五十一條第七項を同條第八項とし、同條第八項を同條第九項とし、同條第六項の次に次の一項を加える。

7 相続税について納付があつた場合においては、当該納付に係る相続税額又は追徴税額の第三十三條第一項から第三項まで又は第三十七條の規定による納期限の翌日から第四十三條第二項の規定により納付があつたものとされた日までその期間に対座する部分の利子税額については、これを納付すること

1 当該分納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相続税額又は追徴税額の第三十三條第一項から第三項まで又は第三十七條に規定する納期限(前條第一項第二号又は同條第三項第二号の規定に該当するときは、当該各号に規定する日数の起算日)の翌日から当該分納税額の納期限(当該納期限前に納付があつた場合においては、当該納付の日)までの日数に及び、当該税額百円につき一日二銭の割合を乗じて算出した金額を加算した金額)に相当する利子税額

当該延納税額から当該分納税額を控除した税額を基礎とし、当該相続税額又は追徴税額の第三十三條第一項から第三項まで又は第三十七條に規定する納期限の翌日から当該分納税額の納期限までの日数に及び、当該税額百円につき一日二銭の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税額(前條第一項第一号若しくは

第五十二條第一項第一号中「イ及びロ」を次のように改める。

イ 当該分納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相続税額又は追徴税額の第三十三條第一項から第三項まで又は第三十七條に規定する納期限(前條第一項第二号又は同條第三項第二号の規定に該当するときは、当該各号に規定する日数の起算日)の翌日から当該分納税額の納期限(当該納期限前に納付があつた場合においては、当該納付の日)までの日数に及び、当該税額百円につき一日二銭の割合を乗じて算出した金額を加算した金額)に相当する利子税額

ロ 当該延納税額から当該分納税額を控除した税額を基礎とし、当該相続税額又は追徴税額の第三十三條第一項から第三項まで又は第三十七條に規定する納期限の翌日から当該分納税額の納期限までの日数に及び、当該税額百円につき一日二銭の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税額(前條第一項第一号若しくは

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律(案外二件)

第三号の規定に該当する場合又は第三十七條の規定による消償額を徴収する場合においては、当該延納税額を基礎とし、第三十三條第一項に規定する納期限(前條第二項第一号又は同條第三項第二号の規定に該当するときは、当該各号に規定する日数の起算日)の翌日から当該相統額又は消償額の第三十三條第二項若しくは第三項又は第三十七條に規定する納期限までの日数(前條第一項第一号、同條第二項第一号又は同條第三項第一号の規定に該当する場合)には、当該日数と同條第一項第一号に掲げる日数との合計日数に依り、当該相統額百円につき一日四銭の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税額

第五十二條第一項第二号中イ及びロを次のように改める。

イ その回の分納税額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納期限(当該納期限前に納付があつた場合においては、当該納付の日)までの日数に依り、当該相統額百円につき一日二銭の割合を乗じて算出した金額(その回の分納税額の

納期限後に納付があつた場合においては、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に依り、当該相統額百円につき一日四銭の割合を乗じて算出した金額を加算した金額)に相当する利子税額

ロ 当該延納税額からその回までの分納税額の合計額を控除した税額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納期限までの日数に依り、当該相統額百円につき一日二銭の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税額

第五十七條第一項中「十一月一日」を「九月一日」、「四月以内」を「六月以内」に改める。

第六十五條第一項中「掲げる法人」の下に「その他公益を目的とする事業を行う法人」を、「場合においては、」の下に「第六十六條第四項の規定の適用がある場合を除く外」を加える。

第六十六條の見出し中「財団」を「財団等」に改め、同條に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、法人税法第五條第一項第一号又は第三号に掲げる法人その他公益を目的とする事業を行う法人に對する財産の贈與又は遺贈に因り当該贈與者又は遺

贈者の親族その他これらの者と第六十四條第一項に規定する特別の関係がある者の相統額の負担が不当に減少する結果となると認められる場合について準用する。この場合において、第二項中「代表者又は管理者の定のある人格のない社団又は財団」とあるのは「法人」と、「当該社団又は財団」とあるのは「当該法人」と、第二項及び第三項中「社団又は財団」とあるのは「法人」と読み替へるものとする。

附則第三項中「十月末日」を「八月末日」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行し、第三十八條第一項、第四十五條第一項、第五十一條及び第五十二條第一項の改正規定以外の改正規定は、昭和二十七年一月一日以後相統、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相統額から、第五十二條第一項の改正規定は、この法律施行の日以後分納税額の納期限の到来する延納税額に係る利子税額から適用する。

2 この法律施行前に延納の許可を受けた相統額又は消償税額で、当該相統額又は消償税額の計算の基礎となつた課税価格の基礎となつた財産の価額の合計額のうち、不動産、立木その他改正後の相統額法第三十八條第一項に規定す

る政令で定める財産の価額の合計額が占める割合が十分の五以上であるものうち、この法律施行後にその分納税額の納期限の到来するものについては、政令で定めるところにより、税務署長は、当該相統額又は消償税額の相統額法第三十三條第一項に規定する納期限の翌日から十年以内においてその延納期間の延長又は延納条件の変更をすることができる。

3 昭和二十六年十二月三十一日以前に相統、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相統額については、前二項に特に定める場合を除く外、なお従前の例による。

相統額法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

(佐藤重彦君)

○佐藤重彦君、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案について、大蔵委員会の審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

今回政府より提出せられました三法律案の趣旨は、政府の説明によりますれば、まず国民の租税負担の状況にかんがみ、負担の軽減と調整をはかるために、さきに前国会において成立し

ました所得税法の臨時特例で行われた措置を平年度化しようというのでありますが、そのほか所得税及び相統額について、さらに一層負担軽減をはかることと、あわせて課税の簡素化及び資本の蓄積等に資する措置を講じようというのであります。

まず最初に所得税法の一部を改正する法律案につきまして、その大要を申し上げますと、その改正の第一点は、基礎控除、扶養控除及び税率につき、さきに実施された特例法を平年度化することであり、すなわち、基礎控除を五万円に、扶養控除額を三人まで一人につき二万円におのゝ引上げ、また税率につきましては、最高税率の適用される所得階級を百万円から二百万円に引上げ、これに依りてそれらの税率階級区分を緩和しようというのであります。不具者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除につきまして、一万五千円の所得控除を年四千百円の租税控除に改めることとし、そのほか新たに生命保険料の控除限度額を二千円から四千円に引上げようというのであります。

次に青色申告書を提出する事業の専従親族に支拂つた給與を、年五万円を限度として必要経費に算入することとしております。さらに変動所得につきましては、その負担の軽減と課税の簡素化をはかるために、退職所得については特例法を平年度化することとし、

また山林所得、譲渡所得、一時所得等の所得については、おの／＼十万円を控除して課税することとし、かつ相続の場合の譲渡所得課税は行わないこととしておるのであります。

次に源泉徴収制度を拡大して、新たに源泉徴収を行うことと、従来の原稿料等についての二〇%の税率を一五%に引下げることにいたしました。

そのほか、近々行われる外国との租税協定の締結とも関連しまして、制限納税義務者に対する課税所得の範囲を拡張しようとしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。法人が他の法人から受ける利子または配当について、源泉徴収された税額を法人税額から控除し切れないときは、これを還付することとするともに、法人税の半額について三箇月間徴収猶予する場合の利子税と日歩四銭から二銭に引下げることとするなど、その合理化をはからうとするのであります。

おるのであります。以上三法律案の改正により、徴収の増減は、政府が説明するところによれば、所得税において約千六億圓、相続税において約十二億圓の減収となり、その反面、砂糖に対する関税において約二十三億圓と、たたいま審議中の砂糖消費税において約四十八億圓との増収が見込まれるのであります。なお法人税におきましては、さきに実施いたしました税率の引上げ及び特別措置法等による増減の結果、差引約百九十一億圓余の増収となるのでありますから、以上を通算いたしまして、税制改正の結果、二十七年におきましては約七百五十八億圓の減税となるのであります。

〔副議長長席、議長答應〕
この三法律案の審議にあたり、大蔵委員会は、二月十四日、まず大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、続いて連日、政府委員に対し質疑を行いました。また国会法の規定によりまして、二月二十二日公聴会を開いて、学識経験者等の意見を聴取いたしました。質疑答覆の詳細なる内容につきましては速記録に譲り、ここではそのうち、三重点についての御報告申し上げます。

まず、シャッパ税制をどう考えるか、公平の原則が部分的にはくずれていないのかとの質問に対して、政府委員より、シャッパ税制の方向は

得ますが、日本の現状に対し進歩し過ぎていてる点に反省する必要がある、よつて細目の改正を加えた、今回の改正も、中心は公平の原則を考え、負担の軽減をはかつていくとの答へがありました。

次に、譲渡所得等に関する方針についての質問に対して、大蔵大臣は、株式の譲渡所得は日本の現状では移転税にかえる方が実情に適している、富裕層も廃止し、所得税の累進税で行きたい、しかし今国会中に措置することとは考えていないとの答へがありました。

次に、源泉徴収がいろいろ追加されているが、これをかけねばならぬ理由いかん、医療費収入、株式配当等においては過納になるのではないかの質問に対して、政府委員より、源泉徴収は、脱税防止のほか、納税者側も納めやすくなり、便宜であり、また還付を要するものは例外であるとの答へがありました。

次に、山林所得及び山林相続税は山林緑化運動を奨励しているが、その特性上、普通財産と区別して行うべきではないかとの問いに対しては、大蔵大臣より、山林所得については、今回の改正においてよほど軽くなつていくけれども、なお十分である、相続税についても近い将来思い切つた改正を行いたい旨答へがありました。

事実上日本入の負担となるのではないかの問いに対して、政府委員より、発生地主義は各国の立法例に従つたものである、但し経済復興上必要な技術については、特別措置法を改正して一〇%にするようにしたい、二重課税防止協定によつて、日本で納めた税はアメリカではとらないことになるから、日本側企業への負担とはならない旨の答へがありました。

次に、公聴会における公述人は、一ツ橋大学教授井藤半弥君、日本医師会副会長長武見太郎君、日本証券投資協会理事飯田清三君、岡鉄労働組合書記長太田末男君、全国商工団体連合会会長河野貞三郎君、国民経済研究協会理事藤井米三君の方々にあつましたが、これらの公述人から、所得税法については貨幣価値の変動を考慮すべきであり、勤労控除三万円を置きには反対であり、相続税においても、一生を通じての継続額について調整を加える必要がある、社会保険診療費に対する源泉徴収は過納となるものが多いから、源泉徴収はやめてもらいたい、有価証券譲渡所得税は廃止すべきであり、配当源泉徴収は資本蓄積及び企業資本構成の是正を阻害する、外形標準のみによつても所得を捕捉しやうい農家については、青色申告を要せずして家族従業員者の給与支拂いの経済算入を認むべきである、事実上二子相続が行われればならぬ農家については、相続税の控除

額は百五十万円まで引上ぐるを妥当と思ふ等の意見が述べられました。かくて、三月一日、以上三案に対する質疑を打ち切り、ただちに討論議決に表して本案に賛成の旨討論せられ、内務委員は改進黨を代表し、前田委員は日本社会党を代表し、上林委員は日本社会党二十三控室を代表して、それぞれ強い希望を述べた。また深澤委員は共産党を代表して本案に反対の旨討論されました。

次に、外圍人の特許料二〇%課税は

次いで採決の結果、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

〔高田富之君答應〕
討論の通告があり、これを許します。高田富之君。

○高田富之君 私は、日本共産党が代表して、ただいま議題となつております税制改正三法律案に対し反対の意を表明せんとするものであります。その理由を一言で申し上げますと、第一に所得税法案におきましては、税法上の減税によりまして、實際上の大増税を披瀝しようとしていゝといふ点であります。法人税法案におきましては、平和産業、なかんずく中小企業から引続き一層の重税を課せんとするものであり、また相続税法案におきましては、いわゆる資本蓄積の名のもとに大資本家の財産保護のみを企図す

三三九

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 所得税法の一部を改正する法律案外二件

るものにはかならないと考ふるからであります。

政府並びに自由党は信託と和解の議和といふ戦後の宣伝によつて國民を欺いて来たのであります。外軍部隊による水占領と再軍備のための大増税によつて、國民は今や救済協約の本質を身をもつて知らされんとして居るのであります。(拍手)すなわち、昭和二十七年度の税収見取りは六千三百三十五億でありまして、これは昭和二十六年度補正予算より七百二十七億、当初予算よりも更に千八百九十億円の増税でありまして、いわゆる諸和協約実施第一年目にあたり総額八千五百億円の龐大な軍事予算を米國から押しつけられ、これを國民の血税でまかなわんとする諸和協約締結の必然の帰結であります。(拍手)

しかしながら、昭和二十七年年度の増税は、おそれるだけで済まないであります。というのは、政府の常套手段である増税と課税によりまして、しやにむに財源を捻出した上、再び追加予算によつて軍事費をさらに追加計上せんと企図していることは、ほとんど疑い餘地がないからであります。(拍手)かつて中小業者の五人や十人は死んでもかまわぬと放言して國民の憤激を買つた池田蔵相は、本年度も相當の自然増収を期待していると言明して居るのであります。その意味するところは、不況にあぐら中小企業

農民等に対して、この上なお一層残酷な天くたり水増し課税、更正決定、差押えを強行しようとするところにはかならないのであります。(拍手)それゆゑ、吉田内閣の続く限り、昭和二十七年度は空然の大増税は必至であり、地方税を含む國民負担総額は、既に一兆億円をはるかに越える龐大なものとなるであらうことを警告せざるを得ないのであります。現に、その徴収は、目下進行中の二十六年度申告所得税の強行徴税に明瞭に現われて居るのであります。すなわち、現在農民は、昨年度の三割から五割、商工業者は五割から十割ないしそれ以上の驚くべき水増し申告を、申告指導員美言のもとに強要されて居る現状であります。(拍手)従つて、税法上の若干の基礎控除等の引上げや税率の緩和はまつたくの欺瞞にすぎないことは、もはや多言を要しないところであります。

先日、私は委員会、池田大蔵大臣に対し、納税者を税務署に呼び出して強制的に調印させて居るのではないかとたゞしたのに対し、蔵相は、納得の行かないのに調印するよきな納税者があるとするれば、そんな者こそ民主主義の何たるかを知らぬ者である、自分で調印しておきなから不平を言うよきな者には、あらためて徹底的に朝上げてやるよき意味のことを、毅然として答えて居るのであります。これこそ、今日の納税者の苦悩をどうも解せず、人民を欺瞞する買弁官僚の正体

といわなければなりません。(拍手)しかも、かくしてしほり上げました文字通りの血税を、腐敗官僚が食ひ荒らして居るのであります。会計検査院昨年度の報告によりますと、官庁の不正支出と濫費で食われた血税は実に三十五億に達し、しかもその筆頭は、ほかならぬ池田蔵相の率いる各地税務署を含む大蔵省関係であります。しかも、これはほんの水山の一角にすぎないといふ新聞は頻して居るのであります。今回の改正で軽くなりますものは、山地主の山林所得と、投機業者の株式等の譲渡所得が十兆円の基礎控除を認められただけであります。他方また、今回の無記名預金の復活によりまして、大金持には公然と大脱税の道を開いておきます。また相続税におきましても、従来最高五千万円以上百分の九十であつたのを、三割五分も減じて百分の六十五とし、一億円以上百分の七十としておきながら、生業の存続にかかわる農民、中小資本家などの小額相続には、わずか五割の申訳的の減税しかして居ないのであります。

次に、私は法人税について一言いふ所をそのまゝ適用され、個人と同様の水増し課税を押しつけられて苦しんで居るのは、平和産業の中小法人のみであります。軍需長官を讃歌して居る大銀行、大東洋会社は、至れり盡せりの減免税の恩典に浴して居る。すなわち、価格変動準備金、退職手当積立金等の損算入はもとより、重要機械の特別償却、さらにはなはだしきは、特殊重要軍需品、たとえばナイロン、ビニロン等々の合成繊維の製造による所得は免税されているのであります。これを現在製造して居るのは、鐘紡、東洋紡など十社に満たない独占事業であります。彼らは昨上半期の表面に出された利益だけでもいずれば数十億円、資本金の五倍から十倍の利益を上げ、四割、五割の配当をして、なお多額の社内留保をやつて居る。これら独占企業に対する減免税は、まさしく盗人に道銭と言わざるを得ないのであります。

私はこの際特に指摘しなければならぬと思つて居ることは、かように一部独占資本を除く國民大多数が、世界に類例を見ない重税にあへて居るとき、在日外國人に対しては、種々の場合に特別を設け、所得の半分を控除し、三百五十万円まで無税として居ることあります。しかも、その上さらに今次行政協定によつて、今後何十万に上るか予想もつかない米國軍人、軍属、その家族並びに米國人請負業者等に対して、関税、物品税、所得税その他各種税目にわたりまして、広汎に免税の特権を與へたことは、日本國民のたれしも断じて承認するところの出来ない、不當きまざる起原であるといふべきであります。(拍手)

私は結論として言ひたい。今日の重税の基礎をなして居るところの軍事予算は、非武装平和憲法の明白なる違反であります。ゆゑに、当然無効であり、國民はびた文といへども軍事費を負担する義務はないと傳へるべきであります。(拍手)今かりに直接軍事費と若干の軍事的経費を含む二百二十五、六百億を削減するものとすれば、これだけで所得税、法人税の実に九五%を免税することが出来るではないか。政府と自由党は、外國の命ずるがままに、やせ細つた國民の食ひ物を削つて兵隊に食わせ、愚さをしるぐに足らぬ國民のボロ着の最後の一枚までぎとつて軍服をつくり、なべ、かまを奪つて彈丸をつくらう、といふのであります。(拍手)

諸君、数日前フランスのフォトル内閣は、一五%の増税案に対し、議決まで含む圧倒的多数の反対にあつた。遂に瓦解したではないか。これは、我が國に、フランス國民が、アメリカの主導する西歐軍備拡張のための増税に反対して居ることを示すものであります。(拍手)しかも、吉田内閣は、被服恥にもアメリカのための日本再軍備の増税を、税法上の減税といふ詐欺的手段によつて國民を欺瞞し、與兎の百徒を額みに押し切らんとして居るのであります。

おそれる、あくまで國民諸君とともに、空同様の隆案と大衆課税増徴を

目ざして闘わんとするものであります。そのゆえにこそ、この機動的三法案に反対し、その根本的改正を要求するものであります。(拍手)

○議長(林義治君) これにて討論は終局いたしました。

三案を一括して採決いたします。三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義治君) 起立多数。よつて三案とも委員長報告の通り可決いたしました。

第四 ボツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に関する件に於て厚生省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(林義治君) 日程第四、ボツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に関する件に於て厚生省関係諸命令の措置に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事丸山直友君。

ボツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に関する件に於て厚生省関係諸命令の措置に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に関する件に於て厚生省関係諸命令の措置に関する法律案(昭和二)

第一條 引揚護謨庁設置令(昭和二)

昭和二十七年三月四日 衆議院會議第十八号

ボツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に関する件に於て厚生省関係諸命令の措置に関する法律案

十三年政令第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六條中第四号を削り、第五号を第四号とする。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第二條 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條を削り、第三條中「妊娠第四箇月」を「妊娠第四月」に改め、同條を第二條とし、同條の次に次の一條を加える。

第三條 すべて死産は、この規程の定めるところにより、届出なければならぬ。

第四條第一項本文中市町村長「市町村長(都の区に在する区域、特別市及び地方自治法第五十五條第二項の市にあつては、区長とする。以下同じ)」に、同條同項但書及び同條第三項中「市町村長」を「市町村長」に改める。

第五條第二項を次のように改める。

一 父母の氏名

二 父母の婚姻の届出直前(婚姻の届出をしていないときは、その死産當時)の本籍。若し、日本国籍を有しないときは、その国籍

三 死産児の男女の別及び届出子又は届出でない子の別

四 死産の年月日時分及び場所

五 その他厚生省令で定める事項

第六條中第三号を次のように改め、第四号から第十号までを削る。

三 その他厚生省令で定める事項

第八條第一項中「死産届」を「死産届書」に改め、同條第二項及び第三項を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 母の不明な死産児があつたときは、警察官又は警察吏員は、医師の作成した死胎検査書を添付して、その旨を遅滞なく発見地の市町村長に通知しなければならない。

第十條を次のように改める。

第十條 死産届書、死産証書及び死胎検査書の様式は、厚生省令でこれを定める。

第十二條を次のように改める。

第十二條 過料の裁罰は、簡易裁判所がこれを行う。

別表を削る。

(将来存続すべき命令)

第三條 前二條に規定する命令並びに左に掲げる命令及び命令の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後、法律としての効力を有するものとする。

一 有毒飲食物等取締令(昭和二十一年勅令第五十二号)

二 陸軍刑法を廃止する等の政令(昭和二十二年政令第五十二号)

第七條

三 伝染病届出規則(昭和二十二年厚生省令第五号)

引揚者の秩序保持に関する政令(昭和二)

第四條 引揚者の秩序保持に関する

政令昭和二十四年政令第三百号)は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

ボツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に関する件に於て厚生省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

〔最終号の附録に掲載〕

〔丸山直友君登壇〕

○丸山直友君 たいま議題となりました。ボツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に関する件に於て厚生省関係諸命令の措置に関する法律案につきましても、厚生委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

平和條約の効力発生を控へ、昭和二十年制定の勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い、発する命令に関する件に於て制定されました厚生省関係の諸命令について、しかるべき改廃等の措置を講ずる必要があるものであります。引揚護謨庁設置令、有毒飲食物等取締令、陸軍刑法を廃止する等の政令第七條、死産の届出に関する規程、伝染病届出規則及び引揚者の秩序保持に関する政令等がございます。これらの

うち、最後のものを除く五命令は、日本国との平和條約の効力発生後とも法律としての効力を持たせる必要があり、すなわち、法律として存続することとし、右のうち引揚護謨庁設置令及び死産の届出に関する規程については、三句等について所定の改正を行つたのであります。また引揚者の秩序保持に関する政令は、制定当初の目的をほぼ達成いたしましたので、この際これを廃止することにいたしておるのであります。以上が、本法案の提出理由並びにその内容であります。

本法案は、一月二十二日、本委員会に付託せられ、二月二十六日、厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後審議に入り、二十九日午前午後にはわたり熱心なる質疑応答が行われたのであります。

次いで質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して岡委員より、希望を述べ、賛成意見の開陳があり、日本共産党を代表して菊田委員より反対の意見が述べられたのであります。

次いで採決に入りましたところ、本法案は多数をもって原案の通り可決すべきものと決した次第でございます。以上御報告申し上げます。

○議長(林義治君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であり、また本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

昭和二十七年三月五日、衆議院議案第十八号、昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(号外)

○議長(林正治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第五 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通

に關する特別措置法案(松田謙蔵君外十二名提出)

第六 真珠養殖事業法案(第十二回開会、石原國吉君外十四名提出)

○議長(林正治君) 日程第五、昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案、日程第六、真珠養殖事業法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。水田委員長長村村君八郎君。

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案
昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法
(この法律の目的)

第一條 この法律は、漁業者が昭和二十六年十月の台風によつてその所有する漁船、漁具又は水産動物植の養殖施設(以下「漁業施設」といふ)によつて受けた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

第二條 政府は、農林中央金庫その他の政令で定める金融機関(以下「融資機関」といふ)が前條の台風によつて漁業施設に損害を受けた漁業者がその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する水産業協同組合とその者につきその漁業施設の復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をするこ

に於けるその回収されなかつた金額をいふ。

2 前條第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした前條同項の融資(以下「融資」といふ)の総額の百分の三十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)

第四條 第二條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に對し年四分の割合で計算した金額とする。

(利率)

第五條 第三條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の條件とされたものをこえてはならない。

(水産業協同組合が組合員に對してする貸付)

第六條 第二條第一項に規定する水産業協同組合が融資機関から融資を受けた資金をその組合員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

(債権の保全及び回収)

第七條 融資機関は、第二條第一項

の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において、融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けな

い損失のてん補に充當し、なお残額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

(法令等の違反に對する措置)

第八條 政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができ

(施行規定)

第九條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 融資機関がこの法律施行前第二條第一項に規定する者に對してなした貸付であつて、政令の定めるところによりこの法律に定める條件に該当し又は該當することとなるものがあるときは、政府は、当該貸付をなしたことによつて受け

た損失を補償し、且つ、当該貸付につき利子の補給をするの旨の契約を当該融資機関と結ぶことができ

る。

3 前項の場合において、政府が同項の規定による契約を結ぶことができ

る貸付の総額は、融資の総額とあわせて、十五億円を限度とする。

4 第二項の場合において、同項の規定による契約に基いて政府が行

う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに当該融資機関のした融資について損失補償の金額とあ

わせて、融資の総額と前項に規定する貸付の総額の合計額の百分の三十に相当する金額とする。

5 第二條第二項、第三條第七項及び第四條から第八條までの規定は、第二項の場合及び同項の規定による契約に係る貸付に適用する。この場合において、第二條第二

項中「昭和二十七年四月一日か

ら

る

日

か

ら

昭和二十八年三月三十一日」とあるのは「昭和二十六年十月十四日から昭和二十七年三月三十一日」と、「昭和三十三年三月三十一日」とあるのは昭和三十三年三月三十一日」と読み替へるものとす

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(松田鐵蔵君外十一名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

真珠養殖事業法案

真珠養殖事業法

(目的)

第一條 この法律は、真珠員及び真珠の養殖を助長し、並びに真珠の品質の向上を図り、もつて真珠の輸出の促進とこれによる国民経済の発展とに寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「真珠養殖事業」とは、真珠員若しくは真珠を養殖し、真珠を加工し、又は真珠の板を製造する事業をいひ、「真珠養殖事業業者」とは、真珠養殖事業を営む者をいひ、

(施行期日等の公表)

第三條 農林大臣は、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて都道府県別及び板の大きさ別の真珠員

の施設数及び目標を定め、公表するものとする。

(計画の提出)

第四條 真珠養殖事業業者は、毎年、省令の定めるところにより、その営む事業につき計画を定め、農林大臣に提出しなければならない。

(計画についての助言及び勧告並びに資金のあつ旋)

第五條 真珠養殖事業業者は、前條の規定による計画を定めるについで、農林大臣の助言を求め、農林大臣は、必要な助言をしなければならない。

2 農林大臣は、第三條の規定により定められた目標を達成するため必要があると認めるときは、真珠養殖事業業者に対し、前條の規定による計画の変更について勧告することができ、

3 農林大臣は、第一項の規定による助言又は前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該助言又は勧告に依りて真珠養殖事業を営む者に対し、当該事業に要する資金を、あつ旋するものとする。

(真珠員の養殖事業業者に対する助成)

第六條 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協

同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができ、

(真珠員の種苗の生産並びに真珠員の稚員及び成員の育成)

一 真珠員の種苗の生産並びに真珠員の稚員及び成員の育成

二 真珠員の生息場所の底質の改良

(真珠員の標準価格の公表)

第七條 農林大臣は、真珠員の養殖を助長するため特に必要があると認めるときは、真珠員の標準価格を定め、公表することができる。

(真珠の検査)

第八條 真珠(真珠製品に用いた真珠を含む)は、省令の定めるところにより、国の形検査所の検査を受け、その結果を省令で定める様式により表示したものでなければ、輸出してはならない。但し、標本用その他農林大臣が定める用途に供するために輸出する場合であつて、農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(輸開会)

第九條 前條の規定による検査の決定に關し不服のある関係業者その他の利害関係人は、農林大臣に、聴聞会の開催を請求することができ、

2 農林大臣は、前項の請求があつたときは、聴聞会を開いて、不服の事由を審査し、前條の規定による検査の決定が不当であると認めるときは、真珠検査所に再検査をさせなければならない。

(検査手数料)

第十條 第八條の規定による検査を受けようとする者は、真珠一匁につき三十円の範囲内において省令で定める額の検査手数料を國に納めなければならない。

第十一條 農林大臣は、必要があると認めるときは、真珠養殖業者から第四條の規定による計画の実施その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、真珠養殖事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、真珠若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十二條 この法律の規定によりその権限に属させた事項その他の真珠養殖事業に關する重要事項を調査審議するために、農林省に真珠養殖事業審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

(審議会の組織等)

第十三條 審議会は、農林大臣が任命する委員七人をもつて組織する。

2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各号に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(罰則)

第十四條 第八條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

第十五條 左の各号の一に該當する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

一 第四條の規定による計画に虚偽の事項を定めて、これを提出した者

二 第十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案外一件

昭和二十七年三月四日 農林省令 農林省令第十八号 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(第一号)

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第六條から第十條まで、第十四條、第十六條中第十四條の違反行為に関する部分の規定の施行期日は、昭和二十七年六月三十日までの間において、政令で定める。

(水産庁設置法の改正)

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第七條の二 中「水産講習所」を「水産講習所」に改める。

第七條の七を第七條の九とす。

第七條の六第一項中漁港審議會の部に次に次のように加える。

「**真珠養殖事業法** (昭和二十一年法律第二十号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。」

同條第一項中「漁港法」の下に「**真珠養殖事業法**」を加え、同條を第七條の八とす。

第七條の五の次に次の二條を加える。

(**真珠検査所**)

第七條の六 真珠検査所は、真珠の検査を行う機関とする。

2 真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
東京	真珠検査所		東京都
神戸	真珠検査所		神戸市

3 真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(**真珠研究所**)

第七條の七 真珠研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 真珠員に関する試験、研究及び調査

二 真珠員の優良な種苗の生産及び配布

三 真珠員の種苗の生産技術及び真珠員の養殖技術の普及

四 真珠の養殖の密度その他真珠に関する試験、研究及び調査

五 真珠に関する知識の普及

2 真珠研究所は、三重県に置く。

3 農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。

4 真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

真珠養殖事業法(昭和二十一年法律第二十号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

第二條中「加工」の下に「(金屬類を附加して製品とする場合を含まない。)」を加える。

第四條を次のように改める。

(**計画の提出**)

第四條 農林大臣は、省令の定めるところにより、真珠養殖事業者に對し、毎年、その営む事業につき、その計画の提出を求めることができる。

第五條第一項中「前條の規定による」を「前條の規定による」と、同條第二項中「前條の規定による」を「前條の規定により提出した」に改める。

第六條中「左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会」と「左の各号の一に掲げる事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会」に、同條第一号中「並びに」又は「及び」を「若しくは」に改める。

第八條に次の一項を加える。

2 農林大臣は、前項の検査及び様式に関する事項につき省令を定める場合には、あらかじめ当該事項

につき通商産業大臣に協議しなければならない。

第九條中「前條」を「前條第一項」に改め、同條第一項中「利害關係人は」の下に「検査の決定があつた日から三十日以内」を加える。

第十條中「第八條」を「第八條第一項」に改める。

第十一條第一項中「必要がある」と認めるときは、真珠養殖事業者から第四條の規定による計画の実施その他を第五條第三項の規定による資金のあつたを受け、又は第六條の規定に基き助成を受けた真珠養殖事業者に對し、当該資金の使途又は助成の成果を確めるため」に改める。

第十四條中「第八條」を「第八條第一項」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 第十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十六條を次のように改める。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人の

代表者又は人(人が營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人とする。)がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため相當の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

真珠養殖事業法(第三十二回國會、石原閣議者外十四名提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

(川村善八郎君發言)

○川村善八郎君 たいま議題となりまして昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案及び真珠養殖事業法の二法案について、水産委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案について御報告申し上げ、あわせて本案の提案理由並びにもなる内容の御説明をいたします。

本法案は、去る二月二十九日、自由党松田健蔵君外十一名の水産委員により提出され、付託されたもので、昨三月三日の委員会において、松田委員より提案理由の説明を聞き、あたりに質疑に入つたのであります。

この災害に対する補償制度の確立の問題は、毎年台風があるたびに繰返し論議されて来た問題であり、ことに昨年十月ルース台風のあつた当時においては、しばしば委員会を開き、これが対策について、より真剣なる調査研究を重ね、検討した結果、漁業災害に対する確固たる補償制度の制定を期し、とりあらずルース台風に対する災害復旧をはかる特別措置を講ずべきであるとの意見の一致を見た次第であります。このような関係から、別に質疑もなく、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本案の提案理由及びおもなる内容について御説明いたします。昭和二十六年十月、わが国を襲つたルース台風は、その被害甚だしく甚大なるものがあつて、漁業関係において、調査報告のあつた漁船、漁具及び養殖施設だけでも三十数億に及び、九州地方、特に鹿児島県下における被害は想像以上のものがあつたのであります。この災害による漁船、漁具及び養殖施設について、重要度高く、しかも緊急を要し、復旧困難なるものに対して、その復旧資金の融通を円滑にして、早急なる復旧の促進をはからんとする次第であります。

すなわち第一点は、漁業者等で、その所有する漁船、漁具または養殖施設についてルース台風により災害を受け

た者は、これが復旧のため、農林中央金庫等の金融機関から特別の融資を受けることができる適用範囲の規定であります。

第二点は、政府は融資機関が本法に従つて貸し付けたことによつて損害を受けた場合に、その融資総額の百分の三十に相当する金額まで補償し、かつ融資残額に對して年四分の割合で利子の補給をすることができるとであります。なお融資総額は十五億を限度とし、その期間は昭和二十七年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの融資で、償還期限は昭和三十一年三月三十一日までのものと限定いたしましたのであります。またこの種の貸付であつて、この法律施行前には融資についても、本法に定める條件に該当するものは、これが適用を受けられるように措置がとられております。かくして、金融ベースに乗りがたい漁業に対する融資の円滑をはかり、災害の復旧を促進し、もつて漁民生活の安定に資したいと存する次第であります。

次に真珠養殖事業法案について、その要旨と、水産委員会における審議の経過及び結果について御報告いたします。まず本案の提案理由について御説明いたします。

わが国におきましては、英國のダイヤモンドとともに寶石界の双壁として、世界でも最も貴重な真珠が

古くから発明され、生産されて、世界各所にそのほとんど全部が輸出されているのであります。今この輸出高について見ると、昭和二十三年に一位程度であつたものが、昨年度においては十五億になり、戦後においても急速に増加して参りましたが、これは戦前の四分の二程度の数量であつて、とゞいては欧米の需要に應じ切れないう現状であります。しかも、この真珠養殖事業は、わが国の恵まれた自然力及び人工に最も多量に依存する産業であつて、輸出額の九〇%以上が取得外貨の純度で、輸出の振興により再建をはかるわが国にとつては、まことに適切な産業であると信ずるのであります。そこで、本事業を国策として育成し、経営の合理化と、積極的の増産をはかることによつて、数年後には百億円の輸出を期して輸出の振興をはかり、もつて国民経済の発展に資せんとする次第であります。

次に、本案のおもなる内容について申し上げます。まず第一点は、真珠の品質の向上と、これが合理的生産をはかることとあります。すなわち、農林大臣は、毎年真珠養殖の総合的な計画を立て、各養殖事業者からは事業計画を提出せしめ、これを検討指導し、もつて合理的な真珠の生産を期するとともに、優良なる真珠の増産をはかることとあります。なお、これが実施の円滑をはかる

ためには、資金のあつせんをもちよるうになつております。第二点は、真珠母貝の増産であります。現在、真珠養殖事業振興の最大障害は、真珠母貝の増産不足によるものであります。この真珠母貝の増産を十分に行はせるため、組合事業として確立して、積極的に真珠母貝の増産をはかるため、漁業協同組合の行う採苗事業あるいは投石事業等に對しては、国が助成をするという点であります。

第三点は、真珠の検査と真珠研究所の設置であります。宝石としての真珠の品質を保持するため、国立の真珠検査所において検査することとし、また国立の真珠研究所を設けて、真珠母貝及び真珠養殖に関する科学的調査研究をして、本事業の円滑なる発達を期して

本法案は、第七国会當時から研究して来たもので、さきの第十二回国会において、十一月二十六日、石原閣外十四名の議員発議により提出され、同日水産委員会に付託されたもので、十一月二十七日、提出者を代表して石原閣外君より提案理由の説明を聞き、引続き二十八日質疑に入り、本案に対する予備関係を中心として、政府當局から説明を聴取いたしましたのであります。かくして第十二回国会においては会期の都合により結論を得るに至らず、継続審議といたしましたのであります。

今国会におきましても慎重審議を重ね去る二月十八日の水産委員会におきましては、自由党田口長治閣外君より本案に対する修正案が提出され、その趣旨弁明を聞いたのであります。以下、そのおもなる内容を申し上げ

第一は、第二條の修正でありまして、真珠養殖事業者に加工業者を含めることにつき疑義があらまされたので、この範囲を、通常通までのすなわち真珠養殖事業と不可分の関係にある一次加工までのものと、金銀類を附加して製品とする加工は含んでいないことを明確に規定したこと。第二は、第六條の真珠母貝の増産のために、漁業協同組合あるいは同連合会に対する助成は、自營の場合のみに限定したこと。第三は、農林大臣が真珠の検査及びその様式について省令を定めるときは通商産業大臣に協議する規定を設けたこと。第四は、第十一條の立入検査の規定について、資金のあつせんを受け、あるいは母貝増産の助成を受けた業者または漁業協同組合等に対して、その成果を確かめるためにのみやることに任じたこととあります。その他前記規定に段階を設け、あるいは前記規定を整備した点であります。

なおこの修正に引続き、同じく田口委員より、昨三月三日の委員会において、前の修正に補足して修正いたしましたの申出があり、その説明を聞いたの

昭和二十七年三月四日 衆議院會議第十八号 昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案外一件

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 議長の報告

であります。すなわち、原案における第四條の「計画の提出」と、第五條の「計画についての助言及び勧告並びに資金のあつ旋」との調整の点であります。すなわち、計画の提出については、すべての業者に対し強力に義務を課しながら、一方その裏づけとも申すべき資金のあつせんについては、提出した計画に対して助言または勧告に依じたものに対してのみするとの規定は不均衡であるので、この点につき、計画の提出については、農林大臣は毎年これを求めることができると修正し、提出の義務をはずした点であります。これに伴い、当然先の修正による第十五條の計画の提出にかかる罰則はなくなるわけで、これを削つたのであります。

引続き原案及び修正案を一括して議題とし、審議をいたしましたところ、原案の提出者である石原委員より、近い機会にこの四條及び五條は改正して計画生産を推し進めたいとの希望意見が述べられ、質疑を終り、討論の通告もないので、これを省略して、まず修正案について採決し、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、いずれも共産党を除き委員の賛成をもつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(林福治君) まず日程第五につき採決いたします。本案は委員長報告

の通り決するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(林福治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第六につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(林福治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。本日はこれにて散会いたします。午後三時三十九分散会

- 出席閣僚大臣
- 農林大臣 廣川 弘禎君
 - 郵政大臣 佐藤 榮作君
 - 電気通信大臣 佐藤 榮作君
 - 労働大臣 吉武 恵市君
 - 厚生大臣 岡東 英雄君
 - 国務大臣 山崎 猛君
 - 出席府政務委員 西村 實巳君

朗読を省略した報告
一、去る二月二十九日大池事務局長から近藤参議院事務局長宛、本院は両院法規委員会委員角田幸吉君、尾関義一君及び飯鍋勝君辞任につきその補欠として齋治良作君、押谷富三君及び中村又一君を委員に選任した旨通知した。
一、去る二月二十九日大池事務局長から三浦裁判官訴訟委員会委員長及び近藤参議院事務局長宛、本院は裁

判官訴訟委員角田幸吉君辞任につきその補欠として高木松吉君を委員に選任した旨通知した。
一、去る二月二十九日大池事務局長から給水裁判官事務局長宛、本院は労働裁判所裁判員尾関義一君辞任につきその補欠として角田幸吉君、又欠員の補欠として田中伊三次君を選任した旨通知した。
一、去る二月二十九日大池事務局長から、外因為替管理委員会委員長に木内借胤君を任命したため外因為替管理委員会設置法第五條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
一、去る一日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
(内閣総理大臣官房 増子 正宏)
農務省主計 岸本 晋
大蔵省主計 岸本 晋
厚生大臣官房 森本 深
国立公園部長 森本 深
吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る一日議長において承認した増子正宏外二名を昨三日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る二月二十七日文部委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 松本 七郎君(理事松本七郎君去る二月二十三日委員辞任につきその補欠)
一、去る二月二十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 田嶋 好文君 木村 榮君

水産委員 田中 逸平君
通商産業委員 土介 宗明君
一、去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 土介 宗明君
水産委員 田中 逸平君
通商産業委員 田嶋 好文君
一、去る一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 土介 宗明君
外務委員 中川 俊思君
大蔵委員 松尾トシ子君
厚生委員 久保田鶴松君
通商産業委員 田嶋 好文君
田嶋 好文君 上林與市郎君
建設委員 前田榮之助君
一、去る一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 田嶋 好文君
外務委員 田嶋 好文君
大蔵委員 田嶋 好文君
厚生委員 前田榮之助君
通商産業委員 上林與市郎君
建設委員 久保田鶴松君
一、昨三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
大蔵委員 松尾トシ子君
厚生委員 久保田鶴松君
通商産業委員 田嶋 好文君
建設委員 田嶋 好文君
一、昨三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
行政監察特別委員 竹村宗良一君
一、昨三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
行政監察特別委員 林 百郎君
一、去る二月二十九日議長から提出した議案は次の通りである。
昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(松田鐵藏君外一君提出)
一、去る二月二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。
昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する漁

水産委員 田中 逸平君
通商産業委員 土介 宗明君
一、去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 土介 宗明君
水産委員 田中 逸平君
通商産業委員 田嶋 好文君
一、去る一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 土介 宗明君
外務委員 中川 俊思君
大蔵委員 松尾トシ子君
厚生委員 久保田鶴松君
通商産業委員 田嶋 好文君
田嶋 好文君 上林與市郎君
建設委員 前田榮之助君
一、去る一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 田嶋 好文君
外務委員 田嶋 好文君
大蔵委員 田嶋 好文君
厚生委員 前田榮之助君
通商産業委員 上林與市郎君
建設委員 久保田鶴松君
一、昨三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
大蔵委員 松尾トシ子君
厚生委員 久保田鶴松君
通商産業委員 田嶋 好文君
建設委員 田嶋 好文君
一、昨三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
行政監察特別委員 竹村宗良一君
一、昨三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
行政監察特別委員 林 百郎君
一、去る二月二十九日議長から提出した議案は次の通りである。
昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する漁

水産委員 田中 逸平君
通商産業委員 土介 宗明君
一、去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 土介 宗明君
水産委員 田中 逸平君
通商産業委員 田嶋 好文君
一、去る一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 土介 宗明君
外務委員 中川 俊思君
大蔵委員 松尾トシ子君
厚生委員 久保田鶴松君
通商産業委員 田嶋 好文君
田嶋 好文君 上林與市郎君
建設委員 前田榮之助君
一、去る一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 田嶋 好文君
外務委員 田嶋 好文君
大蔵委員 田嶋 好文君
厚生委員 前田榮之助君
通商産業委員 上林與市郎君
建設委員 久保田鶴松君
一、昨三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
大蔵委員 松尾トシ子君
厚生委員 久保田鶴松君
通商産業委員 田嶋 好文君
建設委員 田嶋 好文君
一、昨三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
行政監察特別委員 竹村宗良一君
一、昨三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
行政監察特別委員 林 百郎君
一、去る二月二十九日議長から提出した議案は次の通りである。
昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する漁

水産委員 田中 逸平君
通商産業委員 土介 宗明君
一、去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 土介 宗明君
水産委員 田中 逸平君
通商産業委員 田嶋 好文君
一、去る一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 土介 宗明君
外務委員 中川 俊思君
大蔵委員 松尾トシ子君
厚生委員 久保田鶴松君
通商産業委員 田嶋 好文君
田嶋 好文君 上林與市郎君
建設委員 前田榮之助君
一、去る一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 田嶋 好文君
外務委員 田嶋 好文君
大蔵委員 田嶋 好文君
厚生委員 前田榮之助君
通商産業委員 上林與市郎君
建設委員 久保田鶴松君
一、昨三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
大蔵委員 松尾トシ子君
厚生委員 久保田鶴松君
通商産業委員 田嶋 好文君
建設委員 田嶋 好文君
一、昨三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
行政監察特別委員 竹村宗良一君
一、昨三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
行政監察特別委員 林 百郎君
一、去る二月二十九日議長から提出した議案は次の通りである。
昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する漁

水産委員 田中 逸平君
通商産業委員 土介 宗明君
一、去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 土介 宗明君
水産委員 田中 逸平君
通商産業委員 田嶋 好文君
一、去る一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 土介 宗明君
外務委員 中川 俊思君
大蔵委員 松尾トシ子君
厚生委員 久保田鶴松君
通商産業委員 田嶋 好文君
田嶋 好文君 上林與市郎君
建設委員 前田榮之助君
一、去る一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 田嶋 好文君
外務委員 田嶋 好文君
大蔵委員 田嶋 好文君
厚生委員 前田榮之助君
通商産業委員 上林與市郎君
建設委員 久保田鶴松君
一、昨三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
大蔵委員 松尾トシ子君
厚生委員 久保田鶴松君
通商産業委員 田嶋 好文君
建設委員 田嶋 好文君
一、昨三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
行政監察特別委員 竹村宗良一君
一、昨三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
行政監察特別委員 林 百郎君
一、去る二月二十九日議長から提出した議案は次の通りである。
昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する漁

水産委員 田中 逸平君
通商産業委員 土介 宗明君
一、去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 土介 宗明君
水産委員 田中 逸平君
通商産業委員 田嶋 好文君
一、去る一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 土介 宗明君
外務委員 中川 俊思君
大蔵委員 松尾トシ子君
厚生委員 久保田鶴松君
通商産業委員 田嶋 好文君
田嶋 好文君 上林與市郎君
建設委員 前田榮之助君
一、去る一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 田嶋 好文君
外務委員 田嶋 好文君
大蔵委員 田嶋 好文君
厚生委員 前田榮之助君
通商産業委員 上林與市郎君
建設委員 久保田鶴松君
一、昨三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
大蔵委員 松尾トシ子君
厚生委員 久保田鶴松君
通商産業委員 田嶋 好文君
建設委員 田嶋 好文君
一、昨三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
行政監察特別委員 竹村宗良一君
一、昨三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
行政監察特別委員 林 百郎君
一、去る二月二十九日議長から提出した議案は次の通りである。
昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する漁

特別措置法案(松田鐵藏君外十一名提出、衆法第三号)

水産委員会 付託
去る二月二十九日、棉審査のため本院議員提出法案を参議院に送付した。

昭和二十六年十月の台風による漁業被害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(松田鐵藏君外十一名提出)

去る二月二十九日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

農林共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第四二五号)

去る一日委員会に付託された議案は次の通りである。

農林共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第四二五号)
大蔵委員会 付託
去る二月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員高田弥市君提出旅客列車改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田弥市君提出供米促進並びに重労働者に対する加配米に関する質問に対する答弁書
衆議院議員百郎君提出「通地区」未船運者数に関する質問に対する答弁書
衆議院議員末芳雄君提出「通地区」サレビス改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員末芳雄君提出「通地区」サレビス改善に関する質問に対する答弁書

昭和二十七年三月四日 衆議院会議録第十八号 議長長の報告

衆議院議員天野公義君提出荒川放水路上の橋の建設計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員天野公義君提出東京都内江東方面の地盤沈下対策及び水防計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員天野公義君提出不良住宅改良に関する質問に対する答弁書

衆議院議員天野公義君提出東京都内足立電話局市内電話線入に関する質問に対する答弁書

旅客列車改善に関する質問、注意

政府において、最近旅客列車の整備改善、旅客へのサービス等を改善せらるつてあることは、誠に喜びに堪えない。しかるに未だ未開発の東北、北海道方面に対しては、差別的待遇の傾向にあることは遺憾に堪えないところである。

一例を挙げれば、東海道線は、一等車その他設備の改善せられた客車が配車せられ、列車発車数もきわめて多いのに反し、東北、北海道の主要路線たる東北本線、常磐線には、一等車の配車なく、また車の設備も貧弱、列車発車数も不足である。不満の声を聞くところである。

政府においては、未開発の東北、北海道方面の開発のため、東北本線、常磐線の列車の増発、良好なる設備を有する客車の配車転換等すべきであると思ふが、政府の見解如何、右質問する。

昭和二十六年二月二十二日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長林譲治殿

衆議院議員高田弥市君提出旅客列車改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高田弥市君提出旅客列車改善に関する質問に対する答弁書

国鉄の旅客輸送はいずれの線区もまだ十分に復興していない状況であつて、特に東北、北海道方面を差別的に待遇をしていることはいふまでもなく、東北線、常磐線と北海道地区との輸送については、青函航路の旅客便夜間運航中止との関連もあるので、目下その改善につき研究中である。

又、良裝客車の増配については、東北、常磐、北海道の各急行列車には三十七年度の新製三等急行列車に予定であり、その他の列車に使用されている老朽の木製客車を順次鋼製の客車と置き換える方針で進んでいる。

右答弁する。

供米促進並びに重労働者に対する加配米に関する質問、注意書

農林の供米促進の意欲を向上するため、並びに産粟の振興を計る上に重労働者に対し加配米増配に関して質問するものである。

一、供米をばはむ原因は多々あるが、その原因の一つは依裝の改善である。すなわち現依裝は四斗入俵(重六〇斤)で依裝の取扱、運搬保管等に相当の力を要し、一般の婦女子の体力には、無理があるものである。これを三斗五升入、若しくは三斗入(重四五斤)に

改善することにより、農家の労働力が増進し、供米の促進に大なる影響があると確信するものである。農林当局において速やかに依裝の改善策を樹立する考へはないか。

二、重労働者は、現在の米の配給量では、重労働に堪えられないことは衆知の事実である。従つて事業経営者は、その不足分をおきながらために大なる苦心を拂ひ、時には取替の強化によつて幾多の犯罪が摘発されつたのである。政府は、米の統制撤廃前に、これら重労働者に適正合理的なる加配米の増配をすることこそ基礎産業の振興上絶対必要であることと信ずるが、政府の所見如何、右質問する。

昭和二十六年二月二十二日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長林譲治殿

衆議院議員高田弥市君提出供米促進並びに重労働者に対する加配米に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高田弥市君提出供米促進並びに重労働者に対する加配米に関する質問に対する答弁書

おり、これをわかに改定することとは困難である。

六〇斤の包装量を四五斤に改むることによつて生ずる依裝の増加は、農家にとつても運送、保管、荷受等にともつても労力及び経費の増大を来たす。

包装製作に使用される稻わらはその特質性が六〇斤入俵に最も適当である。今四五斤入に量目を変更するとすれば、依裝製作に際して稻わらに多量の無駄を生じて農家経済上からみても不利となる。更に製機も使用不能の分も相当数出ることとなり、農家は新規購入しなければならず、四五斤入に量目を改定することは、農家の負担増となる。

労働加配主要食糧の配給については、産粟の重要度及び労働の強化を充分に勘案して配給規程量を決定し、これに基づいて配給を行つており従つて重労働者に対する基準量には当然その労働強度が考慮されている。又、労働加配の米食率については、一般消費者の米食率より現在有利に定められているのであつて、現在の米の備給事情にかんがみ、労働加配について米を更に増配するということはきわめて困難な事情にある。

右答弁する。

「通地区」未船運者数に関する質問、注意書

衆議院議員高田弥市君提出「通地区」未船運者数に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田弥市君提出「通地区」未船運者数に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田弥市君提出「通地区」未船運者数に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田弥市君提出「通地区」未船運者数に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田弥市君提出「通地区」未船運者数に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田弥市君提出「通地区」未船運者数に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田弥市君提出「通地区」未船運者数に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田弥市君提出「通地区」未船運者数に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田弥市君提出「通地区」未船運者数に関する質問に対する答弁書

昭和二十七年三月四日 衆議院會議録第十八号 議長の報告

これはソ同盟政府の発表と相異しているのみでなく、一九五一年六月十九日附内閣議長宛外務大臣書簡による日本政府発表とも矛盾している。予ならむ同書簡によれば、未帰還者中三三四、一五一人は死亡せるものと発表されており、生存者は七万余とされている。未帰還者数に関する政府発表は矛盾しておると考えられるので左記事項につき質問する。

一 「ソ連地区」未帰還者数の府県別、生死別、軍人及び一般邦人別
二 他地域における未帰還者に関する右事項

昭和二十六年二月二十二日
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林義朗治殿
衆議院議員林百郎君提出「ソ連地区」未帰還者数に関する質問に別紙答弁書を添付する。

(別紙)
衆議院議員林百郎君提出「ソ連地区」未帰還者数に関する質問に対する答弁書

一 吉田総理が、一月二十五日衆議院本会衆の答弁において述べた「ソ連地区」とは、終戦時ソ連軍の管理下におかれた地域をさすのであつて、右地域からの未帰還者数に關しては、昨年七月二十五日政府発表の通りである。
二 「ソ連地区」未帰還者の生死別数は、右政府発表の通りであり、府県別、軍人及び一般邦人別に關しては、現在整理中であつて、まだ発表の段階に到達していない。
三 他地域の未帰還者に關しては現在報告すべき事項はない。
四 右答弁する。

中央線の急行延長について
中央線電車は、現在、東京駅—中野駅間が急行になつてゐるが、これを中野駅から立川駅まで延長してもらいたい。當局にその計画があるかどうか、実現の見通しなどについて詳しく知りたい。

五日市線のガソリンカー使用について
五日市線の運転間隔を縮めるためのガソリンカー使用計画は、どうなつてゐるか伺いたい。

五日市線拜島から立川までの直通増加について
朝夕上下一本づつでもよいから、拜島、立川間直通を増加してもらいたい。如何。

八高線の増発について
近く増発を見るときいては、その計画を明示してほしい。

青梅線の立川駅から東京駅への直通増加について
せめて朝夕ラッシュ時間帯だけでも上下数本の直通を増加するものであるが、直通増加の計画を知りたい。

青梅線拜島駅から青梅駅まで復線延長について
現在立川駅から拜島駅まで復線になつてゐるが、これをさらに福生駅まで、それから青梅駅まで延長してもらいたい。当局はどう考

えてゐるか示されたい。
七 青梅線拜島駅の地下道改善について
至急実施してほしいが、いつ実施するか。

昭和二十六年二月二十二日
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員並木芳雄君提出国鉄のサービス改善に関する質問に別紙答弁書を添付する。

(別紙)
衆議院議員並木芳雄君提出国鉄のサービス改善に関する質問に対する答弁書

中野、立川間間の急行電車運転のためには線路の増設及び車両の増備が必要であり、予算上、資金上緊急実施は困難である。

五日市線ガソリンカー運転は目下の車両事情の下では緊急実施は困難であるが、将来車両が増備された時期に考慮する。

五日市線から拜島—立川間に朝夕ラッシュ時に直通運転することとは現在四件待運転してゐる。これ以上増設する計画はない。

八高線の増発は機関車及び人員の使用増加に伴うので、緊急実施は困難であるが、なお充分研究したい。

青梅線から立川經由東京までの朝夕のラッシュ時の電車直通運転は、現在朝の上り直通一本を運転してゐるが、現在以上増設することは車両の増備、乗客の強化を必要とするので、今直ちに実施す

ることは困難である。なおラッシュ時の下り電車の直通運転は、立川駅構内の配線改良を行わなければならぬので、工事予算の現状では実施困難である。

青梅線拜島—青梅間は現在の線路容量でなお多少余裕があり、増発、増結も可能と考えられるので、復線化の計画は現在はない。

荒川放水路上の橋の建設計画に關する質問に答弁書
現在荒川放水路上にかかつてゐる橋は江北、西新井、千住新橋、堀切、四ツ木、小松川、葛西の諸橋であるが、このうち小松川と千住新橋、葛西及び建設中の四ツ木橋を除いた江北、西新井、堀切の三橋は、またたく壽命が来ているものと考へられる。千住新橋においても相当の狂いが出てゐるのである。これらの橋は建設當時と異り、附近に数十万の人口を擁し、交通量の多いこと驚異的なものがある。しかも重要物を積んだトラック及び大型バスの交差する場合は、余裕は殆どなく非常に危険であり、しばしば事故も生じてゐる。政府は、東京都が道路管理者であるとして放任しておくことなく、これが建設、改善計画を速やかに樹立させ、その実行を期さればならぬと考へるが、政府の如何。

昭和二十六年二月二十二日
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林義朗治殿
衆議院議員天野公毅君提出荒川放水路上の橋の建設計画に関する質問に答弁書

荒川放水路上にかかつてゐる橋は葛西橋、小松川橋、千住新橋及び本年度完成予定の四ツ木橋を除き、江北、西新井、堀切及び船堀の四橋は、いずれも五百米を超える長大木橋であるため、これが建設にはばく大な工事費を要し、緊急にこれ等のかけかえを実施することは困難であるが、昭和二十七年特別会計をもつて江北橋かけかえについて予算を要求中であり、国家財政並びに東京都財政の許す範囲で逐次建設を行いたいと考へてゐる。

なお、堀切橋、西新井橋については補修工事を実施し、あるいは橋脚に歩道を通ずる等交通の確保に就き努力しつゝある。

右答弁する。

東京都内江東方面の地盤沈下対策及び水防計画に関する質問に答弁書

東京都内江東方面に至る越河川は、開れているばかりでなく、東京湾にも面している低湿地帯である。しかも近年地盤沈下の傾向すらあり、同地方は常に高潮と河水の浸蝕にさら

と考へるが、政府の如何。

昭和二十六年二月二十二日
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林義朗治殿
衆議院議員天野公毅君提出荒川放水路上の橋の建設計画に関する質問に別紙答弁書を添付する。

(別紙)
衆議院議員天野公毅君提出荒川放水路上の橋の建設計画に関する質問に対する答弁書

荒川放水路上にかかつてゐる橋は葛西橋、小松川橋、千住新橋及び本年度完成予定の四ツ木橋を除き、江北、西新井、堀切及び船堀の四橋は、いずれも五百米を超える長大木橋であるため、これが建設にはばく大な工事費を要し、緊急にこれ等のかけかえを実施することは困難であるが、昭和二十七年特別会計をもつて江北橋かけかえについて予算を要求中であり、国家財政並びに東京都財政の許す範囲で逐次建設を行いたいと考へてゐる。

なお、堀切橋、西新井橋については補修工事を実施し、あるいは橋脚に歩道を通ずる等交通の確保に就き努力しつゝある。

右答弁する。

東京都内江東方面の地盤沈下対策及び水防計画に関する質問に答弁書

東京都内江東方面に至る越河川は、開れているばかりでなく、東京湾にも面している低湿地帯である。しかも近年地盤沈下の傾向すらあり、同地方は常に高潮と河水の浸蝕にさら

されている。最近人口の密度極めて高く、諸工場、倉庫等も多く、特にその南は東京港の一部として発展を見つつあるのである。政府は、常に洪水と水と汚水の脅威にさらされていることから同地方を救い、この地方の住民が安心して生活でき、同地方が益々発展するよう地盤沈下対策、水防計画を遂行する必要があると考へるが、これに対する政府の考へ方及び予算的措置如何、右答弁する。

昭和二十六年二月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林銑滄

衆議院議員天野公義君提出東京江東方面の地盤沈下対策及び水防計画に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

(別紙)

衆議院議員天野公義君提出東京江東方面の地盤沈下対策及び水防計画に関する質問に対する答弁書

東京都江東地区に関する地盤沈下の対策については、葛西地区をも含めて、橋本築費三十六億余万円をもつて昭和二十四年度以降復旧、復讐旧助成並びに高潮対策事業の名称の下に、同庫の助成により、堤防護岸の強化並びに築造、水門、排水施設の改良強化等を計画し本年度までに約九億円を施行したが、明年度以降に約五億円を引続きでき得る限り工事を進める予定である。

なお、完成までの応急対策として、東京都においても水防の完備を期するため、水防計画を一層強化し、目下水防倉庫五十二棟、空積約

十二万俵、水防員約五千名をもつて臨時水防活動に従事する態勢を整えておく。

右答弁する。

不良住宅改良に関する質問主意書

戦前不良住宅改良法により、わが国の不良住宅の改良が行われ、多大の成果を収めていたが、戦後住宅不足のためこの事業は停止状態にあつた。近時住宅の増産、人心の安定を得て来るこの種の不良住宅は原に住宅のみの問題でなく、社会、衛生、教育等々あらゆる場面において悪影響をもたらすものであることが認められるに至つた。特に東京都荒川区三河島八丁目に存する不良住宅地区などは人間の居住住宅の標準には到底及ばぬものもあり、地元よりこの住宅改良に対する強い希望が表明せられるに至つた。

政府は、かかる不良住宅を人道、社会、教育上の観点より一日も早く改良する必要があると思ふが、これに関する政府の考へ及び持の方針如何、右質問する。

昭和二十六年二月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林銑滄

衆議院議員天野公義君提出不良住宅改良に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

(別紙)

衆議院議員天野公義君提出不良住宅改良に関する質問に対する答弁書

不良住宅地区改良事業は、昭和二十二年不良住宅地区改良法制定以来昭和十七年までに約四千戸の地区改良を行つてきたが、以後戦争のぼつ発により中止されてきた。しかし、不良住宅地区が都市の盲点として社会恩の源泉となり、又都市の防衛、衛生等の点からも都市全体に悪影響を興へていくことは、固質問の通りであり、不良住宅地区改良の問題を等閑に附することはできないと考へる。

政府においては、昭和二十六年度に東京をはじめその他の五大都市の主要な不良住宅地区について、その実態を調査するとともに、改良事業の再開の準備を進めてきたが、昭和二十七年度は取りあへず、東京、京都、神戸の最も緊急を要する三地区に第二種公営住宅を建設し、地区の住民の特定入居を固る予定である。なお、現行の不良住宅地区改良法には、種々改正を考慮すべき点があるが、目下検討中であるが、同法の改正とともに昭和二十八年度以降において不良住宅地区改良法による本格的な改良事業を実施したいと考へている。

右答弁する。

東京都内足立電話局市内電話編入に関する質問主意書

東京都足立区は、東京都の東北部に位置し、人口既に二十六万を越える都内有数の区である。本区は荒川放水路及び佃田川によつて都心と離れ、区内より都心に出入るには必ず同河の橋を渡らねばならぬ地理的悪条件を有している。しかるに足立区は戦

興の形勢を少なかつたため大工場、中小工場が多く、青果市場、北魚市場、足立専売工場、その他の公共的施設も存在する。これらの諸工場及び公共的施設はいずれも本社を都心の通都大邑に多く、交通、通信上の連絡如何は今後の発展上重要な要素をなしていることはいうまでもない。最近交通機関は相当整備されて来たが、通信関係においては以上の理由により足立電話を市内電話に編入せられたという要望が強いのである。これは足立区の将来に重大な影響をもつものであるから、政府においては足立電話を速かに市内電話に編入するよう努力する必要があると思ふ。

今同提出された二十七年予算にこのための予算が組まれていることは誠に時宜を得たものであると思ふが、足立電話を市内電話に編入するための経費及びその実施計画はどうなつてゐるか、右質問する。

昭和二十六年二月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長林銑滄

衆議院議員天野公義君提出東京都内足立電話局市内電話編入に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

(別紙)

衆議院議員天野公義君提出東京都内足立電話局市内電話編入に関する質問に対する答弁書

一 足立局編入経費は、自動交換機、電力施設及び線路等約一億一千七百万円である。

二 右実施計画については、昭和二十八年五月竣工を目途として実施する予定であるが、足立局は四數字自動交換機であり、現東京交換区域に編入するため、現東京交換区域の中継ケーブル(足立一機五、六杆)を施設し、四數字局を六數字局(局電88)とする中間スイッチを施設し、東京交換区域内の中継回線(相手機費を含む)を施設することとなる。

なお、本工事とも四〇〇端子の増設工事を併せ実施する予定である。

右答弁する。

衆議院會議録第十五号中正説

頁段行	誤	正
一三	二末	電を
一七	三末	つる
一八	一末	三
二五	二末	ぶ
二六	二末	ぶ
二七	二末	ぶ
二八	二末	ぶ
二九	二末	ぶ
三〇	二末	ぶ
三一	二末	ぶ
三二	二末	ぶ
三三	二末	ぶ
三四	二末	ぶ
三五	二末	ぶ
三六	二末	ぶ
三七	二末	ぶ
三八	二末	ぶ
三九	二末	ぶ
四〇	二末	ぶ
四一	二末	ぶ
四二	二末	ぶ
四三	二末	ぶ
四四	二末	ぶ
四五	二末	ぶ
四六	二末	ぶ
四七	二末	ぶ
四八	二末	ぶ
四九	二末	ぶ
五〇	二末	ぶ
五一	二末	ぶ
五二	二末	ぶ
五三	二末	ぶ
五四	二末	ぶ
五五	二末	ぶ
五六	二末	ぶ
五七	二末	ぶ
五八	二末	ぶ
五九	二末	ぶ
六〇	二末	ぶ
六一	二末	ぶ
六二	二末	ぶ
六三	二末	ぶ
六四	二末	ぶ
六五	二末	ぶ
六六	二末	ぶ
六七	二末	ぶ
六八	二末	ぶ
六九	二末	ぶ
七〇	二末	ぶ
七一	二末	ぶ
七二	二末	ぶ
七三	二末	ぶ
七四	二末	ぶ
七五	二末	ぶ
七六	二末	ぶ
七七	二末	ぶ
七八	二末	ぶ
七九	二末	ぶ
八〇	二末	ぶ
八一	二末	ぶ
八二	二末	ぶ
八三	二末	ぶ
八四	二末	ぶ
八五	二末	ぶ
八六	二末	ぶ
八七	二末	ぶ
八八	二末	ぶ
八九	二末	ぶ
九〇	二末	ぶ
九一	二末	ぶ
九二	二末	ぶ
九三	二末	ぶ
九四	二末	ぶ
九五	二末	ぶ
九六	二末	ぶ
九七	二末	ぶ
九八	二末	ぶ
九九	二末	ぶ
一〇〇	二末	ぶ